

令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委員会／備考
1	8月29日	木	開会・提案理由説明	
2	8月30日	金	休 会	発言通告締切：正午
3	8月31日	(土)		
4	9月1日	(日)		
5	9月2日	月		
6	9月3日	火		
7	9月4日	水		
8	9月5日	木		質疑・一般質問
9	9月6日	金	質疑・一般質問・委員会付託	
10	9月7日	(土)	休 会	
11	9月8日	(日)		
12	9月9日	月		予算決算委員会
13	9月10日	火		
14	9月11日	水		建設経済委員会／分科会
15	9月12日	木		市民福祉委員会／分科会
16	9月13日	金		総務文教委員会／分科会
17	9月14日	(土)		
18	9月15日	(日)		
19	9月16日	(月)		
20	9月17日	火		
21	9月18日	水		予算決算委員会
22	9月19日	木		
23	9月20日	金		議会運営委員会
24	9月21日	(土)		
25	9月22日	(日)		
26	9月23日	(月)		
27	9月24日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会

目 次

第1号（8月29日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	5
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2 会期の決定	6
8. 日程第3 議案第51号～議案第63号・認定第1号～認定第11号 報告第9号～報告第13号	7
9. 提案理由の説明	7
(1) 議案第51号（大林総務部長）	7
(2) 議案第52号（大林総務部長）	7
(3) 議案第53号（大林総務部長）	7
(4) 議案第54号（徳丸福祉部長）	8
(5) 議案第55号（隈部水道局長）	8
(6) 議案第56号（有尾消防本部消防長）	8
(7) 議案第57号（大林総務部長）	9
(8) 議案第58号（徳丸福祉部長）	10
(9) 議案第59号（徳丸福祉部長）	10
(10) 議案第60号（有尾消防本部消防長）	11
(11) 議案第61号（有尾消防本部消防長）	11
(12) 議案第62号（大林総務部長）	11
(13) 議案第63号（徳丸福祉部長）	12
(14) 認定第1号（大林総務部長）	12
(15) 認定第2号（野満福祉部次長）	13
(16) 認定第3号（野満福祉部次長）	13
(17) 認定第4号（野満福祉部次長）	14
(18) 認定第5号（園田農林部次長）	14
(19) 認定第6号（園田農林部次長）	15

(20) 認定第7号 (園田農林部次長)	15
(21) 認定第8号 (隈部水道局長)	15
(22) 認定第9号 (木村市民医療センター事務部長)	16
(23) 認定第10号 (樺建設部長)	17
(24) 認定第11号 (樺建設部長)	18
(25) 報告第9号 (大林総務部長)	18
(26) 報告第10号 (徳丸福祉部長)	19
(27) 報告第11号 (吉岡総務部首席審議員)	19
(28) 報告第12号 (園田農林部次長)	20
(29) 報告第13号 (園田農林部次長)	21
10. 散 会	22

第2号 (9月5日)

1. 議事日程	25
2. 本日の会議に付した事件	25
3. 出席議員	26
4. 説明のため出席した者	26
5. 事務局職員出席者	27
6. 日程第1 質疑・一般質問	28
(1) 北原昭三議員一般質問	28
○早田市長答弁	29
(2) 北原昭三議員一般質問	30
○早田市長答弁	30
(3) 北原昭三議員一般質問	31
○樺建設部長答弁	31
(4) 北原昭三議員一般質問	32
○樺建設部長答弁	32
(5) 北原昭三議員一般質問	33
○樺建設部長答弁	34
(6) 北原昭三議員一般質問	35
○池田市民部長答弁	35
(7) 北原昭三議員一般質問	36
○池田市民部長答弁	37
(8) 北原昭三議員一般質問	37

○徳丸福祉部長答弁	38
(9) 北原昭三議員一般質問	38
○徳丸福祉部長答弁	38
(10) 北原昭三議員一般質問	39
(11) 芋生よしや議員一般質問	40
○大林総務部長答弁	40
(12) 芋生よしや議員一般質問	41
○徳丸福祉部長答弁	43
(13) 芋生よしや議員一般質問	43
○徳丸福祉部長答弁	44
(14) 芋生よしや議員一般質問	45
○徳丸福祉部長答弁	46
(15) 芋生よしや議員一般質問	46
○徳丸福祉部長答弁	47
(16) 芋生よしや議員一般質問	48
○早田市長答弁	49
(17) 芋生よしや議員一般質問	49
○早田市長答弁	50
(18) 芋生よしや議員一般質問	50
○大林総務部長答弁	51
(19) 芋生よしや議員一般質問	51
○大林総務部長答弁	52
(20) 芋生よしや議員一般質問	53
○大林総務部長答弁	53
(21) 芋生よしや議員一般質問	54
○鶴川農林部長答弁	54
(22) 芋生よしや議員一般質問	55
(23) 古川和博議員一般質問	55
○早田市長答弁	56
(24) 古川和博議員一般質問	57
○早田市長答弁	58
(25) 古川和博議員一般質問	58
○権建設部長答弁	59
(26) 古川和博議員一般質問	59

○樺建設部長答弁	60
(27) 古川和博議員一般質問	60
○樺建設部長答弁	61
(28) 古川和博議員一般質問	61
(29) 勢田昭一議員一般質問	62
○中尾教育部長答弁	63
(30) 勢田昭一議員一般質問	63
○中尾教育部長答弁	64
(31) 勢田昭一議員一般質問	64
○鶴川農林部長答弁	65
(32) 勢田昭一議員一般質問	66
○鶴川農林部長答弁	66
(33) 勢田昭一議員一般質問	67
○大林総務部長答弁	67
○中尾教育部長答弁	68
(34) 勢田昭一議員一般質問	69
○徳丸福祉部長答弁	69
(35) 勢田昭一議員一般質問	70
○早田市長答弁	71
(36) 勢田昭一議員一般質問	72
(37) 松見真一議員一般質問	72
○白石商工観光部長答弁	74
(38) 松見真一議員一般質問	75
○白石商工観光部長答弁	75
(39) 松見真一議員一般質問	76
7. 散 会	76

第3号（9月6日）

1. 議事日程	79
2. 本日の会議に付した事件	80
3. 出席議員	80
4. 説明のため出席した者	80
5. 事務局職員出席者	81
6. 日程第1 質疑・一般質問	82

(1) 原芳郎議員一般質問	82
○鶴川農林部長答弁	82
(2) 原芳郎議員一般質問	83
○鶴川農林部長答弁	83
(3) 原芳郎議員一般質問	84
○鶴川農林部長答弁	84
(4) 原芳郎議員一般質問	85
○早田市長答弁	86
(5) 原芳郎議員一般質問	87
○中尾教育部長答弁	88
○鶴川農林部長答弁	89
○白石商工観光部長答弁	89
○池田市民部長答弁	90
(6) 原芳郎議員一般質問	90
○白石商工観光部長答弁	91
(7) 原芳郎議員一般質問	91
○白石商工観光部長答弁	92
(8) 原芳郎議員一般質問	93
(9) 関口和良議員一般質問	93
○大林総務部長答弁	94
(10) 関口和良議員一般質問	94
○早田市長答弁	95
(11) 関口和良議員一般質問	96
○大林総務部長答弁	97
(12) 関口和良議員一般質問	98
○大林総務部長答弁	98
(13) 関口和良議員一般質問	99
(14) 金光一誠議員一般質問	99
○鶴川農林部長答弁	100
(15) 金光一誠議員一般質問	100
○鶴川農林部長答弁	100
(16) 金光一誠議員一般質問	101
○鶴川農林部長答弁	101
(17) 金光一誠議員一般質問	102

○鶴川農林部長答弁	102
(18) 金光一誠議員一般質問	103
○鶴川農林部長答弁	104
(19) 金光一誠議員一般質問	104
○鶴川農林部長答弁	105
(20) 金光一誠議員一般質問	105
○鶴川農林部長答弁	105
(21) 金光一誠議員一般質問	106
○鶴川農林部長答弁	106
(22) 金光一誠議員一般質問	107
○池田市民部長答弁	108
(23) 金光一誠議員一般質問	108
○大林総務部長答弁	109
(24) 金光一誠議員一般質問	109
○大林総務部長答弁	109
(25) 金光一誠議員一般質問	110
○北本首席教育審議員答弁	111
(26) 金光一誠議員一般質問	111
(27) 有働辰喜議員一般質問	112
○鶴川農林部長答弁	113
(28) 有働辰喜議員一般質問	114
○鶴川農林部長答弁	115
(29) 有働辰喜議員一般質問	115
○鶴川農林部長答弁	116
(30) 有働辰喜議員一般質問	116
○鶴川農林部長答弁	118
(31) 有働辰喜議員一般質問	118
○鶴川農林部長答弁	119
(32) 有働辰喜議員一般質問	119
○鶴川農林部長答弁	120
(33) 有働辰喜議員一般質問	121
○鶴川農林部長答弁	121
(34) 有働辰喜議員一般質問	122
(35) 永田紘二議員一般質問	122

○樺建設部長答弁	123
(36) 永田紘二議員一般質問	123
○樺建設部長答弁	124
(37) 永田紘二議員一般質問	124
○樺建設部長答弁	125
(38) 永田紘二議員一般質問	125
○鶴川農林部長答弁	126
(39) 永田紘二議員一般質問	127
○鶴川農林部長答弁	128
(40) 永田紘二議員一般質問	128
(41) 深牧大助議員一般質問	129
○樺建設部長答弁	130
(42) 深牧大助議員一般質問	130
○樺建設部長答弁	130
(43) 深牧大助議員一般質問	131
○樺建設部長答弁	132
(44) 深牧大助議員一般質問	132
○中尾教育部長答弁	132
(45) 深牧大助議員一般質問	133
○中尾教育部長答弁	133
(46) 深牧大助議員一般質問	134
○大林総務部長答弁	134
(47) 深牧大助議員一般質問	135
○大林総務部長答弁	135
(48) 深牧大助議員一般質問	136
○大林総務部長答弁	136
(49) 深牧大助議員一般質問	136
7. 日程第2 委員会付託	137
8. 散会	137

第4号（9月24日）

1. 議事日程	141
2. 本日の会議に付した事件	142
3. 出席議員	142

4. 説明のため出席した者	142
5. 事務局職員出席者	143
6. 日程第1 議案第51号～議案第63号・認定第1号～認定第11号 陳情第5号・陳情第6号	144
7. 各委員長の報告	144
(1) 建設経済委員長報告	144
(2) 市民福祉委員長報告	146
(3) 総務文教委員長報告	148
(4) 予算決算委員長報告	149
8. 質 疑	150
9. 討 論	151
(1) 芋生よしや議員討論	151
10. 採 決	155
11. 閉 会	156

8月29日(木曜日)

令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年8月29日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第51号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 山鹿市公告式条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 令和6年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 令和6年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 財産の譲渡について
- 議案第60号 財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）
- 議案第61号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 議案第62号 山鹿植木広域行政事務組合理約の一部変更について
- 議案第63号 熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について
- 認定第1号 令和5年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和5年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和5年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和5年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和5年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 令和5年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

- 認定第10号 令和5年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
認定第11号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について
報告第9号 令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第10号 専決処分の報告について（車両事故）
報告第11号 一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第12号 株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第13号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1番	関	口	和	良
2番	永	田	壮	拓
3番	深	牧	大	助
4番	原		芳	郎
5番	隈	部	賢	治
6番	高	橋	龍	一
7番	豊	田	新	二郎
8番	山	下	誠	治
9番	古	川	和	博
10番	金	光	一	誠
11番	松	見	真	一
13番	小	川	榮	二
14番	芋	生	よしや	
15番	勢	田	昭	一
16番	有	働	辰	喜
17番	服	部	香	代
18番	富	丸	洋	一郎
19番	北	原	昭	三
20番	永	田	紘	二

説明のため出席した者

市 長	早 田 順 一
副 市 長	阿蘇品 貴 司
教 育 長	堀 田 浩一郎
総 務 部 長	大 林 秀 樹
総務部首席審議員	吉 岡 隆
市 民 部 長	池 田 淳 志
福 祉 部 長	徳 丸 和 孝
農 林 部 長	鶴 川 浩一郎
商工観光部長	白 石 浩 二
建 設 部 長	樺 浩 介
教 育 部 長	中 尾 雄 二
教育部首席審議員	佐 藤 誠 記
市民医療センター事務部長	木 村 隆 男
消防本部消防長	有 尾 壽 朗
市 民 部 次 長	豊 田 義 幸
福 祉 部 次 長	野 満 ふみ子
農 林 部 次 長	園 田 和 雄
建 設 部 次 長	地 下 良 広
水 道 局 長	隈 部 光 磨
財 務 課 長	富 崎 嘉 隆
福 祉 課 長	原 幸 徳

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 山 天
議 事 係 長	服 部 隆 文
書 記	木 村 隆 寛

午前10時00分 開会

○

○服部香代 議長

ただいまから令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○服部香代 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、永田紘二議員、
関口和良議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○服部香代 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの27日間といた
したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は27日間と決定いたしました。
この際、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。早
田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。
非常に強い台風10号が接近しており、市民の皆様の安全、またこれから実りの時
期を迎える米や粟などをはじめとする農作物への影響など、大変気になるところで
す。この台風への備え、昨日の午後5時から避難所を開設し、高齢者等避難を発令、
市内小中学校を休校とするなど、市としても対応を進めています。各家庭におかれ
ましても、厳重な注意・警戒と十分な備えをしていただきたいと思います。
さて、この夏は連日、記録的な猛暑が続いておりますが、パリオリンピックに出
場されたサッカー選手、荒木遼太郎さんが活躍されました。八千代座や市民交流セ
ンター文化ホールでパブリックビューイングを行い、市民の皆さんとともに熱い声
援を送ることができました。国の威信をかけたオリンピック選手の熱い戦いに、多

くの国民が歓喜したと思いますが、選手も観客も一丸となってオリンピック競技を楽しむ姿が、パリパラリンピック大会でも見られることを期待しています。

また、本市の一大イベントであります山鹿灯籠まつりは、猛暑と夕立を心配しましたがけれども、大きな混乱もなく無事に終了することができました。昨年と同様、2日間で13万人の皆様をお迎えし、盛会のうちに花火大会をはじめ、千人灯籠踊り、上がり燈籠などを滞りなく終えられましたことは、灯籠まつりに関係され、祭りを支えていただいた多くの皆様があつてのことと、改めて深く感謝を申し上げます。

本定例会において御審議いただきます議案は、条例6件、予算2件、財産の譲渡1件、財産の取得2件、認定11件、その他2件及び報告5件でございます。これら諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

○

**日程第3 議案第51号～議案第63号・認定第1号～認定第11号
報告第9号～報告第13号**

○服部香代 議長

日程第3、議案第51号から報告第13号までの全案件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第51号から議案第53号まで一括して御説明申し上げます。

まず、議案第51号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、本市における次期の総合計画及び総合戦略を一体として策定することに伴い、それぞれの策定等に関し、必要な事項について審議等を行うため設置しております附属機関を統合するため、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第52号 山鹿市公告式条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会形成基本法の改正を踏まえ、情報通信技術を効果的に活用し、住民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、条例や規則の公布の方法に、インターネット等による方法を追加するため、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第53号 山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に

ついて、御説明申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に係る就業促進手当の要件の見直しなど、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

議案第54号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、被保険者証廃止等の国民健康保険法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年12月2日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

隈部水道局長。

[隈部光麿 水道局長 登壇]

○隈部光麿 水道局長

議案第55号 山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、水道法施行令等の改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるものです。

附則として、この条例は一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

議案第56号 山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、本市消防団員の実員数が減少し、令和6年4月1日現在の団員数が1,625人で、条例定数と隔たりがあることから、消防団員の定員を現行の1,800人から1,650人に改定するものでございます。

また、消防経験者で構成される機能別消防団員によって、昼間の消火活動への対応強化を図りたいことから、年齢の上限を現行の70歳から75歳に改定することなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年10月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第57号 令和6年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は4億1658万1000円です。内訳は、一般行政経費に3億6258万1000円、災害復旧費に5400万円です。

4 ページをお願いいたします。

第2表は、債務負担行為補正です。福祉総合相談について、単年事業として実施しておりますが、相談件数の増加、相談内容の複雑化により、窓口強化が必要なことから、令和7年度から令和9年度まで包括的相談支援体制構築事業等業務として実施するものです。

5 ページをお願いいたします。

第3表は、地方債補正です。臨時財政対策債については、令和6年度の発行可能額が決定したことに伴い、限度額を変更するものです。また、災害復旧事業については、災害復旧工事の追加に伴い、限度額を変更するものです。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）人事管理費の補正額251万円は、令和6年10月に拡充される児童手当の増額、（目）情報化推進費の補正額244万5000円は、国が定める地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき構築します基幹業務システムに係る改修を実施するものです。

13ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童家庭支援費の補正額1億8964万5000円は、令和6年

10月から拡充される児童手当及び令和6年4月に拡充された児童扶養手当の額改定に伴う増額です。

次の（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の管理経費60万5000円は、高齢者等への新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う健康管理システムの改修を実施するものです。

14ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費の補正額2736万2000円は、農業担い手支援総合対策事業、農産物生産振興事業及び畜産振興事業に係る県補助事業の交付に伴うものです。

（款）災害復旧費の補正額5400万円は、本年6月30日の豪雨により被害のあった水路、林道合計5か所の復旧を行うものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

議案第58号 令和6年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1616万2000円を追加し、総額を69億3191万3000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

中段の歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額1億1616万2000円は、令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費等の確定に伴います、国・県支出金の精算返納金でございます。

続きまして、議案第59号 財産の譲渡について、御説明いたします。

本案は、本市財産の有効活用を図るため、財産を譲渡する必要があり、規定により議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の種類は土地、所在及び地番は山鹿市山鹿字花塚370番7、地目は宅地、地積は820.16平方メートルでございます。

譲渡価格は453万1250円で、評価額の4分の1の価格となっております。

契約の相手方は、山鹿市山鹿1080番地3、社会福祉法人敬和会、理事長、松本雅雄でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

議案第60号 財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の決議を経る必要があります。提案するものでございます。

取得する財産は、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台です。

現在、鹿北分署に配備している災害対応特殊消防ポンプ自動車は、配備から22年が経過しており、更新基準に基づき取得するものでございます。

契約の方法は一般競争入札で、取得金額は6465万3490円でございます。

契約の相手方は、熊本市中央区神水2丁目6番7号、野々村ポンプ株式会社、代表取締役、湯本淳二氏でございます。

続きまして、議案第61号 財産の取得について、御説明いたします。

本案は、高規格救急自動車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。提案するものでございます。

取得する財産は、高規格救急自動車です。

現在、山鹿消防署に配備している高規格救急自動車が、配備から10年以上経過しており、更新基準に基づき取得するものでございます。

契約の方法は一般競争入札で、取得金額は3583万8000円でございます。

契約の相手方は、熊本市南区日吉2丁目10番1号、熊本トヨタ自動車株式会社、代表取締役、井原宏氏でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第62号 山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、山鹿植木広域行政事務組合が管理運営する山鹿衛生処理センターを令和7年3月31日限りで廃止することにより、同組合の共同処理する事務が最終処分場のみとなることから、同組合の業務量と組合議員の定数を勘案し、組合議員の定数

を削減するため、同組合の規約の一部を変更するものです。

附則としまして、この規約は熊本県知事の許可のあった日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上、御説明申し上げます。

○服部香代 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

議案第63号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度に係る被保険者証等が廃止されることに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年12月2日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

認定第1号 令和5年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入合計欄の予算現額368億9984万2299円、調定額366億5974万8311円に対しまして、収入済額は361億6895万5621円です。不納欠損額は4086万9440円、収入未済額は4億4992万3250円です。

3ページをお願いいたします。

歳出合計欄の予算現額368億9984万2299円に対しまして、支出済額は337億4400万6560円であり、予算執行率は91.4%です。

翌年度繰越額は、明許繰越及び事故繰越を合わせまして、8億8328万212円、不用額は22億7255万5527円です。

71ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。3の歳入歳出差引額24億2494万9000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は7534万2000円であり、結果、実質収支額は23億4960万7000円です。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、10億円を

基金に編入しております。その内訳は、財政調整基金に5億円、減債基金に5億円です。

なお、決算に係る附属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成しておりますので、併せて御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

野満福祉部次長。

[野満ふみ子 福祉部次長 登壇]

○野満ふみ子 福祉部次長

認定第2号から認定第4号まで、一括して御説明申し上げます。

認定第2号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入合計の欄の予算現額71億2760万4000円、調定額70億8176万700円に對しまして、収入済額は68億9280万8495円です。不納欠損額は2614万9380円、収入未済額は1億6280万2825円です。

2ページをお願いいたします。

歳出合計欄の予算現額71億2760万4000円に對しまして、支出済額は67億5114万1753円、不用額は3億7646万2247円です。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は1億4166万6742円です。

16ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億4166万7000円です。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、5000万円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ編入しております。

続きまして、認定第3号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入合計の欄の予算現額9億8254万1000円、調定額9億4167万3998円に對しまして、収入済額は9億3857万2998円です。不納欠損額は5,900円、収入未済額は309万5100円です。

2ページをお願いいたします。

歳出合計の欄の予算現額9億8254万1000円に對しまして、支出済額は9億1537万7129円、不用額は6716万3871円です。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は2319万5869円です。

10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2319万6000円です。

続きまして、認定第4号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入合計の欄の予算現額70億8146万1000円、調定額71億1705万9969円に対しまして、収入済額は71億801万3761円です。不納欠損額は251万8947円、収入未済額は652万7261円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出合計の欄の予算現額70億8146万1000円に対しまして、支出済額は68億842万9148円、不用額は2億7303万1852円です。

7 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は2億9958万4613円です。

18ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2億9958万5000円です。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、5000万円を介護給付費準備基金へ編入しております。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

園田農林部次長。

[園田和雄 農林部次長 登壇]

○園田和雄 農林部次長

認定第5号から第7号までの財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

まず、認定第5号 令和5年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で御説明いたします。予算現額79万6000円、調定額55万5251円に対しまして、収入済額は55万5251円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、御説明いたします。予算現額79万6000円に対しまして、支出

済額は31万6017円です。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は23万9234円です。

次に、認定第6号 令和5年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で御説明いたします。予算現額117万6000円、調定額102万6771円に対しまして、収入済額は102万6771円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、御説明いたします。予算現額117万6000円に対しまして、支出済額は30万9778円です。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は71万6993円です。

次に、認定第7号 令和5年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で御説明いたします。予算現額222万7000円、調定額163万6844円に対しまして、収入済額は163万6844円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、御説明いたします。予算現額222万7000円に対しまして、支出済額は144万6931円です。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は18万9913円です。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

隈部水道局長。

[隈部光麿 水道局長 登壇]

○隈部光麿 水道局長

認定第8号 令和5年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出につきまして、収入から申し上げます。

(第1款) 水道事業収益は、予算額5億7387万5000円に対しまして、決算額は6億515万3194円であります。

次に、支出であります。

(第1款) 水道事業費用は、予算額5億5299万円に対しまして、決算額は5億3664万918円となっております。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきまして、収入から申し上げます。

(第1款) 資本的収入は、予算額8億8836万1000円に対しまして、決算額は6億9258万2328円であります。

次に、支出であります。

(第1款) 資本的支出は、予算額11億3209万2000円に対しまして、決算額は9億1230万2389円となっております。

5ページをお願いいたします。

令和5年度山鹿市水道事業剰余金処分計算書(案)であります。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金1026万3940円のうち、資本金として332万7286円を組み入れ、減債積立金に300万円、建設改良積立金に393万6654円をそれぞれ積み立てるものであります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

木村市民医療センター事務部長。

[木村隆男 市民医療センター事務部長 登壇]

○木村隆男 市民医療センター事務部長

認定第9号 令和5年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入から御説明いたします。

(第1款) 病院事業収益は、予算額42億6313万7000円に対し、決算額は36億2174万7952円であります。

次に、支出です。

(第1款) 病院事業費用は、予算額43億222万6000円に対し、決算額は40億4174万8298円であります。

続いて、2ページでございます。

資本的収入及び支出について、収入から御説明いたします。

(第1款) 資本的収入は、予算額2億5222万円に対し、決算額は2億1090万円あります。

次に、支出です。

(第1款) 資本的支出は、予算額7億848万4000円に対し、決算額6億6851万1768円であります。

続きまして、3ページ、損益計算書になります。

まず、病院事業の本業での収支を示す医業収支は、1の医業収益が30億1410万7246円、2の医業費用が38億4230万3982円となっており、差し引き8億2819万6736円の医業損失でございます。

次に、経常収支でございますが、医業損失に3の医業外収益を加え、4の医業外費用を差し引いた4億1008万1594円の経常損失となりました。

最終的な令和5年度の総収支につきましては、経常損失に5の特別利益を加え、6の特別損失を差し引いた4億3929万6888円が当年度純損失となったところです。

したがって、当年度未処理欠損金につきましては、当年度純損失に前年度繰越利益剰余金の1億2054万5427円を合わせた3億1875万1461円となり、同額を翌年度繰越欠損金としたところでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

権建設部長。

[権浩介 建設部長 登壇]

○権浩介 建設部長

認定第10号 令和5年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

(第1款) 下水道事業収益、予算額13億5989万9000円に対しまして、決算額は14億4253万4317円でございます。

次に、支出について御説明いたします。

(第1款) 下水道事業費用、予算額13億1761万8000円に対しまして、決算額は12億3920万9653円でございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

(第1款) 資本的収入、予算額25億4423万1000円に対しまして、決算額は17億1426万406円でございます。

次に、支出について御説明いたします。

(第1款) 資本的支出、予算額29億4144万3000円に対しまして、決算額は21億1612万9239円でございます。

5 ページをお願いします。

令和5年度山鹿市下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金1億5689万9462円のうち、資本金として638万3964円を組み入れるものです。

続きまして、認定第11号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

(第1款) 農業集落排水事業収益、予算額8億4669万9000円に対しまして、決算額は8億4759万7060円でございます。

次に、支出について御説明いたします。

(第1款) 農業集落排水事業費用、予算額8億4422万1000円に対しまして、決算額は8億121万259円でございます。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

(第1款) 資本的収入、予算額1億9110万円に対しまして、決算額は1億8952万1205円でございます。

次に、支出について御説明いたします。

(第1款) 資本的支出、予算額3億7705万8000円に対しまして、決算額は3億7648万9831円でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

報告第9号 令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

1、健全化判断比率の1つ目、実質赤字比率につきましては、一般会計の収支は黒字決算のため、比率なしです。

2つ目の連結実質赤字比率につきましても、一般会計、特別会計及び公営企業会計を連結した収支合計が黒字決算のため、比率なしです。

3つ目、実質公債費比率につきましては、9.6%です。

次の将来負担比率につきましては、地方債の償還額等の将来負担額より、普通交

付税に後年度算入される地方債の算入額や財政調整基金等が上回っており、比率なしです。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、公営企業会計において資金不足は生じておりませんので、比率なしです。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

報告第10号 専決処分 of 報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告するものです。

2ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和6年4月18日、午後3時10分頃です。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿健康福祉センター駐車場において、降車時に突風にあおられた公用車のドアが、隣接駐車していた相手方車両に接触し、損傷させたものでございます。

損害賠償の額は7万4486円です。

和解事項として、山鹿市は相手方に対し、本件事故に対する一切の賠償金として上記金額を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債務債権がないことを確認するものです。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

吉岡総務部首席審議員。

[吉岡隆 総務部首席審議員 登壇]

○吉岡隆 総務部首席審議員

報告第11号 一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法の規定により、御報告申し上げます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度の事業報告です。

項目2、事業の内容、(1)自主事業及び公益目的事業としまして、3ページから7ページ掲載の地域資源を生かした文化・福祉・観光・スポーツなどに関する地

域振興事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、前年度に中止した旅先案内人養成講座の再開や、地域おこし協力隊と連携した企画事業を展開しております。

7ページをお願いいたします。

(2) 受託事業としましては、指定管理者として八千代座やさくら湯などの施設の管理運営業務を行うとともに、山鹿灯籠踊り保存会に関する業務や情報発信拠点づくりに係る業務等を受託しております。

次の、8ページから9ページには、各受託施設の利用者数や使用料収入などの状況を記載しております。5つの受託施設とも、自粛されていた催事や大会が再開され、特に観光施設においてはインバウンドも含めた個人観光客の動きが活発になり、前年度の利用者を上回っておりますが、コロナ禍前の水準までには至っておりません。

次に、10ページから12ページにかけまして、収支計算書を掲載しております。

まず、10ページの収入でございますが、一番右下の経常収益の合計は、3億2715万4449円でございます。

次に、11ページの支出でございます。

一番右下の経常費用の合計は2億5214万5430円でございます。

12ページをお願いいたします。

収入合計から支出合計を差し引いた一番右下の当期一般正味財産増減額の7500万9019円が翌年度への繰越金となります。この繰越金には基本財産の3000万円を含んでおります。

次の13ページから16ページには、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を、17ページ以降には、令和6年度の事業計画及び収支予算書を掲載しておりますので御参照ください。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

園田農林部次長。

[園田和雄 農林部次長 登壇]

○園田和雄 農林部次長

報告第12号及び第13号、法人の経営状況につきまして、地方自治法の規定により御報告を申し上げます。

まず、報告第12号 株式会社小栗郷でございます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度の事業報告でございます。

株式会社小栗郷は、道の駅小栗郷内の小栗館、お栗茶屋、木遊館及びカントリーパークの管理運営に当たっております。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症も5類に移行され、客足もやや増えたかに思えたものの、円安や原材料の高騰による買い控え、公共料金の値上げによる節約志向の高まりに加え、これまで直営で実施しておりました小栗茶屋を閉鎖しテナントに移行したこと、近隣の類似する施設との競合等が売上や、来客数の減少につながったものと考えられます。

運営につきましては、長引く赤字脱却を図るべく、経費削減等自助努力を進めたほか、商品の見直しなどによる利益率や客単価のアップを図るなど、生産者、出荷者、出資者、市の御理解・御協力を賜りながら運営を進めてまいりました。

結果といたしましては、来客者数は前年比11.9%減の20万7000人、売上高につきましては前年比3.3%減の3億4538万7000円、当期純利益は1145万8000円となっております。

4ページから7ページにかけては、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、8ページから9ページにかけては、令和6年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、報告第13号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含む物産館及び食事施設などの複合施設とその周辺、上内田川の河川公園の管理運営に当たっております。

令和5年度は、温泉施設においてコロナ禍で激減した入浴客がコロナ禍前の数値までには回復しておらず、入浴料を値上げし経営健全化に取り組んでまいりましたが、重油の高騰がさらに追い打ちとなり厳しい状況でありました。

また、休業中であったレストランにおきましては、令和5年11月に地元食材を使った田舎のおもてなし料理を提供する農園レストランをリニューアルオープンし、売上を徐々に伸ばすことができました。

運営につきましては、役員報酬のカットや退職職員の補充を行わず、限られた人員の中で管理経費の削減など職員一丸となって収益確保に取り組んでまいりました。

結果といたしましては、来客者数は前年比39.7%増の30万人、売上高につきましては前年比17.0%増の2億6174万6000円、当期純利益は286万9000円の損失となっ

ております。

4ページから7ページにかけては、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、8ページから9ページにかけては、令和6年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、御参照ください。

御報告申し上げました2つの法人につきましては、地域経済の活性化に資する道の駅の施設運営の改善・発展に努め、経営の安定を促していきますとともに、今後の方向性につきましても多角的に検証し、慎重に議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

----- ○ -----

散 会

○服部香代 議長

今期定例会において受理しました請願等の取扱いについては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時05分 散会

~~~~~

9月5日(木曜日)

# 令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○  
発言通告

#### 1. 北原昭三

##### 一般質問

- (1) 次期市長選に向けて進退の考えについて
- (2) 市営住宅の管理等について
- (3) 軟骨伝導イヤホンの導入について
- (4) ひとり親家庭等医療費助成制度について

#### 2. 芋生よしや

##### 一般質問

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップの導入について
- (2) 国保税子供の均等割軽減について
- (3) 災害対策の更新について
- (4) 農業振興について

#### 3. 古川和博

##### 一般質問

- (1) 公約「山鹿創生」の達成状況について
- (2) 共同作業の今後について

#### 4. 勢田昭一

##### 一般質問

- (1) 学校給食で働く職員について（「共働」の視点）
- (2) スーパー中山間地域創生事業について（「共育・共活」の視点）
- (3) 早田市政4年間について（「共創」の視点）

#### 5. 松見真一

##### 一般質問

- (1) 企業への支援について

○  
本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



出席議員（19名）

|     |   |   |     |    |
|-----|---|---|-----|----|
| 1番  | 関 | 口 | 和   | 良  |
| 2番  | 永 | 田 | 壯   | 拓  |
| 3番  | 深 | 牧 | 大   | 助  |
| 4番  | 原 |   | 芳   | 郎  |
| 5番  | 隈 | 部 | 賢   | 治  |
| 6番  | 高 | 橋 | 龍   | 一  |
| 7番  | 豊 | 田 | 新   | 二郎 |
| 8番  | 山 | 下 | 誠   | 治  |
| 9番  | 古 | 川 | 和   | 博  |
| 10番 | 金 | 光 | 一   | 誠  |
| 11番 | 松 | 見 | 真   | 一  |
| 13番 | 小 | 川 | 榮   | 二  |
| 14番 | 芋 | 生 | よしや |    |
| 15番 | 勢 | 田 | 昭   | 一  |
| 16番 | 有 | 働 | 辰   | 喜  |
| 17番 | 服 | 部 | 香   | 代  |
| 18番 | 富 | 丸 | 洋   | 一郎 |
| 19番 | 北 | 原 | 昭   | 三  |
| 20番 | 永 | 田 | 紘   | 二  |



説明のため出席した者

|   |   |   |    |   |   |    |    |   |   |
|---|---|---|----|---|---|----|----|---|---|
| 市 | 長 | 早 | 田  | 順 | 一 |    |    |   |   |
| 副 | 市 | 長 | 阿蘇 | 品 | 貴 | 司  |    |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 堀  | 田 | 浩 | 一郎 |    |   |   |
| 総 | 務 | 部 | 長  | 大 | 林 | 秀  | 樹  |   |   |
| 市 | 民 | 部 | 長  | 池 | 田 | 淳  | 志  |   |   |
| 福 | 祉 | 部 | 長  | 德 | 丸 | 和  | 孝  |   |   |
| 農 | 林 | 部 | 長  | 鶴 | 川 | 浩  | 一郎 |   |   |
| 商 | 工 | 観 | 光  | 部 | 長 | 白  | 石  | 浩 | 二 |
| 建 | 設 | 部 | 長  | 樺 |   | 浩  | 介  |   |   |
| 教 | 育 | 部 | 長  | 中 | 尾 | 雄  | 二  |   |   |

|             |         |
|-------------|---------|
| 消防本部消防長     | 有 尾 壽 朗 |
| 市民部次長       | 豊 田 義 幸 |
| 福祉部次長       | 野 満 ふみ子 |
| 商工観光部次長     | 迎 田 祐 樹 |
| 総合戦略課長      | 永 田 健 一 |
| 防災監理課長      | 福 島 光 浩 |
| 市民課長        | 小 林 正 和 |
| 健康増進課長      | 松 林 敏 治 |
| 国保年金課長      | 面 村 誠 也 |
| 農業振興課長      | 長 迫 貴   |
| 建設課長        | 渕 上 邦 広 |
| 都市整備課住宅政策室長 | 佐 伯 勝 徳 |
| 学校教育課長      | 田 上 博 之 |

---

事務局職員出席者

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 山 天   |
| 議事係長   | 服 部 隆 文 |
| 書記     | 木 村 隆 寛 |

---



また、人口減少対策を踏まえた市政運営の方向性についての答弁では、人口減少対策は市政における喫緊の課題となっております。人口減少対策を柱として10年先、20年先を見据えた長期的な視点で取組を継続していくことが必要であると考えておりますとの答弁をいただきました。

山鹿創生の実現に向けての市長就任の挨拶で、山鹿市創生をまちづくりのテーマに6つの公約を掲げられております。1つ、新型コロナウイルス対策、2つ、少子高齢化対策、3つ、経済・農林業・商工業・観光業の発展、4つ、医療・福祉の向上、5つ、市民生活・教育・文化・スポーツ・交通の向上、6つ、行政の発展とありました。

それでは、4点についてお伺いをいたします。1点目、市長公約6項目について、項目ごとの評価点・達成度はどのようにお考えかお伺いをいたします。2点目、特に力を入れて取り組まれた事業は何でしょうか。3点目、人口減少で取り組まれた内容にはどのようなものがありますか。4点目、市民の声をどのように生かされましたか、お伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

#### ○早田順一 市長

まず、市長就任に当たって掲げました6つの公約、マニフェストのうち1点目、新型コロナウイルス対策については、関係各方面との連携強化によるワクチン接種事業の推進等の取組を達成、2点目の少子高齢化対策については、移住希望者の受入れ支援、婚活支援の強化、あいのりタクシーの充実などの取組を実施いたしました。

3点目、産業については、農林業・商工業の跡継ぎ支援、農産物のブランド化や山鹿産材を使用する住宅に対する補助実施による市産木材の需要増進、千人灯籠踊り手の全国公募や歴史探検バス運行の実現、山鹿地域においては約40年ぶりとなる企業誘致の有力なツールである工業団地の整備に着手、4点目の医療・福祉については、本年2月の健幸都市宣言の実施や待機児童ゼロの実現、みんなで支え合う地域共生社会づくりを推進いたしました。

5点目、市民生活の向上については、山鹿創生塾の創設、文化芸術活動の支援強化や国道3号植木バイパスの早期整備に係る要望活動等を行い、6点目の行政の発展については、総合戦略課を設置し、人口減少対策等に係る施策の部局横断的な推進に注力をいたしました。

個々の項目ごとに評価点を付けるのは市民の皆様にご覧いただきたいと思います。市政

運営全体としては、これらの公約、マニフェストについては、市職員の尽力はもとより、市民、関係機関の御理解・御支援をいただいたおかげで相当程度実現し、または着手できたものと認識をしております。

また、特に力を入れ取り組んだ事業を挙げますならば、何を置いても人口減少対策でございます。その人口減少に対する取組の内容は多岐にわたりますが、やはり人口減少のスピード抑制、持続可能な社会の構築、この2方向からのアプローチによる、結婚・子育て支援、創業・開業支援、移住定住支援の取組、選ばれる山鹿づくりが、その中心をなすものとなると考えております。

市民の声をどのように生かしたかにつきましては、アンケートやワークショップの実施、市民が委員となる外部委員会などにおける意見の聴取、また市長就任当初こそ新型コロナウイルス感染症の影響によりかないませんでしたけれども、私と市民の皆様との直接対話の機会などを生かし、施策の展開に反映させるべく努めてまいったところでございます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

公約については、相当程度実現または着手できたものと自負している、また、特に力を入れ取り組んだ事業は、何を置いても人口減少対策である。市民の声については、アンケートやワークショップの実施など、市民との直接対話の機会などを生かし、施策の展開に生かしてきたなど、答弁をいただきました。

1期4年では、公約にもありましたが、新型コロナウイルス対策等で期間が足りず、取り組めない施策も多々あったことかと思えます。来年、市長選挙の日程も決まりました。当然、2期目の市長選に挑戦をされると思えますが、進退についてのお考えをお伺いいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

**○早田順一 市長**

進退についての御質問をいただきました。

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、人々の価値観の多様化、デジタル社会の進展、大規模災害リスクの増大といった地方公共団体を取り巻く社会状況が大きく変化する中、本市においても行政課題は山積しており、その解決にはまだ道半ばな状況でございます。

振り返れば令和3年1月の市長選におきまして信任をいただき、以来、約4年にわたり市政を預かってまいった者として、引き続き地域の持続的な発展を目指し、市民の皆様が安心して暮らし、働き、育てることができる、山鹿市に住んで本当によかったとっていただける社会をつくり上げることが、私に課せられた使命であると思っております。

つきましては、市民の皆様の御支援をいただけますならば、次期市長選へ出馬したいと考えております。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

今、市長に2期目に挑戦をされるという表明がございました。山鹿市に住んでよかったですとっていただける社会づくりをすることが、私に課せられた使命であると思っている、そのような発言もございました。山鹿市が抱える人口減少対策、基幹産業である農業振興策など、行政課題は山積をしております。全力を尽くしていただきたいと思えます。

続きまして、2件目、市営住宅の管理等についてお伺いをします。市民の方々より、日々いろいろ相談をお受けいたします。その中で、市営住宅の申込みの申請をしてもなかなか入居できないと、多くの声を聞きます。それは、それなりの理由があるとは思われますが、住まいに困った人が申請するわけです。1日でも早く入居させるのも市役所の使命ではないでしょうか。

それでは、3点についてお尋ねをいたします。1点目、過去3年間の住宅申込数に対し、入居済はどのようになっておりますか。2点目、先ほど申し上げました、いろんな事情があり遅くなる場合もあるとは思いますが、申請から入居までの待ち時間はどのくらいでしょうか。3点目は、申請より入居までに時間がかかる場合、その申請者への説明はどのようにされていますか。お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

**○樺浩介 建設部長**

御質問の、過去3年間の申込件数と入居件数について、お答えいたします。

令和3年度の申込件数は99件で、そのうち入居を許可したのが60件、令和4年度は申込み74件に対し、入居許可が47件、令和5年度は、申込み64件に対して入居許可が34件となっております。この場合、入居に至らなかった方には、4月に申込み

の更新を行っていただきますが、入居の申込み順は前年度から引き継ぐこととなります。

次に、申請から入居までに要する期間については、申し込まれた後に改修工事を行うため、工事内容により必要な期間が異なりますが、2か月または3か月程度はお待ちいただいている状況でございます。

また、希望される住宅の空きがない場合や申込みが多数の場合は、入居までに長期間を要することもありますので、入居申込みの際に、その時点の申請件数や修繕状況などをお伝えし、入居までに一定の期間が必要である旨を説明させていただいております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

過去3年間の申込数に対する入居済件数が分かりました。工事内容により、必要な期間については、申し込まれた後に改修工事を行うため、2か月から3か月、期間を要する。また、入居まで長期間を要する場合は、その申請者に対し丁寧な説明をしているとの答弁でした。

先ほど申し上げましたが、申請してから長期間、入居を待っている人もおられると聞いております。抽選方式を導入し、受皿を用意し、入居を募集すれば、待ち時間は短縮できると思います。他市では抽選方式を導入されている自治体も多いようです。山鹿市も現行の随時募集から抽選方式、年3回の抽選などへの変更に対する考えについて、お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

**○樺浩介 建設部長**

御質問の、随時募集から抽選方式への変更の考えについて、お答えをいたします。

まず、公営住宅は、安価な家賃で住戸を供給することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが基本的な目的であり、空き住戸への補充入居につきましても、様々な理由で住宅事情に困窮している方へ、順次、住宅を供給するために随時募集としております。

現在運用中の随時募集は、空き住戸が発生した際、複数の希望がなければ必要な修繕等を行い、速やかに入居できることが利点です。また、特定の団地への入居希

望がなければ、順番待ちをせず入居できることが利点でもあります。

一方で、抽選方式につきましては、様々な方式があり、一部の住宅に限れば、人気のある場所では入居の準備が整った後に抽選を行うという例も見受けられます。この場合は、当選するとすぐに入居できるというメリットがありますが、申込者にとりましては、当選するという保証はなく、場合によっては数年待ったのに初めて申し込んだ人が先に入居するといった状況も想定され、将来の入居時期の予定も立てにくくなり、計画的に住戸を確保することが難しくなります。このようなことから、現時点では随時募集方式を継続していく予定としております。

ただし、今後、再整備する住宅につきましては、最初の入居者募集時には抽選方式を取り入れる可能性もございますので、他の自治体を参考に実態を調査していきたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

#### ○北原昭三 議員

随時募集、抽選方式のメリット・デメリットの紹介がありました。現時点では、山鹿市としては随時入居方式を継続していく予定との答弁でございました。いずれにしても、何か考えればよいヒントがあるのかもしれませんが。私が言いたいののは、申請から最短で入居できる方法の調査をよろしく願いをいたします。

3回目は、空き住戸を活用した取組について、お伺いをいたします。山鹿市市営住宅全体で1,423戸ございます。その中で139戸の空き住戸があり、久原団地では管理戸数210戸のうち59戸の空き住戸があり、上層部3階・4階では半数近い24戸の空き住戸となっております。有効活用の観点から見れば、空き住戸を減らせば住宅使用料の収入も増え、移住定住につながると考えておりますと、今年3月定例会で答弁をいただいております。

それでは、空き住戸、京都市の取組について御紹介をさせていただきます。新聞には空き部屋と書いてありましたので、そのまま読みます。空き部屋改装、今風の水回り、割安な家賃、京都市。京都市では、若者や子育て世帯の流出を食い止めようと、市営住宅の空き部屋を活用した事業を昨年の夏から始められています。公募で選ばれた民間事業者に部屋を貸し付けてリノベーション改修してもらい、割安な賃貸住宅として貸し出す、全国初の取組と言われております。市営住宅を民間事業者に貸し出すのは、民間の知恵で若い世代が住みたくなる間取りや設備、家賃設定など、魅力あるプランを提供するため、不動産賃貸管理業の三共、京都市東山区が

5室のうち1室を担当されたそうです。2DKだった間取りを、リビングが広々とした1LDKプラスS、ウォークインクローゼットに変更し、部屋が明るく見えるよう全体を白い色で統一をされております。子供たちの足音を軽減するため、床をかさ上げし、浴槽やトイレ、キッチンといった水回りも今風の設備に一新と聞いております。良質で価格が手頃な住宅提供という課題を解決、一手法として、市は使われていない市営住宅の活用に取り出したとの新聞記事がございました。人口規模も違い、参考にならないかもしれませんが、御紹介をさせていただきました。

先般、私が3月に聞いたときの答弁では、空き住戸は139戸でしたが、8月末現在のさっきの答弁では144戸との答弁があり、それから増えてきていることが分かりました。

それでは、2点質問をいたします。1点目、空き住戸の管理はどのようにされておりますか。2点目、老朽化した住宅は解体し、縮小し、新たなプランもあるかと思いますが、山鹿市公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後取り組む予定は何でしょうか。お伺いをします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

#### ○樺浩介 建設部長

御質問の、空き住戸の利活用の取組について、お答えいたします。

8月末日現在、管理戸数1,420戸のうち144戸が空き住戸となっております。立地的には、買物や医療機関への通院に不便な場所が多くなっておりますが、この中には、非常時の緊急対策用住戸とするために確保しているものも含まれております。

今後の市営住宅の在り方については、3月定例会でも答弁しましたとおり、住宅の老朽化が進んでいることから、令和13年度を目標年次とした山鹿市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止や建て替えを検討しているところであり、本年度の事業としましては、今後の住宅整備のモデル事業的な位置づけであります浦田団地の再整備に係る基本構想の策定を行っております。

議員御紹介の先進地の事例のように、まちづくりにつながる空き住戸の利活用として、若者・子育て世帯向けに手頃な家賃で住戸を提供し、地域コミュニティーの活性化等に資する取組は、移住定住促進の観点からも大変重要な施策であると考えます。

しかしながら、本市の市営住宅は全体的に老朽化が進んでおり、空き住戸を部分的にリフォームするだけでは対応が困難で、今後の建て替え等の整備において検討が必要と考えております。今後は一定のセーフティーネットとしての機能を維持し

つつも、子育て世代や中間所得者層を取り込むことで、地域コミュニティの活性化はもとより、住宅供給事業としての収支も均衡が図れるような住宅整備を検討してまいります。

現在の空き住戸の利活用としては、緊急対応が必要な世帯や、災害の被災者等がすぐに入居できるよう、緊急対策用の住戸として2戸を確保しておりますが、今後あらゆる自然災害の発生が危惧されておりますので、状況を踏まえ、空き住戸を活用した緊急対策用住戸の増設を検討していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

子育て世帯や中間所得者層を取り込むことで、地域コミュニティの活性化はもとより、住宅供給事業としての収支も均衡が図れるような住宅整備の検討も必要と思います。また、緊急対策用住戸の創設も必要と思いますとの答弁がございました。いろいろと大変とは思いますが、空き住戸削減に早急な対応をよろしく願いをいたします。

続きまして、3件目、窓口業務に軟骨伝導イヤホンの導入について、お伺いをいたします。山鹿市役所にも種々申請等で多くの市民の皆様が来庁されると思います。1階の市民課のあるフロアが最も多いと思います。市民課窓口辺りをよく通りますけれども、受付の方々が来庁者の方へ笑顔で対応されている姿をよく見ます。今後も笑顔での対応をよろしく願いいたします。

それでは、2点についてお伺いをいたします。1点目、この市役所に1日何名くらいの方が窓口業務にいらっしゃいますでしょうか。2点目、会話がうまくつながらないコミュニケーションが取りにくい方もいらっしゃるかと思います。聞こえづらい方への対応はどのようにされていますか。お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

**○池田淳志 市民部長**

御質問の、聞こえづらい人への窓口対応について、お答えいたします。

まず、市民課窓口の1日当たりのお客様の数は、過去1年間の来客数の平均では約120人、繁忙期ではおよそ150人となっております。

次に、聞こえづらい人が市役所窓口に来られた場合のコミュニケーションの方法

としては、まずは窓口職員が分かりやすい言葉でゆっくりと話しかけたり、筆談を行うなど、本人の要望や状況に合わせて、相手が聞き取れることを確認しながら、丁寧な対応を心がけているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

1日当たりの来庁の人数、そして聞こえづらい方への対応、丁寧な対応をされていることが分かりました。今後ますます高齢化時代を迎えます。聞こえづらい方等の対応も大変な作業と思います。聞きづらい方とのコミュニケーションが取れず、不愉快な思いをされないよう、十分な配慮をお願いいたしたいと思います。

そこで、2回目は、軟骨伝導イヤホンの導入に対する考えについてお伺いいたします。軟骨伝導、第3の聴覚といわれるということで、奈良県立医科大学の細井裕司理事長、学長先生がその経路を発見されました。公明党の秋野公造参議院議員も国会で軟骨伝導イヤホンの普及に力を入れておられます。

まず、軟骨伝導イヤホンについて御紹介をさせていただきます。軟骨伝導イヤホンは、耳の穴を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで、鼓膜を震わせ、音を感じさせる仕組みです。補聴器のように耳栓タイプのレシーバーを耳の穴に深く差し込む必要がない上に、球形のイヤホン部分を耳たぶにかけるだけでいいので、耳穴を塞がず、雑音も少ない機器となっております。価格はいろいろございますが、安いもので約3万円、来庁者への対応用に他自治体でも導入が進んでいるところでございます。片耳で10万円から20万円といわれる補聴器より格段に安い、両耳の球形のイヤホンをかけ、コードでつながれた本体はわずか30グラムの長方形で、コードの一部が集音するマイク部になっている。音質も極めて安定をしております。この軟骨伝導の場合は、耳の軟骨が振動したときだけしか音が聞こえませんが、音漏れがしません。音が柔らかく聞こえます。耳の穴を塞がないので、周囲の音が自然に入り、集音期の機能もあります。音量を調整する装置があることや、穴が開いていないため清潔に保つことができるなどの特徴がございます。補聴器は高価でございますが、軟骨伝導イヤホンは先ほど申し上げました3万円台と安価です。受付窓口等に軟骨伝導イヤホンの導入に対する見解をお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、軟骨伝導イヤホンの導入に関する考えについて、お答えいたします。

議員御案内のとおり、軟骨伝導イヤホンは軽く耳に当てるだけで利用でき、装着した際の痛みや音漏れが少なく、聞こえに不安がある方でも相手の声が聞き取りやすいとされております。

また、イヤホン部分の構造も球状で穴や凹凸がないため消毒等がしやすく、窓口のように不特定多数の人が使う環境でも清潔に保てること、加えて大声での会話も必要なくなりプライバシーを保てることなどから、金融機関や病院、自治体窓口でも導入が進んでおり、県内14市の中でも八代市では障がい者支援課窓口及び市民課窓口にそれぞれ1台、宇土市では市民保険課に1台、既に導入されているところでございます。

本市におきましても、軟骨伝導イヤホンを窓口を設置することで、聞こえに不安のある方でも安心して市役所を利用することができるよう、市民課及び福祉課窓口にて試験導入し、利用者の反応など窓口利用での効果等を見てまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

市民課及び福祉課窓口にて試験導入し、利用者の反応等窓口利用での効果など検証されるということで、聞こえづらい方は御利用いただきたいと思っております。

続きまして、4件目、ひとり親家庭等医療費助成制度について、お伺いをいたします。ひとり親家庭等医療費助成制度は、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のいない児童が病院等にかかった場合の医療費の自己負担の一部において助成する制度と理解はいたしております。独り親家庭の経済対策として、山鹿市が行っている支援、様々な支援がある中で、特にひとり親家庭等医療費助成制度の内容について、3点についてお聞きをいたしたいと思っております。

1点目、ひとり親家庭等日常生活支援はどのようなものがございますか。2点目、ひとり親家庭等医療費助成制度の概要はどのようになっていますか。3点目、制度改正をして、独り親世帯の負担軽減をしている自治体があると聞きますが、山鹿市はどのようになっていますか。お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、独り親家庭への経済的な支援について、お答えいたします。

独り親家庭への主な支援制度としましては、医療費を助成するひとり親家庭等医療費助成、手当を支給する児童扶養手当、資格取得のために養成機関で修業する期間の生活費を給付する母子家庭等高等職業訓練給付金のほか、福祉資金貸付などがあります。

その中で、ひとり親家庭等医療費助成制度については、一定の所得未満である母子家庭の母または父子家庭の父が医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金につきまして、所得に応じて全額または3分の2を助成するものでございます。

この助成割合につきましては、多くの他自治体が県の補助基準に準じて、全対象者を3分の2助成としているのに対しまして、山鹿市では県内の市で唯一、児童扶養手当全部支給対象者の所得相当の方には全額助成を行っているところでございます。

なお、助成方法については、保険診療分の一部負担金を医療機関窓口で支払っていただき、後日、領収証を添付して市に申請する償還払いで行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

詳しい説明をいただきました。また、山鹿市独自の手厚い医療助成制度があることを理解いたしました。

2回目は、先ほどの答弁で、助成方法として保険診療分の一部負担金を医療機関窓口で支払っていただき、後日、領収書を添付して市に申請する償還払いで行っているとの内容でございました。医療機関の領収書を市役所へ提出が難しい人のために、郵送でも受付ができるのは理解しておりますが、処理に大変との声も多く聞きます。受給者の医療機関窓口における支払について、助成後の自己負担なし、または1割負担とする医療費の現物給付ができないのか、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、医療費の現物給付化について、お答えいたします。

現在、県内14市において現物給付を行っているのは4市ございますが、うち3市は当該市内医療機関に限られております。本市におきましては、助成割合が全額の方と3分の2の方が混在しているため、現物給付を導入するためには、システム改修や医療機関との協議・調整など課題がございます。

国においては、地方単独医療費助成に関して、マイナンバーカードを利用したオンラインによる資格確認及び現物給付化の整備が進められております。また、本年8月から国保連合会等の審査支払機関が現物給付に対応したシステム改修を行ったことから、他市の状況も変化してくるかと思われます。このような国や他市の動向も注視しながら、現物給付化に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

県内では、4市は現物給付を行っておられます。山鹿市も子育て世帯の負担を減らす現物給付への検討・推進をよろしく願いをいたします。

8月27日、市役所で山鹿市DXフェアが開催され、参加をいたしました。14社の企業がお越しになり、商品の紹介等を行われておりました。私は、公共施設予約システム、避難行動支援サービス、道路劣化AI診断サービス、字幕表示システムなどを拝見いたしました。デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をよりよいものへと変革することに興味を持っております。字幕表示システムでは、字幕、図解、動画で互いの言葉をリアルタイム表示など、会話の聞き取りづらさを解消し、コミュニケーションを円滑にすることができます。今回、いろんな情報を入手することができました。次回開催がありましたら、参加したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○服部香代 議長**

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時45分 休憩

○

午前10時59分 開議

**○服部香代 議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

質問に入ります前に、資料配付をさせていただきたいと思います。議長の許可を  
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○服部香代 議長

資料配付の要求があっておりますので、これを許可いたします。

○芋生よしや 議員

それでは、まずパートナーシップ・ファミリーシップ導入について、お尋ねをいた  
します。2022年12月議会でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入  
についての質問の際、市民意識調査の実施や啓発、近隣市町村及び国や県の動向な  
どを踏まえ、関係機関との連携調整を行うとともに、導入時期を含め本市の制度設  
計を進めたいと答弁をいただいております。

SDGs 17の目標のうち5番目、ジェンダー平等を実現しように関心が高まっ  
ています。少数者の人たちが暮らしやすいほど、その社会全ての構成員にとっても暮  
らしやすい社会であるといえます。

2015年、東京都渋谷区と世田谷区で同性カップルの宣誓が受け付けられるよう  
になりました。結婚している場合とほぼ同等の権利を認め、公営住宅への入居、緊急  
時での病院での面会など、親族同様の扱いを受けることが可能になりました。全国  
パートナーシップ制度共同調査によると、2022年10月11日時点での制度導入自治体  
は240自治体、人口カバー率は55.3%でした。2024年6月28日時点では459自治体、  
人口カバー率は85.1%となっています。山鹿市でも誰もが暮らしやすい自治体とし  
て、市民アンケートの結果を受けて、今導入を進めるべきだと思います。

そこで、次の2点についてお尋ねします。1つ、近隣自治体の導入状況はどうか。  
2つ、本市の導入開始はどう検討されているのかです。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、パートナーシップ・ファミリーシップ導入について、お答えをいたし  
ます。

同宣誓制度につきましては、令和5年度末現在、熊本県内で7市町が導入をされ  
ております。

本市では、令和5年度に行いました市民アンケート結果からも、制度導入について必要と思う、どちらかといえば必要が68.2%と、市民の意識が高まってきております。また、本年度もLGBTQ+当事者の講演会を開催するなど、さらに市民への啓発を継続して行ってまいります。

今後、人権擁護審議会及び男女共同参画審議会並びに人権のまちづくり推進協議会等の意見を伺いながら制度設計を行い、パブリックコメントを実施し、いただいた意見もしっかりと反映させ、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入を進めてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

近隣では、大津町、菊陽町、合志市、菊池市、熊本市、阿蘇市、南関町で導入されており、山鹿市もそれに続いて市民の意見も反映させ、導入を進めるとの答弁は大変歓迎するものです。

続きまして、2項目目に移ります。国保税子供の均等割軽減についてです。これには独自補助を行っている先進自治体について研究すると答弁もいただいております。その後はどうか、また市民の皆さんが陳情として出した願いについて、市長の見解を求めていきたいと思っております。

6月議会で子育て世帯に負担軽減と少子化対策のために、国保税の子供の均等割の減免を求める陳情書が1,666名の署名とともに提出され、継続審議となりました。改めて内容を紹介します。

1つ目、国民健康保険は小規模の自営業の方や定年退職の年金生活者が被保険者となっており、所得が少ない高齢者が多く、医療費が高いという構造的な問題を抱えています。さらに問題なのは、収入ゼロ円の子供にも均等割がかけられるため、子供が多くなるほど世帯の負担が大きくなります。

2つ目、全国知事会や全国市長会の強い要請、国民世論を受け、2022年4月から未就学児の均等割半額支援が始まりましたが、負担軽減にはほど遠いものです。

3つ目、子育て世帯の経済的打撃は大きくなっていて、このような格差是正のため、全国では35自治体が均等割の独自減免を始めています。山鹿市でも人口減少対策の1つとして、早急な是正が必要です。陳情項目は、国保税は収入のない子供の均等割を減免して、子育て負担を軽減し、同時に山鹿市の少子化対策として取り組んでくださいという中身でした。

ここで、先ほど配付していただきました資料に基づき、国民健康保険税について改めて確認をしていきたいと思えます。表にしております。国民健康保険、40歳代夫婦と就学児2人、年間総所得が400万円の世帯について、国民健康保険税は幾らになるかを計算しております。また、社会保険の中で協会けんぽでは同様な世帯は幾らになるかを示します。国民健康保険税の賦課徴収の方法は、所得に応じてかけられる所得割、各世帯に定額でかかる平等割、そして被保険者の数に応じてかかってくる均等割です。

そして、それが3つの区分に分かれています。1つ目が医療保険分です。所得割は400万円から基礎控除43万円を引き、8.34%で29万7700円、さらに均等割が2万8700円、家族4人ですから11万4800円、平等割1万9800円も加わり43万2300円。

2つ目は、後期高齢者支援分、これが所得割が3.03%の10万8100円、均等割1万300円の4人分、さらに平等割7,100円で15万6400円。

3つ目、40代の御夫婦ですので、介護保険分が掛かってきます。所得割2.77%で9万8800円、均等割1万8100円、2人分3万6200円で13万5000円、これを全て合計しますと年間72万3700円となります。

協会けんぽの場合、保険料算出方法が違うので一番この方たちに近い世帯で示します。こちらは近場3か月の標準報酬が合致する等級でいきますと、27等級の月額が41万円。ここでこの表に示してあります額を掛けていきますと、報酬月額39万5000円となると思えます。それに介護保険、40歳からですので、被保険者になりますので、これが全額を払う場合は4万8790円となります。そして、協会けんぽは事業主負担がありますので、折半して被保険者が払うのは2万4395円。掛けるボーナス月も含めて14か月の34万1530円が年額となります。事業主負担がなかったら、68万3060円となります。これを比べてみますと、いかに国民健康保険税が大変か、協会けんぽは半分以下となっています。

国保の場合は3区分に分かれている上に、均等割が家族全員、生まれてすぐの子供にもかかってきます。社会保険と国民健康保険では扶養の考え方も違います。社会保険の場合は、加入者に生計を維持されている家族は扶養に入ることができ、扶養者の人数にかかわらず保険料は一定です。つまり、配偶者や子供が扶養に入っても、被扶養者が支払う金額は同じ額です。ところが、国民健康保険の場合は、扶養という考えがありません。各個人が加入する必要がある、保険料も各個人の所得などに応じて算出し払うこととなります。この保険料の仕組みの違いのため、全国知事会も加入者の所得は低いのに、保険料は公的医療保険で最も高い。それこそ国保の構造問題であり、制度の持続可能性と国民皆保険の基盤を脅かす重大問題であると指摘しています。均等割、平等割がなくなれば、協会けんぽ並みの負担に近づい

ていくことができます。

このように、国民健康保険税の算出方法を確認した上で、2022年4月から就学前の子供の均等割補助が始まった理由をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、国が令和4年度から実施している未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置の趣旨について、お答えいたします。

国民健康保険制度につきましては、医療費等に要する費用を被保険者の能力に応じて相互に助け合うことを基本としております。

しかしながら、国民健康保険の加入者は、必ずしも所得がある方ばかりではないことから、国民健康保険税の算定に際し、以前から低所得世帯に対する軽減措置が講じられておりました。さらに、全国市長会など、地方からの提案も踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置が新たに実施されたものでございます。

なお、本制度における軽減対象は、広く子育て世帯の負担軽減を図る目的と、そのために必要となる財源規模を考慮し、未就学児までとしております。また、軽減内容につきましても、全ての被保険者は保険給付を受ける権利があるため、応分の負担をいただく必要があるとの趣旨から、均等割の全額を免除することは不相当との判断により、均等割の5割軽減とされております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

答弁では、被保険者の能力に応じて相互に助け合うのが基本で、低所得者の軽減措置が講じられているとのことでした。2022年6月議会で、7割、5割、2割軽減世帯は、国民健康保険者数の60.80%になること、2024年6月議会で、軽減を受けていても12.30%の滞納世帯があり、その中に18歳までの子供がいる世帯が141世帯あることを明らかにしました。軽減されていても、山鹿市の国保世帯も支払いに苦労していることが分かります。

国保は、そもそも国が責任を持って財源を確保し、国民に必要な医療を給付する社会保障です。国保法第1条は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって

社会保障及び国民保健の向上に寄与すると、その目的を定めています。にもかかわらず、財源不足は受益者負担で賄うとして、保険税を引き上げる自治体も目立ちます。

国保は、加入者が支え合う保険制度、いわゆる相互扶助制度だという誤った認識によるものです。この背景に、政府の自己責任論の押しつけや、社会保障解体の狙いがあることも忘れてはなりません。憲法第25条は、国に社会保障などの増進を義務づけ、その後退を厳しく戒めています。医療を受ける権利、健康に生きる権利の実現を求め、憲法に明記された生存権を実質的に保障させることに力を合わせていくべきではないでしょうか。この点は、市長に最後の質問のところで一緒に答弁を求めたいと思っています。

それでは、2回目、子供の均等割の減免を求めてきたことについて、市の見解について再度確認していきます。収入のない生まれたばかり子供にも均等割がかかるのは国民健康保険税だけです。このような子育て支援と逆行するような課税の在り方こそ、公平性に欠くのではないのでしょうか。先ほどの算定でも分かるように、国民健康保険税は加入している家族一人一人にかかり、所得が全くない子供にも課税され、家族の人数が多ければ多いほど税額は高くなり、家計を圧迫し、経済負担が増すこととなります。子供が1人増えるごとに、山鹿市では医療分の2万8700円、後期高齢者支援分の1万300円で、均等割の合計3万9000円ずつ、国保税は高くなります。子供の均等割がなければ、トータルで64万5700円、独自補助も行い、子供2人分を半額補助すれば68万4700円と、大分お安くなります。収入のない生まれたばかりの子供に均等割がかかるのは国保だけです。このような子育て支援と逆行するような課税の在り方こそ、公平性に欠くと言わなければならないのではないのでしょうか。

先ほども申しましたが、国民皆保険制度の根幹、退職した人など、いずれは皆さんがここに加入していく保険制度です。ここに一般財源を投じることは、公平性を欠くということにはつながらないと思います。見解を求めます。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

#### ○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、国民健康保険税算定に係る均等割の取扱いとその負担感について、お答えいたします。

国民皆保険制度を支える公的医療保険には、国民健康保険のほか、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度や、企業等にお勤めの方やその扶養家族が加入す

る被用者保険等があります。その中で、被用者保険につきましては、先ほど議員がお示しされたとおり、保険料の算定に当たっては、給与収入額のみを根拠として保険料を算定しております。扶養家族がない方も、多数いる方も、収入が同じであれば同一の保険料となっております。

対しまして、国民健康保険は、他の医療保険制度に加入していない全ての人を加入対象としており、加入世帯の経済状況も様々でございます。その中で、先ほども御答弁申し上げましたとおり、全ての被保険者は保険給付を受ける権利があると同時に、応分の負担をいただく必要があるとの考えから、国保税の算定に際し均等割が設けられているものであり、国民健康保険法及び地方税法の規定に基づき、公平・公正に課税がされていると考えております。

また、被保険者が多い世帯における国保税への負担感につきましては、収入がない被保険者分についても均等割額を加算することから、議員御指摘のとおり、世帯における被保険者が増えるごとに負担感が大きくなることは十分に理解しております。しかしながら、被保険者が多い世帯につきましては、被保険者が少ない世帯に比べ保険給付を受ける機会が明らかに増すことから、それぞれの世帯に見合う国保税の負担をお願いすることは理にかなった考え方と捉えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

今、公平・公正な課税と答弁されましたが、国保税はそもそも社会保障制度で国が責任を持つもので、社会保障及び国民保健の向上に寄与する目的と述べましたように、公平・公正な課税ではないと考えます。被保険者が多い世帯は、保険給付を受ける機会が明らかに増すとおっしゃいましたが、社会保険の場合、扶養されている家族の保険給付は一体どう捉えてあるのでしょうか。この点はお尋ねをします。

均等割の独自減免を2019年3月で9自治体、2020年2月には29自治体で何らかの形で行っていて、2020年に全国商工団体連合会が行った調査では、さらに35自治体が子供の均等割独自減免に当たっているということ、これまでも示しておりました。県内は、芦北町が既に実施しています。2020年度には兵庫県で始めて、加西市が高校3年生までの子供の国保税の均等割を免除しました。担当職員は、国保には扶養の概念がなく、子供の人数が多い世帯ほど国保税が高くなる。被用者保険と比較しても、子育て世帯に対する負担が重くなっている。免除に踏み切った理由をこう述べています。全国市長会、ここも子供均等割軽減導入を国に要望しており、市

が独自に制度の負担の格差を是正し、国保に加入する子育て世帯支援をする観点から決めたと述べています。

先進事例も研究をしていくとの答弁があっておりました。その後、研究はなされたのかお尋ねします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

**○徳丸和孝 福祉部長**

御質問の、未就学児に係る国民健康保険税均等割の独自軽減を実施している市町村の研究状況について、お答えいたします。

昨年6月議会の一般質問を踏まえ、兵庫県加西市のほか、県内外3市町について、ホームページや電話にて、実施状況や減少する保険税収入の補填方法等、聴き取りを行っております。聴き取りを行った4市町のうち、兵庫県加西市を含む3市町につきましては、実施による保険税の減収分を国保の特別会計内の収入で賄っている状況でありました。1市のみ、一般会計からの法定外繰入を行っているということでした。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

今の答えですと、国保の特別会計内の収入で賄ってある。山鹿市では、これまでも国保の基金からも補助はできないとのことと言われていました。しかし、1市は法定外繰入れ、一般会計からも入れているとのことでした。最近でいきますと、大阪府能勢町、健康増進支援金をつくりました。群馬県渋川市は、一般財源から渋川市国民健康保険子育て支援金、滋賀県米原市は、子育て世帯応援金を創設しております。先に、子育て支援や少子化対策を取り組もうと決めたならば、財源はどこから捻出できるだろうかと、その研究に向かうものではないでしょうか。先ほどの答弁では、研究したとは言えません。この点も、最後に早田市長に答弁を求めます。

では、4回目です。国保税は構造的な問題があるため、国の問題と言われます。独自減免を行っている自治体は、国が行うのを待っていないで、住民の支援を行うと実施しているのです。先ほど紹介いたしました。地方自治体が条例や予算で住民福祉のために施策を行うことを国が禁止したり、廃止を強制したりすることはできません。

憲法第92条は地方自治を、そして第94条は条例制定権について地方自治体の権限を記しています。市町村が自らの判断により、自治体独自の保険料減免を維持・拡充することは可能です。国民健康保険法第77条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など、特別な事情がある場合には、市町村が条例を定めて国保税を減免できることを規定しています。何を特別な事情とみなすかについて、政令・省令の定めはなく、自治体首長に裁量が委ねられています。条例減免による子供の均等割減免は、子供がいることを特別な事情と扱うことで実施が可能です。

条例減免を行うための自治体の公費投入は、政府、厚労省の区分では、決算補填など、目的以外の法定外繰入れと扱われます。国保運営方針でいう削減、解消すべき赤字とはみなされず、保険者努力支援制度の減点のペナルティーの理由にもなりません。先ほどお伝えしました例が示しているではありませんか。条例減免の仕組みを活用し、子供の均等割の独自減免、子育て世帯の減免を行っていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

**○徳丸和孝 福祉部長**

御質問の、一般会計からの法定外繰入れによる市独自の国民健康保険税均等割軽減実施の適否とそのペナルティーについて、お答えいたします。

一般会計から国保特別会計への法定外繰入れにつきまして、国は実施の可否自体は市町村の判断として明確には示しておりません。しかしながら、国民健康保険事業は、地方自治法及び山鹿市特別会計条例により、一般会計とは明確に区分された1つの会計として運営しております。特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることを基本とすることから、他の会計からの繰入れを行うことは慎重でなければなりません。

また、国民健康保険では、既に65歳以上の前期高齢者の割合が高いことを理由として、被用者保険から拠出金を多くいただいており、さらに一般会計からの法定外繰入れを行うことは、被用者保険加入者としては、自身が加入していない保険制度のために二重に負担を強いられることでもあることから、先日開催しました本市国民健康保険事業の運営に関する協議会の場でも、委員からは、実施に当たっては慎重な対応を求めたいとの御意見をいただいたところでございます。

次に、市町村判断による独自の保険税軽減の実施につきましては、現在、本市では、国民健康保険法及び山鹿市国民健康保険税条例に基づき、災害、倒産、失業及びその状況に準ずる状態となり、国保税を納付することが著しく困難な者に対し、

独自に国保税の減免を行っております。この制度に対し、国からは個々の事情を勘案して行うものであり、所得の多寡や被保険者の年齢などで一律に軽減を行うことは、受益に見合った負担とならないことから、計画的に削減・解消すべき赤字と定義するとの見解が示されており、実施した場合には国のペナルティーとして、本来受けることができる交付金額の減額や、赤字削減に向けた解消計画を策定するなどの影響が出てまいります。なお、交付金の減少額は、概算で360万円程度になります。6月議会で答弁いたしました18歳までの減免を実施した場合の直接的な影響額である国保税の実減免額約1980万円と合わせますと、約2340万円程度の歳入が減少することになります。

以上のことから、独自減免を実施している4市町の状況を確認いたしましても、本市国民健康保険での実施は困難との結論に至ったところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

できない理由を並べられましたが、現実に法定外繰入れを行っている自治体があると答弁されたではありませんか。また、国からのペナルティーのことも述べられましたが、2015年1月から、子供の医療費18歳までの無償化を、山鹿市では他の自治体に先んじて実施されました。市民の陳情や請願など、願いを受けて実施されました。やはり国はペナルティーを課していましたが、これは2023年4月、少子化対策としてペナルティー廃止がされましたよね。全国の多くの自治体が国に任せておけないと、子供たちの命を守る取組、子育て支援として取り組んできたからこそ、ペナルティー廃止につながったのではないのでしょうか。自治体は国のほうを見るのか、一番身近な住民の声に耳を傾けるかが問われるのではないのでしょうか。山鹿市では、健幸都市宣言、赤ちゃんから高齢者まで、誰もが生涯を通じて心と体が健やかさを保つ、地域とのつながりを大切にしながら暮らし続けるために、健康づくりを支援していきますとする宣言は、大いに評価いたします。

それでは、部長に答弁をいただいた中で、積み残してきたことも含めて、市長にお尋ねいたします。1つ目、憲法第25条は、国に社会保障などの増進を義務づけ、その後退を厳しく戒めています。医療を受ける権利、健康に生きる権利の実現を求め、憲法に明記された生存権を実質的に保障させることに力を合わせていくべきではないのでしょうか。

2つ目、子育て支援や少子化対策に取り組もうと決めたならば、財源はどこから

捻出できるだろうかと、その研究に向かうことが研究ではないでしょうか。この点も求めます。

そして、市民の願いが陳情として提出されていることへの市長のお考えは。自治体の一番の役割は住民の福祉の増進です。これまで何度も申していますが、少子化対策は待ったなしです。山鹿市がまず支援を開始すべきではないですか。現在、就学前までの子供たちに行われている半額補助を、市内の小学生以上18歳未満、全ての子供1,036人に拡大して補助し、少子化対策、子育て支援策として検討していくべきです。市長の見解、お聞かせください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

本市における子育て支援策といたしまして、県内他市町村に先駆けまして18歳まで対象拡大した子ども医療費助成や生後1歳までの乳児を養育する方を対象とした育児用品購入助成など、市全体の子育て世帯を対象とした支援を展開してきたところでございます。

国民健康保険制度につきましては、構造的な問題を抱え、財政基盤が脆弱であることが課題であり、全国市長会では、国に対し抜本的な財政基盤の強化と、財政支援の追加や子供に係る保険税均等割の軽減について提言を続け、3400億円の財政支援の追加や、未就学児に係る均等割の半額減免等を実現してきたところです。

本年6月議会に、1,666名の方が共同提出者となられた陳情書が提出されたことは重く受け止めますが、市町村ごと、世帯ごとに格差が生じるような軽減施策ではなく、どの市町村、どの世帯であっても、等しく恩恵を受けることができる制度を創設することが重要であると考えておりますので、以前から答弁しておりますとおり、本市独自の軽減策導入ではなく、全国市長会を通じて国への要望を続けてまいります。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今の市長の御答弁には、私が質問いたしました憲法第25条、医療を受ける権利、健康に生きる権利の実現、憲法に明記された生存権を実質的に保障されることに力を合わせていくべきではないか。また、子育て支援、少子化対策を取り組もうと決めたならば、その財源、どこから見つけられるだろうかと、他の自治体の例をしっ

かり研究していくことが大事だと思います。その点について答弁がございませんでしたので、再度答弁を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

ただいま芋生議員のほうから再度質問がございました。この憲法に関しましては、この場で議論することは控えさせていただきたいというふうに思います。

また、先ほどからいろんな議論がされておりますけれども、やはりこの均等割につきましても、地方自治体におきまして、削減を実行することによって、国からのペナルティーがあるということがございますので、その辺はペナルティーを受けてまでもする必要があるのかどうか、それは慎重に議論をしていかなければならないというふうに思っております。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

ペナルティーのことは、先ほど子供の医療費18歳までの無償化、山鹿市が先んじて実施したことをお伝えいたしました。そういうやり方で一番身近な住民の福祉増進を図ってきたのではないのでしょうか。

また、憲法については、論議を控えるとおっしゃいましたが、私たちは憲法に生かされています。生存権、実質的に保障する。これは私たち国民がしっかり努力すべきことではないのでしょうか。地方自治の立場、市民の願いに応じて少子化対策として取り組むべきことだと考えます。市長に、この後も引き続き質問を投げかけていきたいと思っております。

さて、それでは災害対策更新、アップデートについてお尋ねします。いざというときに頼れる避難所は大事です。8月8日、宮崎県沖地震発生後に南海トラフ巨大地震注意の臨時情報が発表されました。2021年5月に改定された災害対策基本法では、高齢者や障害者など、避難行動で支援を必要とする人の個別避難計画を作ることが市町村の努力義務となりました。要援護者の避難は最大の課題です。避難環境は更新、アップデートされているか、全市民をどう避難させる想定、計画なのかを問うていきたいと思っておりますが、今回は先日、台風10号で避難が呼びかけられました。高齢者等避難ですね。このことについて集中してお尋ねをしたいと思っております。

高齢者などにとって、避難場所は近くて行きやすいところが望まれています。健

康福祉センターについては、これまでも何度もなぜ避難所ではなくなったのかという声が届いています。そして、その理由、そして最初の避難場所にどういったところが指定されているのか。また、現在、避難所ごとの想定収容人数、受入体制、人員はどうか。また、市民交流センターの避難所については、熊本地震以降、何回開設され、そのときの避難者数、受入体制の人員はどうか。受入れ1人当たりのスペースはどうか、受入人数を超えた場合の次の受入れはどう進めるのか、3点をまずお尋ねいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、避難所運営状況について、お答えをいたします。

1点目、健康福祉センターの避難所利用につきましては、現在、当センターに健康増進課及び長寿支援課の地域包括支援センターなどが入っており、業務継続の観点から利用を控えておりますが、本年度実施するハザードマップ改定に併せ、避難所の見直しを考えておりますので、民間施設活用も含め、検討したいと考えております。

また、最初に開設する指定避難所の収容人数は、市民交流センター122名、鹿北市民センター210名、菊鹿市民センター321名、鹿本市民センター296名、鹿央市民センター247名、総合体育館985名、計2,181名となり、職員の基本配備数は、各避難所3名、保健師1名の4名体制となります。

2点目、熊本地震後の市民交流センターでの避難所としての利用状況は、開設10回、延べ236名が利用され、配備職員は保健師を含め4名体制で対応しております。

3点目、各避難所での1人当たりのスペースは3平方メートルを基準に設定しておりますが、避難者数が収容人数の50%を超えた時点で追加避難所の開設判断をし、空調設備を備えた避難スペースと人員を確保した上で、やまがメイト、防災行政無線、市ホームページ等で周知することとしております。

以上、御答弁申し上げます

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

健康福祉センターは、業務を継続させる必要があり、避難所の見直しが検討されているとのこと。安心して避難ができるよう、速やかな検討を求めておきます。

交流センター避難所開設は、熊本地震から10回だったとのこと。健康福祉センターのときも、そこに避難されて来られる方たちは、大体決まっていると聞いたことがあります。今回、台風10号上陸接近による避難所開設時に避難したいと頼まれ、交流センターまで送りました。そこで幾つか気づいたことについてお尋ねします。高齢者等避難ということで、高齢の方たちが自分で荷物を持って、タクシーなども使って来られていました。私がお連れした方もつえをつかれ、足の運びが不自由になられています。交流センター前の車止めにぎりぎりに車を停め、持参する荷物を自力で持って入るには大変です。雨が降っているときならば、体も荷物も濡れざるを得ません。開設時間前に何人もの方がホールで大きな荷物を抱えて待っておられ、受付開始には行列ができていました。その後、避難所になる会議室に行かれるのに、大きな荷物と手渡された銀マットを抱えての入室、入り口は狭くて入りづらそうなので、私がドアを広げて、後で係の方にお断りをしました。そのとき、係の方にお声をかけたかったのですが、とてもかけられる状況ではなかったもので、そういったしました。受入人員、避難所設定などは、これまでの受入経験から改善されてきているのでしょうか。また、高齢者への配慮、例えば衛生環境、今、コロナもまたはやっていて大変だと聞きます。身体的不自由さへの配慮、段差などあれば、楽に寝起きができます。また、プライバシーの確保がされているのかをお尋ねいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

避難所運営の改善状況等について、お答えをいたします。

まず1点目、各避難所運営の改善状況につきましては、避難された市民の声や従事職員の意見等を踏まえ、職員対応マニュアルの改訂を随時行いまして改善に努めております。主なものとして、衛生用品、アレルギー物質不使用の食品等の必要物資の確保及び保健師の配置等を行っております。

2点目、高齢者への配慮やプライバシーの確保につきましては、段ボールベッドや簡易間仕切りを備蓄しております。

3点目、避難所での受付混雑時の対応等につきましては、人数だけでなく、避難者の住所・氏名の確認も必要であることから、この体制を継続したいと考えておりますが、避難者の誘導、声掛け等の避難所運営の改善に必要な事項につきまして、従事職員間で共通認識を図りながら、市民の皆様が安心して避難できる避難所づくりにも努めてまいりたいと考えております。

また、避難所での衛生環境につきましては、ビニールシートの設置や靴を入れる

ビニール袋の準備を行うなど、衛生環境の改善にも努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

赤ちゃん連れの方には和室を利用してもらうなど、配慮もいただいているようです。行政の職員さんたちですから、配慮も気遣いもされると思いますが、来場してみて、受付の混雑、そして外から入場して来られる方たちへの配慮、目が行き届いていないということをととても感じました。

これまで、多くの災害が日本全国で起きていて、そのたびに避難所のありようは問われてきております。段ボールベッド、間仕切りも備蓄しているとのことですが、最初に避難を呼びかけるのは高齢者です。その皆さんにこそ使ってもらうべきことで、備蓄していればいいというものではありません。土足で交流センターの場合は避難場所に入ります。薄いマットではそこに寝転べば衛生環境は大変危ないと考えていました。ここの改善について、引き続き速やかにしていただきたいと思っております。

それでは、最後に私たち自助・共助・公助、これが大切だと言われております。行政で全てやれるとは考えられません。自主防災組織の活動訓練、地域住民で協力を促がしていく、これは行政の大事な役割だと思います。防災ウォッチングの取組や避難訓練など、具体的な計画を進めているのかお尋ねをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、自主防災組織の活動状況について、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、大規模災害発生時において、行政が行います公助には限界があると言われております。

阪神淡路大震災におきましては、要救助者の約98%が自助と共助により救助され、公助、すなわち警察・消防・自衛隊等による救助は約2%であったことも事実であります。

このため、市としては市民の皆様の安全・安心のため、年間を通じて市内各地の自主防災組織、学校、企業等に職員を派遣し、防災講話の実施、防災訓練の計画・

実施の指導及び地区防災計画作成のサポート等を実施するとともに、自主防災組織の資機材整備や防災訓練に対する補助金を交付し、市民の防災意識の向上、自主防災組織の活性化を図ることにより、大規模災害発生時にも自助・共助で困難を乗り越える地区防災基盤の構築・向上に努めております。

なお、自主防災組織の活動を御紹介しますと、菊鹿の今村地区では、毎年、全住民参加による避難訓練、宗方地区では自主防災組織が主となり、菊池川河川事務所との合同で、地域内を歩いて危険箇所を確認する防災タウンウォッチング等に取り組みられています。

ただし、各種訓練等の主体はあくまでも地区住民、自主防災組織、学校等であり、市といたしましても、引き続き、その企画・立案から実施における指導・サポートに努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

改善をしていただくとともに、自主防災組織への指導をぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問です。農業振興について、みどりの食料システム戦略、なぜつくられたのか、山鹿市での取組状況についてお尋ねをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

御質問の、みどりの食料システム戦略の概要及び山鹿市の取組状況について、お答えいたします。

本戦略は、農林水産省が令和3年5月に策定しており、我が国の食料・農林水産業が大規模自然災害、地球温暖化、生産者の減少等の課題に直面し、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中において、気運となっている持続可能な食料システムを構築するものでございます。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両面をイノベーションで実現する戦略が策定されております。その取組としまして、本市におきましては環境保全型農業直接支払交付金事業を実施しております。

取組概要といたしましては、化学肥料及び化学合成農薬の使用を県の慣行レベル

から5割以上低減し、有機農業や堆肥の施用等の取組を行う農業者の組織する団体等を支援するもので、財源いたしましては、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担しております。

また、本市の令和5年度取組実績といたしましては、取組団体等が41団体、対象活動の実施面積が294.16ヘクタール、交付額が1687万4580円となっております。特に、実施面積については県内市町村で最も広く、積極的に環境負荷低減を図る取組が実施されております。

今後も国・県の施策と連携を取りながら、引き続き本戦略に資する事業の支援を続けてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

このことに関しては、引き続き質問していきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

○

午後1時00分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号9番、清風やまが、古川和博です。

発言通告に従い、一般質問として2点質問します。

質問に入ります前に、来年、2025年は本市にとって大きな節目となるであろうという2点を紹介したいと思います。

1点目に、本年、農政の憲法といわれる食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに見直され、5月29日に成立し、来年3月、基本計画が策定される中、新たに食料

安保に関する目標が追加されることになりました。背景には、世界的な人口増と併せ、気候変動による食料の調達リスクの高まり、2つ目は深刻な国内の人口減及び環境問題への対応をどうするのかなどの、これまでの基本法ではもう立ち行かなくなったことを受け、改正されたものであります。

会派として、食料を取り巻く様々な状況のさなか、5月に第52回東京多摩自治研究所主催の議員の学校に参加し、日本の食料・農業の第一人者である鈴木宣弘東大特任教授の講義から、日本の食料の現実を学びました。午前中、全国放送に出演されておられました。一例ながら、たんぱく質不足を補うための昆虫食がアジア圏で古くから食用されているイナゴではなくて、なぜコオロギになるだろうという理由などを知りました。あと10年したら、国内農業・農家は崩壊するのではと警鐘を鳴らされています。今後、安全で安心な国内産の食を提供し続けることがいかに大切であり、重要であるかを改めて学んだところです。

2点目は、昨年につき、第2回地域テック九州に参加し、セミナーでは熊本県学校法人課、渡辺主幹から、学校公務DXについて、働き方改革の歩みを受講しました。また、デジタル庁からは、自治体基幹システムを標準化する期限を2025年度末と区切られるなど、DXの取組は待ったなしの状況であり、先週、先ほど北原議員がおっしゃいましたが、27日には山鹿市DXフェア2024が開催され、内外から140名を超える来場者の皆さんが最先端の技術に触れる機会となり、DX推進の取組が加速しています。

以上の2点を踏まえ、食料・農業・農村基本計画の予算措置次第では、本市基幹産業である農業に与える影響が危惧されること及びDXを積極的に推進しなければ、市民が不利益を被ることなどが予想され、市政運営を担う市長にとって、重要な判断が迫られる年になると思っているところです。

それでは、質問に移らせていただきます。それぞれに一問一答でよろしくお願ひします。

このような中、早田市長におかれましては、山鹿創生の実現を公約とされ、特に前のほうを前期2年と申しますが、前期2年間では新型コロナから全力で市民を守るために、並々ならぬ御苦勞があったことだと推察するところです。今回、御自身から公約である各政策6項目中、特に4項目に対しての評価、併せて全体の総括をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

市長就任に当たりまして掲げました公約、マニフェストのうち2項目め、少子高齢化対策につきましては、子育て世帯に対する支援策の充実はもとより、移住希望者に対するきめ細やかな支援等の実施、結婚支援事業によるマッチング支援により12組の成婚の実現、あいのりタクシーについて70歳以上の方を対象に利用制限を緩和するなどの利便性向上による、持続可能な地域公共交通の整備などに注力をいたしました。

3項目めの産業につきましては、農林業・商工業の跡継ぎ支援に係る補助や各種施策、やまが和栗など山鹿を代表する農産物の積極的なPRの実施、山鹿市産木材の購入に係る費用の半額補助などの利用促進を図ったほか、企業誘致の有力なツールである工業団地を、山鹿地域においては約40年ぶりに整備することといたしました。また、観光振興の要となるインフラ整備の推進や、県北地域連携によるインバウンド誘客を進めています。

5項目めの市民生活の向上につきましては、山鹿創生塾の創設や山鹿灯籠、八千代座など伝統文化の継承と発展といった教育文化施策の充実と、国道3号植木バイパスの早期整備実現に向けた働きかけの強化による山鹿市への道路アクセスの改善に取り組みました。

6項目めの行政改革につきましては、移住定住、企業誘致、子育て支援などの対策を部局横断的に推進すべく、総合戦略課を設置するとともに、経済部の農林部・商工観光部への再編と企業誘致課の新設による農林業・商工業・観光振興施策の充実、情報政策課によるDX、デジタルトランスフォーメーション及び行革の推進など、各種施策をより強力で推進するに当たり、必要な組織改編を行ってまいりました。

個別の評価は市民の皆様にご委託したいと思います。また、概括的なことを申し上げますと、山鹿創生として掲げました私の公約、マニフェストについて、市民の皆様をはじめ、多くの方の御理解・御支援と、市職員の尽力があったおかげで、この4年間で相当程度の進捗を見ておりますし、実現に至っていないものにつきましても、道筋をつけることができましたものと考えております。

#### ○服部香代 議長

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

#### ○古川和博 議員

ただいまの答弁にありましたとおり、令和4年4月には総合戦略課を新設され、令和5年4月には経済部を2つの部門に再編、本年4月には若年層の就職支援と併せ、地元企業への雇用支援を強化するため企業支援係を新設、組織改編に取り組ま

れました。また、本年2月、工業団地整備10ヘクタールの表明は40年ぶりであるとのこと、何としても人口流出に歯止めをかけ、ふるさと山鹿に1人でも多く残ってほしいとの強い決意の表れだと思います。

その市長の思いの一端として、3月18日の山鹿未来創造塾の修了生スピーチからは、明日の山鹿にかける若い世代の思いがあふれておりました。ある修了生は、キッチンカー販売から、年末には市内に店舗をオープンするほどに販路を広げられ、そのホームページの最初に山鹿市の魅力を伝えることと記されています。市長が掲げる日本一栗で稼げる山鹿市の栗を原料とした食材とのコラボなど、相乗効果として町なかが大層にぎわうと期待するものです。

市長は、後期2年を迎える令和5年度を人口減少対策元年と明確に示され、人口減少のスピード抑制及び減少社会にあって、持続可能な社会の構築という2つのアプローチの先に選ばれる山鹿を掲げられ、市職員の皆さんとぶれることなく進んでおられます。市役所正職員も行革により激減する中、市長が描く山鹿創生の意図を十分共有され、執行部一体となって困難に立ち向かっていただきますようお願いいたします。全ては選ばれる山鹿の実現に向け、選ばれる山鹿は選ばれる早田市政と同義語だと思っております。これから先も山鹿市政は歩みを止めることは許されません。市長の思いをしっかりと受け止め、次期に向かって会派としても邁進していく覚悟であります。

最後に、重ねてのお願いです。早田市長、今一度、次期市長選に向けた覚悟をお尋ねいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

#### ○早田順一 市長

次期市長選に向けた思いをということでございます。これまで4年間、市民の皆様方の御協力・御支援、それから市職員の皆様方の御尽力のおかげで、これまで来られたらうというふうに思っております。ただ、まだまだ道半ばな点もございますので、さらに強力にオール山鹿として皆さんと一緒に取り組ませていただきたいと思いますというふうに思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

#### ○服部香代 議長

古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

#### ○古川和博 議員

突然の振りですみません。今期、公務に忙殺される日々が続かれると思いますが、

残された時間、今まで以上に市民の声を広く聴取され、対話を深めてもらいたいと考えます。市民は、市長と話したいと思って待っています。どうかよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。2点目、共同作業の今後についてであります。共同作業は、市が委託する市道沿いの除草作業、次に農地を対象とした多面的機能交付金の取組による活動、河川の除草、森林整備を対象とした森林・山村多面的機能対策事業等に分類され、令和3年6月質問から3年が経過し、改めて組織数を確認しました。農地多面的組織数は3月末で138組織、3年前から2組織増です。構成員は1万1500名で、大幅な減少になっております。森林・山村多面的機能対策事業の団体数7団体ということで、4団体増えております。特に森林の多面につきましては、県の予算が、当初は1億2000万円弱だったと記憶しております。現在では、8000万円程度と減少しております。本年度から始まった森林環境税額も期待したほどではないと思っております。これからの森林整備には、非常に危機感を強く抱くものであります。

では、1回目に、現状認識のため、県委託河川の取組状況をお尋ねいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

**○樺浩介 建設部長**

御質問の、県委託河川の取組状況について、お答えをいたします。

本市が県から受託している鹿本管内県管理河川護岸雑草処理業務委託は、昨年の令和5年度は、河川数が26河川、護岸の延べ延長は約140キロメートルです。

これを受けまして、市が再委託しました件数は、地元自治会が94件、地元で組織されている除草組合などの任意団体が8件となっております。

また、本年、令和6年度につきましては、河川数が同じく26河川、護岸の延べ延長は約146キロメートル。再委託の件数は、令和5年度と同様で、地元自治会が94件、任意団体が8件となっております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

**○古川和博 議員**

本年初めに開催しました議会報告会を1月、2月に開催しております。地域ごとに課題を設け、そのうちの1つ、鹿北会場では共同活動をテーマに市民と活発な意

見交換がなされました。

では、2回目の質問です。特に高齢化が進んでいる過疎地域を流れる対象河川の除草委託状況をお尋ねいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

**○樺浩介 建設部長**

御質問の、令和6年度の中山間を流れる河川、岩野川、上内田川、岩原川の地元への除草委託の状況について、お答えをいたします。

まず、鹿北・山鹿地域を流れる岩野川は、上流の鹿北町多久付近から山鹿市寺島の国道3号池田橋付近までの区間内で、約41キロメートルを地元自治会19件、任意団体3件に委託しております。

次に、菊鹿・鹿本地域を流れる上内田川は、上流の菊鹿町上内田の深瀬橋付近から鹿本町石淵の水辺プラザ付近までの区間内で、約22キロメートルを地元自治会17件に委託しております。

また、鹿央・山鹿地域を流れる岩原川は、上流の鹿央町広付近から山鹿市南島の菊池川合流付近までの区間内で、約8キロメートルを地元自治会7件に委託しております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

**○古川和博 議員**

答弁から、過疎地域が受託する範囲が延長合計の約半分、71キロメートルであるとのこと、作業人数は調べようもないと思いますが、農地多面的機能の構成員数から2割程度の労力ではないかと推測しております。

また、会場での共同活動に対する主な意見として、高齢化による先行きが不安、現役世代の移住定住先として、もっと力を入れてほしい、農業後継者がいないため今後の継続を不安、防草シートへの補助の要望、そして河川除草は危険であり、高齢者には無理、業者委託を強く希望のほか、地元区長が公役に対しまして前日に下作業を行っているので全員が協力的、公役時には遠方から帰省し参加する人の紹介など地域の実情がよく伝わる中に、公役本来のボランティア精神も大変根強いものがあると感じたものです。

では、3回目、超高齢化が進む中、除草作業の現状に対して、執行部の認識及び

今後の河川除草作業の地元委託の考えについてお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

○樺浩介 建設部長

御質問の、現状認識及びこれからの河川除草委託の在り方について、お答えをいたします。

市の委託先につきましては、その多くが地元自治会となっておりますが、人口減少や高齢化などにより作業をできる方が減少し、除草作業が困難になりつつある状況と認識をしているところです。

今後の河川除草作業の地元委託への考えについて、市としましては、地域を流れる河川は、地元潤いと豊かな恵みをもたらす共有財産であるという認識の下、地域住民の方々と一緒になって受け継いでいくものであると思っております。

このため、これからの河川除草につきましても、基本的には、景観を美しく保ちたいという地域住民の河川愛護の意識も尊重しながら、可能な限り地元除草の継続をお願いしたいと考えております。

しかしながら、将来を見据えれば、高齢化の進展により、地元での除草作業ができない地域が出てくるのが想定されるため、業者に発注することも視野に入れ検討する必要がありますが、費用の増大が懸念されますので、委託元である県に業者委託の可能性について、協議を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

県の河川道路設置目的には、地元の公益性が示されています。農用地の作業道路として、健康維持のための散歩道路として、緊急時の迂回路としての3項目であります。

私の地元には岩野川が流れ、広い河川公園もあり、桜の季節には県外ナンバーもよく見受けませんが、雑草もよく茂ります。1級河川である岩野川は、昭和50年代に大規模改修が行われて以降、河川の氾濫もなく、今日に至っています。完成当時から委託業務を引き受け、各区とも公役なり、有志一同で河川敷の草刈りに携わり、やがて50年を迎えます。高齢化は深刻で、公役に出る人数が相当減ってくる中に、割り当てられた距離の作業に支障が出てきました。

ブロックの天端、一番高いところのブロックなのですが、水面までの落差は8メートル、のり面はカズラといいまして、小指ほどのカズラが繁茂し、イノシシで穴ぼこだらけであります。転落したら、重傷事故は免れません。熱中症警戒アラートは連日発令され、熱中症により救急搬送が詳細不明ながら50回との報告を受けております。早朝5時から草切り公役に当たられている区もあります。

また、通常年2回の除草作業が大半ながら、区によっては3回の除草作業を行っておられます。理由は、背丈ほどまで伸びた雑草を切るのは困難という理由であります。両岸だけでなく、並列する用水路際まで3面除草されるなど、各区によってばらつきがあり、河川愛護の精神と地域の景観を少しでもよくしようとの思いで受け継がれてきましたが、限界を迎えようとしています。管内農業集落において、急速に進む高齢化や世帯数の減少により、集落がこれまで担ってきた様々な共同活動が困難になっている現状です。全国的には、集落単位での取組から、他集落との広域連携が広がる活動も始まっています。

最後に、本来、所管ではない県の委託管理河川の答弁に丁寧に対応いただき、ありがとうございました。今回の質問で、当初、公の役と書き公役と示した本意は、市民のよるボランティア活動と、危険を伴う河川だけでなく、山間地域での高い土手の除草作業等も含め、これからの共同作業の在り方について、地域が抱える問題を提起する思いから公役とさせていただいたところであります。県と協議との回答でした。予算の確保も見通せない現実ながら、建設部のみの問題ではなく、部門を越え1日も早く地域との協議を始めていくべきだと提案して、質問を終わります。

#### ○服部香代 議長

以上で、古川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

#### ○勢田昭一 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号15番、勢田昭一であります。

発言通告に従って、一般質問をいたします。

まず、冒頭に台風10号の接近、上陸時には避難所開設をされ、市民の皆さんの安心・安全のために御尽力をいただきました職員の皆様に感謝を申し上げます。

さて、私は今月の9月2日月曜日、朝の7時から7時半まで、菊鹿町上永野下組区であいさつ運動に参加をいたしました。参加者は区の分館長、交通指導員、私の3名です。7時10分過ぎに男子小学生2人が通っていきます。まず、大きな声でおはようございますとお互いに挨拶を交わします。そして、横断歩道で子供たちが右

よし、左よし、渡れと掛け声をかけて横断歩道を渡ります。渡った後には僕たちにお辞儀をして、ありがとうございますと元気よく言ってくれます。それを聞いた僕たちは、いってらっしゃいとまた声をかけます。ちなみに、この場所を通って通学する生徒は、この1組だけでございます。こんな光景は毎月の1日、15日には山鹿市の全地域で見る日常風景であります。この何げない会話や行動に元気をいっぱいもらっているのは事実です。私自身、その日は充実した1日が過ごせます。

そこで、子供たちの学校での1日の行動、活動を基に、そこから見える本市の諸課題を3点に絞り質問をいたします。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

それでは、最初の質問です。共働、共に働く視点で、学校給食で働く職員について伺います。この質問をするのは、子供たちが朝の挨拶運動をして登校し、午前中の授業を受けます。そして、待ちに待った給食の時間です。この給食に携わっておられる全ての方に感謝を込めて、いただきますともりもり食べてくれます。

このように、子供たちの成長に一番のウエートを占めている学校給食で働いておられる方々にスポットを当てますと、学校の夏休み期間中はどのようなになっているのかなという疑問を持ちました。

そこで、1回目の質問をいたします。給食業務に係る会計年度任用職員の夏休み中の勤務状況はどうなっているのかを伺います。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

**○中尾雄二 教育部長**

御質問の、夏休み中における給食業務会計年度任用職員の勤務状況について、お答えいたします。

給食業務に携わる会計年度任用職員については、それぞれの現場から一斉に調理員が集うことのできる夏休み期間を利用し、調理業務、衛生管理等についての効果的な研修を行い、安全・安心な給食が提供できるよう、調理職員としての資質向上に努めております。

また、一定の期間を要する、施設や調理器具、食器等の清掃消毒及び点検を行うなど、次の学期の給食提供に万全を期すための準備に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

答弁にもありましたように、それぞれの学校給食の調理員の立場を越えて、子供たちのために研鑽を積ませることを十分理解することができました。特に今回は、勤務状況のみに絞って回答を求めましたが、勤務形態に伴う待遇面でも十分御配慮をいただきますようお願いをいたします。

次の質問に移ります。今年の6月議会定例会において、山鹿市学校給食の方向性、センター方式が示されました。それは、旧鶴城中学校跡に学校給食センターを建設し、市内全ての学校給食を賄うというものです。

そこで、私は考慮すべき点があると考えます。それは人材確保です。現在、人材確保は各業種において現実化を帯びております。

そこで、2回目の質問をいたします。学校給食センター化に伴う調理職員の確保について、どのように考えておられるかを伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、学校給食センター化に伴う調理職員の確保について、お答えいたします。

旧鶴城中グラウンドに建設予定の学校給食センターについては、現在、学校給食共同調理場新築及び既存学校等配膳室改修工事設計業務、併せて学校給食共同調理場厨房設計に関わる技術的支援業務の委託に向け準備を進めているところであり、その中では調理業務の最適な動線や使用する機器等の検討を行いながら、調理作業を衛生的かつ効率的に運用できる人員を協議していくこととしております。

また、同時に、先進地における調査研究や、現在、各学校や給食センターに勤務する調理職員、栄養士等の意見を伺いながら、新しい給食センターの運営形態等について検討してまいります。

新たな給食センターにおいては、そこに携わる人材の確保が極めて重要であり、円滑な運営のためには、調理師及び調理業務経験者が必要不可欠であります。新たな施設を含め、安全・安心な学校給食が安定して提供できるよう、その人員確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

この学校給食センターの建設のスケジュール等も確認できました。ぜひ、先ほど言われたような具体的な人員確保までの配慮を強く要望いたします。そして、将来の山鹿を担う子供たちに、おいしくて安心・安全な給食を提供していただきますようお願いを申し上げ、この質問項目を終わらせていただきます。

次の項目に移ります。2点目、共に育ち、共に活性化するという視点で、スーパー中山間地域創生事業について質問をさせていただきます。学校現場では、子供たちはお昼の給食を食べ、午後の授業を受けると放課後になります。そして、各部の部活動が始まります。今はその部活動も変化し、地域型へと移行が進んでおりますが、以前は放課後は部活動一色でございました。

私は、8月末の夕方、NHK熊本で放送された合唱部のすばらしい歌声に感銘を受けました。それは、合唱コンクール九州大会に出場する、めのだけ小学校と山鹿中学校の合唱部の紹介でありました。どちらも10人程度のメンバーで、それぞれの音域を担当し、全員で楽しくすてきな合唱となっていました。個人個人の音域は違っていても、みんなが集まれば、すばらしいハーモニーになることを証明してくれました。

このように、合唱部だけでなく、全ての部活動がみんな集まれば、勝つこと、入賞すること、連帯感ができることです。私たち大人には、こういった部活動で培われた感動に共感して、もっともっと頑張る必要があると考えます。そこで、この合唱のような美しいハーモニーができないかということについていつも考えております。

そこで、このスーパー中山間地域創生事業は、とても魅力ある取組だと存じます。これは熊本県の農林水産部の事業であり、県内では山鹿市、高森町、南阿蘇村の3か所で取組がなされたと聞いております。本市では、菊鹿町のワインと栗を核とした地域づくりとありました。

そこで、1回目の質問をします。スーパー中山間地域創生事業、菊鹿地域のワイン用ブドウ、和栗のこれまでの取組を伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

#### ○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、スーパー中山間地域創生事業について、お答えいたします。

本事業は、令和3年度から5年度までの3年間、菊鹿地域をスーパー中山間地域として位置づけ、取り組んでおります。

まずは現状を把握すべく、菊鹿地域在住の18歳以上の市民1,000人にアンケート調査を実施し、10年後の令和12年を目標に地域戦略を策定しております。

本戦略の中では、菊鹿地域の特産品であるワイン用ブドウや栗を農産物の柱と位置づけ、菊鹿ワイナリーを拠点に若者の受入れや新たな経済循環等の構築、移住定住の促進と関係人口の増加を目的としております。

ワイン用ブドウにつきましては、生産者の高齢化などによる後継者不足が課題ですが、安定的な生産を維持するため、農地の集約化やスマート農業用機械の導入などを図り、持続可能な営農体制の確立を目指す取組を支援しております。

また、栗につきましては、生産拡大の取組やブランド化を図るために、地域内の加工流通の仕組みづくりなど、課題解決に向けた取組を検討してきたところでございます。

さらに、異なる人材や資源が出会い、交流することによって、新しいプロジェクトが生み出されることを期待し、菊鹿クリエイティブサロンの取組を支援しております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にありましたように、3年間でかなりの取組ができているように実感をいたしました。菊鹿ワイン、やまが和栗の知名度、品質とも、大変向上していることも肌で感じております。これらの取組に御尽力いただいた皆様に敬意を表します。

さて、この3年間で事業の基盤はできましたが、今後の展開に期待が膨らみます。そこで、2回目の質問をいたします。この事業は、今後どのように展開・展望されるのかを伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、今後の展開や展望について、お答えいたします。

ワイン用ブドウにつきましては、菊鹿ワインを世界に羽ばたかせるため、生産基盤の強化と担い手の確保を図り、今後も農地の集約化やスマート農業用機械の導入に取り組んでいきたいと考えております。

また、栗につきましては、山鹿市を代表する特産物として市全体での取組をスタートしており、本年5月に日本一和栗で稼げる山鹿市を目指し、JA鹿本、経済団体、物産館、行政等が一体となり、やまが和栗振興協議会を設立し、生産拡大の取

組やブランド化を図るための取組を進めているところでございます。

また、菊鹿クリエイティブサロンにつきましては、先般8月25日に、県の補助金を活用し、菊鹿クリエイティブサロンプラスとして、ワイン用ブドウの収穫体験と菊鹿郷土料理研修会を開催したところ、熊本市内を中心に19名の方々に御参加いただき、菊鹿地域のよさをアピールすることができました。

この事業では、地域の方々の御意見を基に、目指す将来像とロードマップを制作しておりますので、ロードマップに基づきながら目標達成に向け、関係機関と連携を図り各種支援を行ってまいります。

今後も、菊鹿地域をはじめとする本市の魅力を多くの方々に発信していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

今後の展開・展望に期待をいたします。

では、3点目の質問に移らせていただきます。3点目は、共に創り出すという視点で、早田市政4年間についてであります。子供たちは、挨拶運動から、昼の給食を食べ、放課後の部活動で頑張っております。部活動のほかにも、毎日の児童会活動、生徒会活動があります。この議場の中には、その活動をされた方がたくさんいらっしゃるかと存じます。これは一人一人の生徒・児童が快適で充実した学校生活を送ることを目標に活動することです。そして、1年間の活動を振り返ることができます。そして、4月に総会を開き、成果と課題について報告・協議をします。それが伝統につながり、このようなことは市政にも同様と感じます。

そこで、質問です。早田市長は、先ほどの答弁の中でも、組織改編をされております。そして、新しく生まれた課が総合戦略課及び文化課があると存じます。その両課の成果と課題を伺います。最初に総合戦略課、次に文化課の順で答弁をお願いいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、総合戦略課の成果と課題について、お答えをいたします。

総合戦略課は総務部内の新たな課として、令和4年4月1日に発足し、本市にお

ける喫緊の課題である人口減少対策を主軸に据え、選ばれる山鹿の実現に向けた重点プロジェクトの推進に取り組んでおります。

具体的な取組としましては、令和4年度に県北地域で第1号となる特定地域づくり事業協同組合の設立や、山鹿市公式YouTubeチャンネルの立ち上げなど、山鹿の未来を見据えた新たな取組に率先してチャレンジしております。

令和5年度には、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、旧千田小学校にサテライトオフィス等を整備する、やまがBASE株式会社に対して支援を行っております。

また、令和3年度に約1億円だったふるさと納税の寄附額が、2年間で7倍以上に伸びており、着実に成果を上げております。さらには、熊本大学と連携し、地域課題をビジネスで解決する人材育成と新たなビジネスモデルの創出を目指し、やまが未来創造塾を開講し、第1期生として市内の事業者12名が受講され、自身のビジネスプランを作成し、それぞれの現場で活躍されております。

本年度は、結婚・子育て、しごと・人材応援、移住定住の3つの応援プロジェクトに健幸づくりを加えた3プラス1の応援プロジェクトを重点的に推進しており、人口減少対策の旗振り役として、全庁的な総合調整や重点プロジェクトの推進に取り組んでおります。

今後10年先、20年先の未来を見据えて、本市のさらなる発展につながる取組に対して、失敗を恐れることなく、果敢に挑戦していくために、これまで以上に部局横断的な施策の協議、調整、情報共有と、部局間連携を一層強化する役割をしっかりと果たしていく必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

#### ○中尾雄二 教育部長

続きまして、文化課設置の成果と課題について、お答えいたします。

文化財の保存伝承と、一層の活用推進による文化行政の充実を目的として、令和5年度の組織改編において、それまでの社会教育課文化係から文化課2係体制となりました。

これにより、文化振興施策に関し、きめ細かな対応が可能となったことから、まず1つに、文化芸術基本法に基づくものとして、文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、教育、産業などの総合的かつ計画的な推進を図るための文化芸術推進基本計画の策定を昨年度から2か年かけ進めているところであります。

このほか、文化協会の活動に対しては、活動費助成に加え、運営面でも支援を行うとともに、今年度からは民俗芸能の保存継承のため映像記録事業に取り組んでいるところです。

その一方、課題として顕著なのが、文化協会や民俗芸能保存団体の高齢化や会員の減少であり、その他にも専門職員の育成や発掘調査資料の整理と保存、文化施設の老朽化への対応などが課題となっております。

また、これからの文化行政においては、日本遺産をはじめとして、文化財を観光事業にも役立てていくことが重要となっており、引き続き市長部局との連携や文化課の運営改善に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

答弁にもありましたように、総合戦略課、文化課、ともに成果を上げていることを認識いたしました。この2つの課だけではなく、それぞれの課で御尽力されると推察をいたします。さらなる発展につなげるためには、大林部長も言われましたけれども、失敗を恐れることなく、果敢に挑戦していただきたいと存じます。

早田市長は、今年の2月27日、山鹿市健幸都市宣言をされました。その取組がなかなか見えてきません。

そこで、2回目の質問をいたします。健幸都市宣言後、どのような取組を行っているのかを伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

**○徳丸和孝 福祉部長**

御質問の、健幸都市宣言後の取組について、お答えいたします。

本市は、令和6年2月に、誰もが住みたい、住み続けたいと思える健幸なまち山鹿を目指して、健幸都市を宣言しました。

この宣言の実現を目指し、健全な食生活、健診の受診、質の高い睡眠・休養、そして適度な運動など、市民の誰もが健康づくりに取り組むことができるような施策を展開してまいります。

また、赤ちゃんから高齢者まで、誰もが生涯を通じて心と身体の健やかさを保ち、

地域とのつながりを大切にしながら、幸せに暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを支援していきます。

まずは、この宣言を広く周知するために、健幸都市やまがPRプロジェクトを行っております。4月のやまが温泉祭でキックオフイベントを開催し、改めて市長による宣言を行い、その後、市役所庁舎外壁に看板及び庁舎入口に宣言文を設置し、啓発強化に努めております。

10月6日には、健幸への第一歩、今あなたにできることをテーマに健幸フェスティバルを開催します。料理研究家コウケンテツ氏による健康づくり講演会や、健康についての相談、体験ができる各種健康ブースを設け、市民の健康づくりのきっかけとなるよう準備を進めております。

次に、ライフステージに応じた健康づくりのための新しい事業として、出産後のお母さんの育児負担の軽減を図る、温泉を活用した産後リフレッシュ事業では、お母さんたちに提供する昼食のメニューを、市内唯一の調理師養成学校である城北高等学校の調理科の生徒が、現在考案中であります。

また、筋力不足から起こる骨折等を防止する、65歳から75歳までの高齢者を対象としたシニアのための健康貯筋教室では、運動体験会を延べ9回開催し、参加者アンケートを基に運動メニューを選定中であります。いずれの事業も来年度の事業実施に向け、ベストなものを選定するものです。

さらに、国保の働く世代のための、温泉を活用したウェルネスライフのためのボディメイク教室では、さくら湯において食事指導や運動指導を実施します。また、子供たちを対象としたアクティブチャイルドプログラム実施事業では、楽しく体を動かす機会づくりとして、室内遊具を購入し、9月7日の土曜日、山鹿市総合体育館で開催されるハンドボールプロチームである熊本ビューストピンディーズの開幕戦で初めて設置をいたします。

さらに、健康課題を見える化するために、本市の現状、課題の分析を行っており、明確な数値目標を定め、今後の施策につなげていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

今の答弁で分かりましたけれども、今年度は周知活動あるいは動機づけということで、具体的には来年度以降に実施をしていくということが理解できました。

今年の夏、本市と同じように、健幸都市宣言をされている青森県むつ市を市民福

祉常任委員会の行政視察で訪ねました。そこで伺ったのは、市民の皆さんの意識づけ、動機づけに一番苦勞するということでした。ぜひ来年度以降の取組を期待をいたします。これは、早田市政の大きなビジョンでもあります。

以上の質問は、早田市政の4年間の成果だと、私は捉えます。学校での子供たちの成長、活動を見ながら、こういった市政へも、ぜひ反映をお願いしたいと思います。

では、最後の質問です。午前中から、北原議員あるいは古川議員の質問で度々あっておるかと思えます。早田市政の4年間の成果と課題、改めて早田市政の4年間の成果と課題を伺います。できますならば、市長自身の自己評価も併せて伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

#### ○早田順一 市長

山鹿市長として、初めての任期4年間を終えるに当たり、市政運営の自己評価ということですが、先ほどの北原議員、古川議員の答弁の中で、私が掲げた6つの公約、マニフェストの評価についてお答えしておりますので、それ以外の主な取組についてお答えをいたします。

私が市長就任後、市の最大の課題であります人口減少対策にどのような施策を講じるべきかと模索をしていた中、TSMCの菊陽町への工場建設が決定いたしました。これは、山鹿市にとっても、またとないビッグチャンスであると考え、半導体産業を含めた、さらなる企業誘致による地域経済の発展を図るべく、山鹿地域内では山鹿東部工業団地整備から約40年ぶりとなる新たな工業団地を整備することを決断いたしました。造成工事完了は令和10年度の見込みであり、本事業の推進に向けては、私が先頭に立ち、市の組織を挙げて取り組んでまいります。

併せて、TSMC進出や海外直行便の就航効果により、県内のインバウンド需要は拡大しております。人口減少が進む中で、インバウンド拡大は地域経済を活性化するための重大な取組であり、インバウンド需要を獲得していくため環境整備促進事業補助金等を創設し、受入環境整備を進めております。また、外国人の方を対象とした、熊本駅や光の森駅からのシャトルバスの試験運行による誘客促進や、積極的な情報発信を行います。

自主財源の少ない当市にとって新たな事業展開を確保するため、私の就任直後からふるさと納税には特に力を注いでまいりました。就任時、約1億円だった寄附金は令和5年度に約7億1,500万円に達し、今年度は昨年度を上回るペースで増加しておりますし、企業版ふるさと納税につきましても、令和4年度以降、多くの企業

から御寄附をいただいております。これは山鹿市が持つポテンシャルの証明であり、全国に山鹿市の応援団、ファンになっていただいている方が着実に増加しているものとうれしく思っております。また、寄附の募集及び寄附後の返礼に際し、山鹿市の特産品を紹介し、活用することによって、産業振興にも効果を発揮しております。

以上、これまで4年間の主な取組の成果を御紹介いたしました。私は誠心誠意職責を果たすことが使命であり、評価は市民の皆様にご委託したいと思います。市民の皆様をはじめ、多くの方々の御理解・御支援と、市職員の尽力のおかげで、各項目とも相当程度の進捗を見ていると認識しております。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、過疎化といった対応すべき課題は多岐にわたり、いずれも一朝一夕にはいきませんが、山鹿の明るい未来を切り開くべく、しっかりと取り組んでまいり所存であります。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

これまで、北原議員、古川議員、そして私と質問しており、市長の答弁はかなり成果があったものと私は理解しております。また、自己評価もお伺いをしましたが、それについては難しい部分があると存じます。この4年間の成果と課題の答弁をいただいたことに評価をしたいと存じます。

さて、今回は学校現場の一日を考えながら、学校給食で働く職員について、スーパー中山間地域創生について、早田市政4年間についての3点に絞って質問をいたしました。それぞれの取組現状や素晴らしい成果、さらなる課題を再認識することができました。山鹿の子供たちは、朝の挨拶に始まり、学ぶ授業、安心・安全な給食タイム、そして放課後の部活動、児童会・生徒会活動をこなして頑張っています。この将来の山鹿を担う子供たちのために、今、私たちにできることを積極的に大胆に頑張っていきたいものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○服部香代 議長**

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、松見真一議員の発言を許します。松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

**○松見真一 議員**

皆さん、こんにちは。

本日最後の一般質問、議席番号11番、清風やまが、松見真一です。

質問の前に、先ほど勢田議員からもお話がありましたが、8月28日から30日、台風10号が通過しましたが、このときに多くの方々が避難所に避難されておりました。今回は、山鹿市に関しましては大きな被害もなかったものですから安心はしましたが、ただ今後あれだけの多くの方たちが避難されるということになってくると、市の職員さんだけではかなり厳しいものもあるんじゃないかなというふうに感じました。本当にこの対応に当たられた市の職員の皆さんには感謝申し上げます。今後、こういうふうな災害のときには、公助という部分だけではなく、共助・自助という部分で、自分たちが率先してできることは取り組んでまいらなくてはならないなというふうなことを強く感じた日々でした。

さて、本日の一般質問に関しまして、企業の支援について聞いてまいりたいと思います。財務省が発表した法人企業統計調査によりますと、2024年4月から6月期の金融や保険業を除いた全産業の経常利益は、前の年の同じ時期に比べ13.2%増え、35兆7680億円となり、過去最大となりました。円高で製造業を中心に収益が改善したことや、ホテル・飲食店などのサービス業が好調だったことが主な要因です。

一方、日本の株式市場を見ると、7月末に日銀が追加利上げを決め、植田総裁が利上げの継続を示唆したことで円高が進行、同時にアメリカ経済の先行き懸念でドルが売り込まれたため、7月末からたった1週間で10円もの円高方向に進み、8月当初の日本株の衝撃的な暴落になりました。その後の上昇もまた急激なものとなりました。また、世界的なエネルギー価格や物価の高騰が起こっており、市民生活にも影響が出ています。

8月末に木村熊本県知事は、半導体受託生産世界大手のTSMC本社を訪れ、幹部に県内に第3工場の建設を依頼し、第1工場、第2工場が円滑に進めば、検討したいとの回答だったと、熊日新聞の報道がありました。TSMCの進出により、地下水保全や交通渋滞、用地確保、人材確保の難しさという問題が発生しています。

そのような中、市内企業からはTSMCの影響による新規雇用者への給与水準の上昇及び少子化による新規就農者への減少により、人材確保が難しいという声が多数聞かれています。具体的には、TSMCの従業員数は第2工場まで含めると約3,400人の採用が見込まれております。特に新卒採用、地元大学からの採用にも積極的である状態です。

一方で、山鹿市の企業の状況としては、令和3年度経済センサス活動調査によりますと、市内の事業所数が2,098事業所、従業員数が1万7814人となり、TSMCと同じ産業分類である製造業の事業者数は157事業所、3,537人となっています。市全体の従業員者数とTSMC第1・第2工場の従業員者数は同規模の従業員数となっております。TSMCと規模の違いはあれど、市内企業は人材確保を喫緊の課題

と捉え、毎年、インターンシップの受入れを行い、さらに企業の人事担当者が県内の高校を訪問し説明を行うなど、自助努力を行っておられます。市としても企業のこのような課題に対して支援を行われる必要があると考えております。

さて、早田市長は、令和6年3月議会の冒頭に、施政方針として、令和5年度を戦略的な人口減少対策元年と位置づけられ、重点プロジェクトの一つとして、しごと・人材応援プロジェクトを宣言され、地域に根差し、未来を担う企業の振興という事業を行われています。新たな工業団地の整備に取り組む一方で、令和6年の組織改編により、企業誘致課の中に市内企業の支援をしっかりと行うための企業支援係を設置されています。

そこで1点目の質問、市内企業が抱える課題である人材確保についてお聞きします。人材確保を含めた支援策について、企業が抱える課題、地元企業への支援体制、人材確保に向けた取組について、成果と今後の取組についてお聞きします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

#### ○白石浩二 商工観光部長

御質問の、企業への人材確保を含めた支援策について、お答えいたします。

人口減少や少子高齢化が進む中、TSMCの進出による半導体関連企業の業績も相まって、企業の人材不足は深刻な課題となっております。

本市におきましても、生産年齢人口の減少は顕著であり、これまで以上に市内企業をサポートしていく体制が必要なことから、本年4月に企業誘致課内に企業支援係を新設しました。

これにより、市内企業への定期的な訪問を通して、より企業とのコミュニケーションの機会が増え、企業が抱える課題の把握、優遇制度の周知、効果的な支援の充実に取り組んでおります。

次に、人材確保に向けた取組として、1つ目に、市内小中学校を対象に、早い時期から職業に対する興味関心を高め、企業を身近に感じ、地域産業への理解を深めることで、地域への愛着や将来地元への就職を考えるきっかけづくりとなる企業見学会を実施しております。

2つ目に、高校生を対象に、仕事の内容や求められるスキルなどを具体的に地元企業と面談することで、職業観や就業観の醸成につながる企業ガイダンスを開催しているところです。

なお、本年度は、和水町との定住自立圏事業により、新たに和水町の企業及び玉名市の高校を対象に企業ガイダンスを拡充し、共通の課題であります人材確保や定

着に向けた取組を充実させることとしております。

このような取組により、高校新卒就職者のうち、地元企業への就職者の割合が、企業ガイダンス実施前の平成30年と比較して約4%増加していることから、引き続き地元企業の魅力をPRし、就職先の選択肢として定着するよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

**○松見真一 議員**

市の市内企業に対する人材確保に関する支援は理解いたしました。今後、少子高齢化が進む日本において、山鹿市の企業の人材確保はより一層厳しい局面を迎えることが予想されます。企業も自助努力をされている中で、市内企業への就職率は定住人口の増加にもつながることが期待されるため、より一層の取組をお願いいたします。

次に、新たな工業団地整備に向けて準備をされていると思いますが、他自治体でも様々な企業に対する優遇制度があるとお聞きしています。そこで、山鹿市において、工場等を新設または増設される場合の優遇制度の内容についてお聞きします。制度の内容及び周知方法についてお願いいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

**○白石浩二 商工観光部長**

御質問の、企業への優遇制度について、お答えいたします。

まず、優遇制度の目的としましては、企業の設備投資を促進し、雇用の創出と産業のさらなる集積を図るため、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、試験研究施設などを対象に、適用工場を指定しております。

次に、優遇制度の内容につきましては、1つ目に、税制上の優遇措置として、企業が工場等を新設または増設する場合に、3年間の固定資産税の課税免除または奨励金の交付が受けられます。

2つ目に、工場等の新設及び増設により、市民を新たに1年以上の継続雇用を行った場合、1人当たり30万円の雇用奨励金がございます。

3つ目に、市内の土地を取得後、1年以内に工場等の建設に着手した場合、市有財産であれば取得価格の5割、市有財産以外であれば3割を、用地取得奨励金として5000万円を上限に交付することとしております。

なお、本優遇制度の適用を受けるためには事前申請が必要となりますので、立地相談や企業訪問の機会に説明を行うなど、市のホームページと併せて、広く周知に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

本市の優遇制度については、事業所を建設した後の固定資産税の課税免除や雇用、土地に対する奨励金があることは理解いたしました。

しかし、熊本県内でも団地造成の動きが活発な中、自治体によっては工場を建設する際の建設に対する補助制度や本社移転を検討している企業に対する事前リサーチのための宿泊補助など、企業にとって使いやすい優遇制度を設計している自治体も多く見られます。

本市においても、令和11年度の方譲開始をめどに、工業団地の整備が進められております。企業からの問合せが増えることが予想されます。他自治体も工業団地の整備が進む中、選ばれる山鹿になるためには企業のニーズにさらに寄り添うような制度設計を検討いただきますようお願いいたします。

今日は、冒頭でも申し上げましたが、早田市長の重点プロジェクトの一つ、しごと・人材応援プロジェクト、企業の支援策、人材確保と優遇制度の取組についてお聞きしました。

これで、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、松見議員の一般質問は終了いたしました。

○

散 会

○服部香代 議長

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 20 分 散会

~~~~~

9月6日(金曜日)

令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会会議録

議事日程（第3号）

令和6年9月6日（金曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

発言通告

1. 原芳郎

一般質問

- (1) 農業振興について
- (2) 姉妹都市・友好都市について
- (3) ふるさと納税について

2. 関口和良

一般質問

- (1) 都市計画税について
- (2) 健幸都市宣言について
- (3) 避難所について

3. 金光一誠

一般質問

- (1) 地域の特産林産物
- (2) 第3セクターの経営状況は
- (3) 地域公共交通の現状は
- (4) 過疎対策事業債の実績及び活用方法について
- (5) 平和教育について（児童・生徒）

4. 有働辰喜

一般質問

- (1) 有害鳥獣対策事業について
- (2) 森林環境譲与税の使途について

5. 永田紘二

一般質問

- (1) 道路整備計画について
- (2) 有害鳥獣被害対策事業の対応について

6. 深牧大助

一般質問

(1) ユニバーサルデザイン「インクルーシブ公園」の必要性について

(2) 防犯対策・設備の支援について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1番	関	口	和	良
2番	永	田	壯	拓
3番	深	牧	大	助
4番	原		芳	郎
5番	隈	部	賢	治
6番	高	橋	龍	一
7番	豊	田	新	二郎
8番	山	下	誠	治
9番	古	川	和	博
10番	金	光	一	誠
11番	松	見	真	一
13番	小	川	榮	二
14番	芋	生	よしや	
15番	勢	田	昭	一
16番	有	働	辰	喜
17番	服	部	香	代
18番	富	丸	洋	一郎
19番	北	原	昭	三
20番	永	田	紘	二

○

説明のため出席した者

市	長	早	田	順	一		
副	市	長	阿	蘇	品	貴	司
教	育	長	堀	田	浩	一	郎
総	務	部	長	大	林	秀	樹

市 民 部 長	池 田 淳 志
福 祉 部 長	德 丸 和 孝
農 林 部 長	鶴 川 浩 一 郎
商 工 觀 光 部 長	白 石 浩 二
建 設 部 長	樺 浩 介
教 育 部 長	中 尾 雄 二
消 防 本 部 消 防 長	有 尾 壽 朗
市 民 部 次 長	豊 田 義 幸
福 祉 部 次 長	野 満 ふ み 子
商 工 觀 光 部 次 長	迎 田 祐 樹
教 育 部 首 席 教 育 審 議 員	北 本 憲 仁
防 災 監 理 課 長	福 島 光 浩
財 務 課 長	富 崎 嘉 隆
地 域 生 活 課 長	飽 本 勝 德
健 康 增 進 課 長	松 林 敏 治
農 業 振 興 課 長	長 迫 貴
林 業 振 興 課 長	村 上 吉 彦
商 工 課 長	大 塚 昭 夫
建 設 課 長	瀧 上 邦 広

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 山 天
議 事 係 長	服 部 隆 文
書 記	木 村 隆 寛

元年度が464人の4430万円、令和6年度は366人の4006万円となっております。

平成25年度と令和6年度を比較してみますと、11年間で納税された方が179人減り、率にして32.8%の減となっております。

また、税額についても1143万6000円減額となり、率にして22.2%の減となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

この10年余りの中、農業収入により納税された方の減少及び納税額に対しても減少ということは、市としては様々な施策を早急に打ち出し、農業・農村・農地を守っていかねばならないのではと考えます。

そこで、2点目、第2期山鹿市総合戦略の検証結果について、農業次世代人材育成事業、地域農業担い手育成支援事業による就農時の経済的負担軽減に向けた補助や、新規就農に関するサポートチームによる巡回指導及び農地等の提供のために導入した現地調査用タブレット活用等によるサポート体制の支援といった事業により、67名の就農実績があったという結果があり、大きな成果が得られております。

また、JA鹿本地域担い手育成センターにおいては、昨年度同様、4名が検証を修了され、おおむね成果が得られたとありますので、新規就農者増加に対して一定の成果があったと考えられます。

さて、昨年より開始された未来のリーダー支援づくり事業についてお尋ねいたします。この事業は、山鹿市独自の専業農家に特化した非常にすばらしい事業で、国や県のモデルになり得ると考えます。そこで、未来のリーダーづくり支援事業について、令和5年度の実績並びに令和6年の現状をお尋ねいたします。国・県からの支援を受けられて営農されている新規就農者数、また就農されて残念ながら離農された方の数も併せて伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、未来のリーダーづくり支援事業の実績について、お答えいたします。

本事業は、令和5年度からの新規事業で、地域農業を担う専業農家の後継者を目指す親元就農者に対し、山鹿市の独自施策として、農業経営の継承や発展に資する

支援を行うことで、就農意欲を促すとともに、未来のリーダーとして位置づけ、就農後の3年間を支援するものでございます。

実績としましては、相談件数が累計22件に対して、令和5年度が5名、令和6年度が現時点で7名、合計12名に支援をしております。

また、新規就農者のうち、国の事業の対象となる非農家出身の新規参入者等につきましては、これまでに69名が活用しており、うち7名が他産業への従事などの理由により離農をしている状況でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

未来のリーダーづくり支援事業においては、昨年からの事業にもかかわらず、既に12名の方々に支援され、実績としたら申し分ないことと思います。親元就農においては、農業の技術を親から学び、地域の方々、農家仲間とのコミュニケーションを生かし、新たな発想の下で農業経営ができる。しかし、新規での就農では、新たな施設、農地、農業機械の導入など、かなりハードルが高いことも事実なので、きめ細やかな指導、また環境づくりも早急な対応が必要になるのではないかと考えております。

3点目に、令和7年3月までに策定されなければならない農地利用の将来像を定める地域計画の策定についてお尋ねいたします。集落などの区域ごとに、農業者、農業委員会、農地バンク、土地改良区、JAなどと協議の実施、取りまとめ、目標地図、地域計画の策定とありますので、例えば地域計画において、それぞれの箇所でも色分けされていくと考えますが、農地集積・集約などで生産性の向上を目指される一方で、栽培されにくい田畑がある場合の対応も考えなければならないように思うところです。

今後、集落営農組織、また法人において、大規模的に営農される、せざるを得ない時期に来ていますので、10アールもなく、形の悪い田畑での営農をどうしていくのかも重要な課題と位置づけられますので、農地保全・整備について、また地域計画の進捗状況をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、農地保全・整備について、お答えいたします。

本市では、国の事業であるひと・農地プランが法定化されたことにより、担い手への農地の集積・集約化を加速し、地域農業の維持・発展を目的とした地域計画の策定に向け、協議の場の開催や目標地図の作成などを進めているところでございます。

また、整備された条件のよい農地が多い平場の地域では、ある程度の担い手への農地の集積・集約化が進んでおり、一定期間の農地の保全が見込まれますが、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域等につきましては、集積・集約化できる農地も少なく、担い手も不足しており、年々農地の保全が困難となってきているところでございます。

そのため、集落で支え合い維持していくための地域営農組織の設立や、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金など、国の事業等を活用するとともに、中山間地の主要作物である栗、タケノコを中心にさらなる振興を図り、本市の農地保全に努めてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

答弁では、農地保全に努めていくということですが、農地保全と農地整備も併せて必要と考えます。そういった中、近い将来、スマート農業の導入が必要となってきます。スマート農業とは、ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業です。農作業における省力化が可能となり、人出不足などの問題を解決し、農業技術の継承をスムーズにすることができると言われていますが、スマート農業機械導入の初期費用やオペレーター不足などのデメリットがあるとも言われております。また、技術を要する野菜などの農作業は、人の手が重要になりますので、国・県の支援だけではなく、山鹿市、市の支援も必要になると私は考えます。

4点目に、農産物の適正価格について、山鹿市の農業振興を総括としてお尋ねいたします。作物や野菜、果物など、様々な農畜産物には定価がないのが現状です。ファーマーズマーケット、道の駅、物産館などでは、個人で価格を決めて販売されておりますが、その他は市況での価格となります、品が多いなら下落し、風水害など気象変化でも収量の変化により価格が左右されていきます。そういった中において、飼料、肥料、農薬、そして燃油の高騰、生産コストの上昇は、生産者にとって

死活問題なんです。山鹿市にそれぞれの農畜産物の定価を決めてもらい、安心して営農される農家を増やす。大変難しい施策とは思いますが、考えることはできると思います。農家の方々、経営者の方々は、自分の能力を時給・日給計算はできません。時給などの計算で営農すれば赤字経営になってしまうのが現状なんです。よりよい品物、農畜産物を作り、消費者の方においしいと言ってもらうために、日々努力されております。

最近、よく見聞きするのが、米20年ぶり高騰、米品薄消費者ため息、米お一人様何キログラムまで、猛暑により野菜高騰などなど、様々な媒体で消費者目線での報道がありますが、米を生産するには水田を耕うん、代かき、苗づくり、田植、草刈り、毎日の水管理、稲刈りなどの様々な作業があることは御承知だと思います。米作り一つとっても、軽油、ガソリン、混合油といった燃油が必要なんです。また、そのほかの農畜産物においても、肥料、飼料、ビニールなどの被覆材、農薬、そして種子等々の費用がまだまだ高騰しているのが現状です。そこに人件費を加えたら、大変厳しい経営となります。農畜産物の価格が安定しもうかれば、後継者も増え、雇用の創出が生まれ、地域が活気づき、耕作放棄地の解消にもつながり、イノシシなどの有害鳥獣被害もなくなっていくのではと考えているところです。農畜産物が適正価格になるためには、経費削減も重要と考えます。

昨年9月議会一般質問にて、市長答弁の中で、重要と供給のバランスあるいはそういった農家の方々の資材等の高騰、そういったものにもしっかりと市として対応できることはやっていきたいと思っておりますとありましたので、こういった対応がなされたのか。また、農家数減、農業者の高齢化等で危機が迫った農業、存続していかなければならない農地を山鹿市としてどう考えているのか、市長の見解をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

まず、物価高騰等に伴う本市の支援については、昨年度、飼料高騰対策事業あるいは燃油高騰対策事業に取り組み、合わせて約5610万円の支援を行っております。

また、今後の本市の農業施策につきましては、農業従事者の高齢化や農業担い手の減少等、解決しなければならない課題が山積しておりますので、本市が行っております農業担い手支援の施策の充実と、国・県事業を活用した農業者に対する支援を通して、本市の農業を守り、育てる施策の展開を熊本県、関係機関・団体としっかりと連携し、進めてまいります。

なお、農畜産物の生産コストなどを反映した適正な価格形成の仕組みづくりについては、現在、国で検討がなされていますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと思います。

○服部香代 議長

原議員。

[4 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

市長から答弁をいただき、物価高騰の支援が約5610万円とお聞きしました。畜産農家の方々は多少は喜ばれておられますが、ほかの産物への支援がなく、私的には非常に残念と思うところです。例えば、農業に特化した基金を設けられ、野菜等の価格安定、農家の所得安定につながるような施策が必要だと考えております。そういった施策を打ち出し、就職先として農業界を選ぶ人が増えるようにすることも、山鹿市の農業としては必要と考えるところでございます。一次産業である農業が盛り上がれば、農業に関わる多くの産業も活気づき、地域の発展につながっていくと私は信じています。

それでは、2件目に姉妹都市・友好都市についてお尋ねいたします。1市4町が合併し山鹿市となり、来年1月で20周年を迎えます。本市も様々な市町村と助け合い、協力し、そうやってしながら20年を迎えると思います。

そういった中、本市においては姉妹都市が、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州・スノーイーモナロ市、旧クーマ市と、山鹿市の元中学校教諭とクーマ市在住者、当時のロータリークラブ会長との親交をゆかりとして、昭和50年11月5日に締結。兵庫県赤穂市は、赤穂義士十七士の遺髪を納めた赤穂義士遺髪塔と、その後300年以上続く供養、義士まつりをゆかりとして、平成14年2月3日に締結。友好都市は、岡山県高梁市と高知県四万十町で、彫刻家門脇おさむ氏制作の石のかざぐるまをゆかりとして、平成19年10月6日に締結。沖縄県宮古島市は、平成26年に宮古島市で開催された教育関係の講演会に山鹿市教育長が招かれたことをきっかけとして交流が始まり、教育、経済分野における交流を経て、令和5年7月20日に締結しています。

このように、姉妹都市・友好都市が締結されておりますが、これまで本市がどのような関係性を持ってこられたのか、また今後どのような関係性を持っていかれるのか、それぞれの部署にお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の姉妹都市・友好都市との交流事業の現状と今後の取組について、御質問と重複するところもごさいますが、所管ごとにお答えいたします。

初めに教育部におきましては、姉妹都市のオーストラリア・スノーイーモナロ市及び友好都市の沖縄県宮古島市との交流に取り組んでおります。

まず、オーストラリア・スノーイーモナロ市、クーマ町が市町村合併によりスノーイーモナロ市となったものでございますが、これについては、昭和50年10月に当時の鹿本中学校教諭と親交がありましたオーストラリア・旧クーマ町在住のクーマ・ロータリークラブ会長が来熊されたことをきっかけとして、旧鹿本町と旧クーマ町が昭和50年11月5日に姉妹町を締結いたしましたものです。

その後、中学生のホームステイによる相互交流が平成12年に始まり、平成17年の合併後も姉妹都市としての関係を継続し、これまで延べ155名の中学生を派遣、123名の学生を受け入れております。

コロナ禍により交流は一時中断しておりましたが、令和4年からはオンラインによる交流を再開しており、今年度は8月19日に開催、小学5年生から中学3年生までの24名が参加しております。今後も、両市学生間の文化振興や人材育成につなげていきたいと考えております。

次に、沖縄県宮古島市については、平成26年に本市の堀田教育長が宮古島市から招かれ、教育に関する講演会を行ったことをきっかけとして教育交流が始まり、その後、民間レベルや両市における交流推進協議会の設立など、活発な交流が行われてきたことから、今後も教育、産業、観光、文化、スポーツなど、幅広い分野において、相互の理解と発展につながるよう、昨年7月20日に本市と宮古島市との友好都市締結が行われております。

教育分野におけるこれまでの取組としましては、風土や文化が異なる宮古島の子供たちとの交流を通じ、学校生活だけでは学べない人間関係づくりなどを目的として、令和元年度から、鹿北中学校と宮古島市の伊良部島中学校が、修学旅行による相互訪問交流を行っております。

今後については、学校給食に両市の特産物を相互に取り入れ、食文化交流を深めるほか、子供たちが制作する芸術作品を学校で交換展示し、互いの自然環境や文化について関心を高めてまいります。

また、現在、両市が有する歴史や文化、スポーツなどについても、市民の理解と興味を深め、今後も教育交流が発展していくよう、宮古島市教育委員会と協議を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

続きまして、農林部の現状と今後の取組について、お答えいたします。

農林部におきましては、令和2年度から両市のイベント等に参加するなど、宮古島市との交流に取り組み、本年度は6月に宮古島市の姉妹・友好・交流都市物産展への参加、7月には宮古島夏まつりに参加しており、両市の協議会会員や職員相互の交流を図りながら、意見交換を行っております。

8月の山鹿灯籠まつりにおいては、宮古島市副市長、宮古島市山鹿市交流協議会の会員が訪問され、宮古島市特産のマンゴーの販売を行われております。また、奉納灯籠として制作された宮古神社も観覧され、灯籠の美しさやその出来栄えにも感激されております。

11月には、第45回かほくまつりに、宮古島市山鹿市交流協議会の会員が参加予定であり、黒糖や島バナナ等の特産品の販売を計画されております。同月には、本市からも宮古島市の産業まつりへの出展を予定しております。

今後は、農産物の認知度向上を図るとともに、販路の開拓や両市の特産品を組み合わせ商品開発など、新たな取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

○白石浩二 商工観光部長

商工観光部における交流事業の現状につきましては、本年8月末に経済団体との交流を目的として、山鹿商工会議所、山鹿市商工会、山鹿市の3者で構成する山鹿市にぎわい創出協議会が、宮古島商工会議所、伊良部商工会を訪問し、経済状況に関する意見交換を行っております。

さらに、来年2月には山鹿市商工会青年部28名が、山鹿市国際・地域間交流事業補助金を活用して伊良部商工会青年部を訪問し、互いの地域振興の発展に関する意見交換を予定しております。

次に、今後の取組につきましては、先月の交流事業を契機に山鹿商工会議所、山鹿市商工会と宮古島商工会議所、伊良部商工会の会員同士の交流促進につなげてまいりたいと考えております。また、新たな特産品の開発を目的として、山鹿市物産振興協会が宮古島物産振興会を訪問し、特産品に関する意見交換を11月に計画され

ています。今後、互いの特産品が持つ強みを生かしたコラボ商品などの開発を支援してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

最後に、市民部における姉妹都市・友好都市の状況について、お答えいたします。

友好都市としては、石のかざぐるまをゆかりとして、平成11年11月11日に旧鹿本町が、岡山県旧有漢町、高知県旧大正町と姉妹都市を締結し、それぞれの市町村合併を機に、平成19年10月6日に山鹿市と岡山県高梁市、高知県高岡郡四万十町が友好都市として再締結しております。

主な交流といたしましては、記念行事等への相互参加や文化団体を中心に、民間団体同士の交流が行われているほか、災害時における相互応援の協定を締結し、支援体制を整えているところでございます。

また、姉妹都市としては、赤穂義士の遺髪を納めた赤穂義士遺髪塔と、その後300年以上続く供養、義士まつりをゆかりとして、平成14年2月3日に兵庫県赤穂市と締結をしております。

主な交流といたしましては、山鹿温泉観光協会主催による赤穂義士慰霊祭や、スポーツ団体を中心に民間団体同士の交流が行われているほか、石のかざぐるま友好都市と同様に、災害時における相互応援の協定を締結しております。

なお、民間交流に際しては、山鹿市国際・地域間交流事業補助金による支援を行っております。

今後も姉妹・友好都市との交流により、友好・親善が図られるよう、引き続き民間団体の交流を支援してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

関係部署より、それぞれ関係を報告していただきました。答弁を聞いていますと、昨年7月に友好都市になった沖縄県宮古島市との関わりが多く感じます。確かに、私たち党派も3年前、2年前と、宮古島市を訪れ、様々な団体の方々と交流を続けてまいりました。そういった中、昨年7月20日に友好都市を締結され、大変喜んだ

ところでは。

また、兵庫県赤穂市を訪れた際には、議長、副議長が対応され、それぞれの関係性について話ができた、議論できたことも姉妹・友好都市ならではの思うところだと思います。今後、それぞれの姉妹・友好都市との関係、交流での期待度は増すばかりですので、もっと市民の方々に全庁挙げてPRし、関係人口、交流人口を増やし、互いが活気づいてほしいと願うところです。そのためには、山鹿市国際地域間交流事業補助金の周知徹底、また山鹿市の訪れられたときの宿泊割引、割引クーポンの発行等々もっと分かりやすく、利用しやすい事業も必要と考えるところです。今後、それぞれの姉妹都市・友好都市との関係がより一層深まっていくことを期待いたしまして、3件目、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

山鹿市を応援していただく重要な制度ですので、改めてお聞きいたします。1点目に、昨年10月にふるさと納税のルールで、1、募集適正ルール、ふるさと納税の経費は、寄附額の5割以下とする。2、地場産品基準、熟成肉と精米は、原材料が都道府県内産である場合に限り返礼品と認めると変更がありました。制度改正により、昨年9月に多くの駆け込み需要がありましたが、昨年同月と比べ納税額はどうかお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

○白石浩二 商工観光部長

御質問の、ふるさと納税の寄附金額について、お答えいたします。

令和6年4月から8月までの寄附実績につきましては、寄附金額が2億1341万2000円となっており、前年同時期の寄附金額9825万2000円と比較しますと、約2.2倍であり、1億1516万円の増となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

2点目に、ふるさと納税のルールが変更されておりますが、その都度都度の対応はされているのか。また、現地決済型ふるさと納税を導入される自治体も増えつつありますけれども、本市においても様々な観光地、飲食店、物産館等があります。そういったよい環境の中ですので、現地型決済の導入も必要だと考えるところです。本市はどのように対応、また対処されているのかお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

○白石浩二 商工観光部長

御質問の、ふるさと納税の制度改正に伴う本市の対応と、現地決済型ふるさと納税の導入について、お答えいたします。

まず、ふるさと納税制度のルールにつきましては、従来、返礼品代や返礼品の配送料、中間事業者やポータルサイト運営事業者に対する委託料などの経費を寄附金の5割以下に抑えることとなっております。

加えまして、令和5年10月から、制度の一部改正により、寄附金受領証明書発行に要する費用やワンストップ特例申請受付に要する費用などの経費も計上することが必要となり、併せて地場産品の基準も見直され、生産地に関わらず、市内で加工されることにより出品していた精米や熟成肉の返礼品につきましては、熊本県内において生産された原材料に限ることになりました。

さらに、本年10月からは、宿泊費が1人当たり1泊5万円を超える宿泊施設の利用を返礼品とする場合は、原則、熊本県内のみで展開する施設であることが条件となっております。

このように、制度内容の厳格化を受け、本市では制度の改正内容の周知を行った上で、設定寄附金額や返礼品内容の見直し、配送料の削減を目的とした返礼品提供事業者への梱包方法の助言をすることで制度内容の遵守に努めております。

次に、現地決済型ふるさと納税につきましては、ふるさとチョイスや楽天ふるさと納税などのポータルサイトを利用した寄附方法とは異なり、本市に訪れた観光客などがその場で寄附を行い、その場で返礼品を受け取ることができ、寄附者にとっては気軽に寄附ができるというメリットがあります。

一方、導入に当たっては、寄附受入れのためのシステム構築の初期費用やシステム保守料などの固定費用が発生することに加え、返礼品提供事業者においても新たな委託事業者との連携が必要となり、現在より業務内容が複雑かつ煩雑化するデメリットがございます。

本市におきましては、ポータルサイトを利用した寄附方法において、着実に寄附実績を伸ばしている状況にあり、御提案の現地決済型ふるさと納税につきましては、今後も先進自治体の取組などを研究してまいります。現時点ではこれまでの体制により、さらなる寄附金の増額を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

山鹿市に来ていただいた際に、観光施設や物産館、山鹿市の温泉、飲食店、そして山鹿市が誇るすばらしい農産畜産物、加工商品全般をもっと購入していただき、知っていただき、納税として還元できるならば、システムの初期費用や新たな委託業者との連携も必要と考えたところです。この3年間で、これだけふるさと納税、寄附額が伸びたのは、それぞれ努力されたことが要因ですので、現地決済型ふるさと納税も早急に調査研究をされ、目標に向けて邁進されることを切に願います。

これで、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、関口和良議員の発言を許します。関口議員。

[1 番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

おはようございます。

議席番号1番、れいわ創造の関口和良でございます。

発言通告に従いまして、一般質問を行いますので、一問一答でお願いいたします。

早速ですが、最初の質問に入ります。昨年12月定例会でもお尋ねしましたが、今定例会に令和5年度の決算認定が上程されていますので、都市計画税について改めてお尋ねいたします。前回の質問後にも、都市計画や都市計画税について、都市計画税を納税されている方々から御意見をいただいております。道路や歩道が凸凹している。夜、街灯がなくて暗くて危ない。緊急車両が入りにくい場所に住んでいるなどなど。ほかにもたくさん市民生活に直結する様々な問題について、よりよい解決策を求める声が寄せられています。特に高齢化が進み、地域活動が活発に行えないといった状況下では、こういった声は一層切実なものとなっております。

本年6月定例会で、今年度実施している都市計画見直し検討業務において、まちづくりの検討を行い、昭和46年以降変更されていない都市計画区域の変更、平成8年以降大きな変更を行われていない用途地域についての検討、居住機能や都市機能を緩やかに誘導するための立地適正化計画などについて、策定の有効性や実現可能性などを調査検討し、実際に事業を実施すると判断した場合のスケジュール策定などを行うという答弁をいただきましたので、来年度以降のまちづくりに関しての動きに大いに期待するところであります。ですが、都市計画税は都市計画事業等の費用に充てる目的税であるため、納税者の方々からは、先ほど御紹介したような切実

な御意見や困りごとに対して、なぜ都市計画税が充てられないのかという疑問が沸くのは当然のことだと思います。なぜなら、本市令和5年度の都市計画税は、前年度と同様に、全額が過去の都市計画事業の地方債の償還に充てられており、その使途が直接市民生活の向上に結び付いていないように見えるためです。

近年、他の自治体では、都市計画税の在り方について、様々な議論がなされており、都市計画税の廃止や課税地域の拡大、税率の変更など、それぞれの地域の実情に合わせた取組が進められています。このような状況を踏まえ、本市の都市計画税の在り方についてお尋ねします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、都市計画税の在り方について、お答えをいたします。

都市計画税は目的税でございます。これまで実施してきました街路事業や下水道事業といった都市計画事業に係る地方債の償還財源に充当しております。令和5年度の歳入実績は約1億4000万円、充当対象である地方債償還額は約2億2000万円でございます。当面の間、これら償還が続く状況下において、都市計画税に代わる財源が見通せない中での都市計画税廃止等の見直しにつきましては、財政運営上、非常に厳しいと考えております。

一方で、都市計画税は恒久的な税ではありませんので、都市計画税廃止の措置を講ずるためには、今後の都市計画の在り方、受益者負担の在り方や税負担の公平性、人口減による税収減少時代に備えた新たな財源確保など、持続可能で安定的な財政運営を図る中長期的かつ総合的な視点が必要になってくると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

答弁を聞いていますと、都市計画税について何かアクションを起こさなければならぬと考えていらっしゃるんじゃないかと感じました。人口減少が待ったなしの現在、可及的速やかに本市の都市計画税の在り方や方向性を定めていただきたいとお願い申し上げます、次の質問に移ります。

昨日、勢田議員も質問されましたが、健幸都市宣言について質問いたします。本年2月27日に宣言された宣言文を読みますと、山鹿の特色を盛り込んで、誰もが住

みたい、住み続けたいと思えるまちを目指すとはっきり言い切っているところに、すばらしいなと感じますとともに、常々提唱されている選ばれる山鹿に合致するものだと感じているところでもありますし、またこの宣言文に異を唱える方は皆無ではなかろうかとも思います。

そして、地元の食材のよさを取り入れ、バランスのよい食事を心がけましょう。自分の体を知るために、定期的に健診を受けましょう。質の高い睡眠、休養、適度な運動を取り入れ、心と体の健やかさを保ちましょう。地域の中で共に支え合い、健康づくりの輪を広げましょう。誰もが健康になれるまちを目指しましょう。と、5つの目指す取組を掲げられ、また市役所庁舎に横断幕が張られ、庁舎1階ロビーには健幸都市宣言のパネルが置かれていますので、見ていて必然的に期待感も膨らみ、具体的にどのような事業が展開されるのか質問をと考えておりましたが、昨日、勢田議員の質問で十分理解したところでもありますし、それら事業を推し進めていただきたいとも思います。

ですが、少し雑な言い方になりますが、今までも健康維持や健診の推進等の施策は行われてきたと理解しております。今回、わざわざ宣言をされた理由と、将来のビジョンについて、市長にお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

私の選挙公約の一つに、社会の安定・発展の基礎は健康であり、健康市宣言を起草し、疾病の予防と健診、医療の充実を図ることと掲げております。このため、令和4年10月に全国130を超える首長が加盟するスマートウェルネスシティ首長研究会に加入し、全国の先進事例を学び、各自治体の首長と交流し、意見交換をする中で、健康かつ生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むための施策の重要性を認識いたしました。

本市においても、市民の皆様の健康の維持増進に向け、健康関連事業を実施してまいりましたが、健康への関心が薄い方や、関心はあっても運動などの行動に移せない方も一定数おられます。また、コロナ禍以降、生活習慣の乱れや体力の低下、心の健康悪化などが懸念されており、改めて健康の重要性が注目される状況にあります。

そこで、令和7年1月に新市発足20周年を迎えるに当たり、改めて市民一人一人が健康づくりに取り組むことへの機運の醸成を図るため、宣言に至ったところがございます。

将来のビジョンといたしましては、赤ちゃんから高齢者まで、ライフステージに応じた健康づくりの推進や健診受診率の向上などの人の健幸と、健幸な食生活が送れたり、運動を通じて自然と健幸になれる環境を整備していくまちの健幸の実現に向け、心も身体も健やかで幸せに暮らせるまちづくりを推進し、健幸なまち山鹿を目指してまいります。

○服部香代 議長

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

節目の年に合わせて機運の醸成を図るというのは十分納得できる理由であると思いますし、市長のおっしゃられた、関心が薄い方や関心はあっても行動に移せない方に対するメッセージとしては適しているのではないだろうかと思うところであります。

今年4月10月に加盟されたスマートウェルネスシティ首長研究会のホームページを見てみると、スマートウェルネスシティの定義や理念等が分かりやすく掲載され、特に世界でいまだ確立されていない少子高齢、人口減社会の克服を可能とするまちづくりの具体策を想像・構築することを目的とする。そして、発起人会共同宣言の一文には目を引きました。それから、加盟されている他自治体の状況を調べてみると、それぞれの実情に合わせて、様々な健康施策を行っていました。

例えば、ソフトである健康関連事業と、ハードであるまちづくり事業が連携し、健幸都市をつくられている自治体、産学官連携しての健幸都市をつくられている自治体、また総合計画に健幸都市を位置づけて、全庁挙げて取り組んでいる自治体等々、種類は豊富にあるようです。答弁いただいた健幸なまちやまがという将来ビジョンは、どのようなアプローチで進めていかれるのか非常に興味がありますので、今後も注視していくことをお伝えして、この質問を終わりにいたします。

最後の質問、避難所に移ります。過日発生した台風10号は、予報泣かせの複雑な動きと、ゆっくりとしたスピードで山鹿のほうに向かってきました。また、台風接近前から、ニュースなどでは最強クラス台風などと言われ、最大限の注意を払うよう報道され、多くの方々が台風対策をされたことだと思います。

本市においても、台風の暴風域に入る前の8月28日17時に6か所の避難所を開設し、同時に市内全域に高齢者等避難を発令され、防災無線ややまがメイト等で周知をされました。このことに関しては、先手先手の対応で不安な気持ちになられた方々にとっては気持ちが安らいだことだろうと思うところであります。

その中で、本市の避難所の在り方はどうなっているのだろうかと思い、山鹿市地

域防災計画の避難所等整備計画のページを開いてみました。最初に、市は関係機関と連携し、災害から住民等の安全を確保するため、避難場所、避難路等の選定を行うとともに、救助施設の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るとあり、中身を精読してみますと、様々なことを想定され、きめ細かく計画されていることは理解することができました。その中で、自主避難所について何点か疑問が生じました。開設のタイミングや市役所の関わりなど、自主避難所の在り方について教えていただきたいです。

また、今回の台風10号のテレビニュースを見ていたら、各地の状況などの中継や専門家の解説とともに、県内各自治体が発令している高齢者等避難の対象世帯数と人数が表となって表示されているのを見ました。玉名市2万8359世帯、6万3921人、荒尾市2万4010世帯、4万9550人、菊池市5,498世帯、1万3892人とあり、山鹿市は1,711世帯、1,759人と、極端に少ない数字が表示されていました。画面下には、自治体から配信されたデータをそのまま表示とありましたので、間違いではないのでしょうか、気になりましたので、なぜ山鹿市だけ極端に少ないかも、併せてお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の自主避難所について、お答えをいたします。

自主避難所については、避難指示等を発令する場合に開設する指定避難所とは異なり、震度4以下の地震や警戒を要する台風が山鹿市に接近するおそれがある場合、または長時間降り続く雨の影響等で、洪水や土砂災害等が懸念される場合において、避難指示等が発令されていないときでも市民の問合せ状況等を考慮した上で、自主的な避難の受皿として一時的に開設するものであるため、避難された市民の皆様へのマット等の貸与は行いますが、食料等必要なものは持参していただくこととしております。

一方、指定避難所につきましては、避難指示等を発令し、市民の皆様には避難していただくことになるため、マットなどの貸与に加え、食料等については持参していただくことが望ましいものの、持参されていない場合は備蓄食料を提供することといたしております。

次に、高齢者等避難の対象となる世帯数及び避難者数につきましては、避難に時間を要する方や避難に支援が必要な方などを対象とした数でありまして、福祉課が作成された避難行動要支援者名簿により算出されたものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

本市の高齢者等避難の対象となる人数などは、福祉課の避難行動要支援者名簿から算出されているということは、私以外にも知らない方は多いのではなかろうかと思っておりますので、もっと周知されるべきではないだろうかと思っております。自主避難所と指定避難所の在り方について分かりやすく答弁していただきましたが、これに関しても周知が足りないのではないだろうかと思わざるを得ません。

今回、本市で発令された高齢者等避難は、28日17時から30日正午まででしたが、避難所開設を知らせる防災無線やまがメイトには、避難される場合は、食べ物、飲物、敷物、毛布など、必要なものは御持参くださいとありますので、避難される方は必要なものを持って避難所に行かれたのだらうと思っておりますが、今回避難された方の中には、避難所滞在時間が長く、持参した食べ物などが底をついてしまい、困ってしまったという声をお聞きしました。荒天の中、取りに戻ることも、買い出しにも行けなかったそうです。先ほどの答弁では、備蓄食料を提供するとありましたが、実際どのようになっていたのかお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の備蓄食料の提供について、お答えをいたします。

先日の台風10号の接近により、高齢者等避難を発令した際に、開設しました指定避難所に避難された方に備蓄食料を提供されなかったのではないかとということでございましたが、食料等を持参されなかった方には、御希望されれば備蓄食料を提供する準備はできておりました。しかし、今回開設した6か所の指定避難所へ確認をしましたところ、実際は備蓄食料を提供した事案はございませんでした。

指定避難所とはいえ、御自分用や御一緒に避難される方の分の食料や飲料を御持参いただくことは全く問題ございませんし、仮に御持参されずに避難された場合は、御遠慮なくスタッフに申し出ていただければ、備蓄食料を提供させていただきます。

いずれにいたしましても、食料が必要な方には備蓄食料を御提供できる旨を受付時にお声かけをするなど、安心して避難所でお過ごしいただけるよう努めてまいります。

たいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[1 番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

やはり周知の徹底が必要なのだろうと思います。当然、事あるごとに様々な媒体を使って情報発信はされていることは理解しておりますが、避難時持ってきた食料が底をついて困ったという方を1人も出してはいけないことだと思います。市民に対してもですが、担当するスタッフに対しても周知徹底を図っていただきたいことをお願いしまして、以上で私の質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、関口議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時02分 休憩

○

午前11時14分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、金光一誠議員の発言を許します。金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

おはようございます。

議席番号10番、れいわ創造の金光一誠です。

一般質問を4件いたします。

先日、台風10号が九州を横断しましたが、雨風も比較的になく、農家の方も一安心されておられるかと思えます。

最初に、地域の特産物についてお尋ねをします。本市で生産される特産物については、栗をはじめ、キノコ類、山菜類など、いろんな産物が生産されております。やまが和栗のブランド化を促進するためには、基盤となる面積の確保と人材育成の強化が必要であると考えます。ここ数年、栗の販売単価も高く、里山や生産性の少ない畑などに積極的に栗苗の植栽がなされ、面積も拡大傾向にあるものと推測するところです。

1点目は、増反の状況等も踏まえ、栗の作付面積の状況について、2点目は、生

産者数の推移についてお尋ねをします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、栗の栽培の現状等について、お答えいたします。

まず、栽培の現状ですが、熊本県果樹振興実績調査によりますと、令和5年度の栽培面積は680ヘクタール、生産量は846トン、栽培農家は841名となっております。

離農される方もいらっしゃいますが、果樹経営支援対策事業を利用し、新植改植に取り組む方が毎年約100名いらっしゃいますので、直近5年間は830名前後で推移しているものと考えております。

しかしながら、確実な実態が把握できていないために、本市の栗栽培の実態をより正確に把握することを目的とし、現在、山鹿の栗栽培実態調査を行っており、区長や物産館の協力を得て栗生産者名簿を作成しております。その後、栗生産者に対して栽培面積や生産量等を記入していただく調査票を配付し、実態の把握を進めていくこととしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

2回目の質問をします。

特に鹿北・菊鹿地域においては、栽培農家の方々も高齢化が進行しており、将来にわたり対策が必要であると考えます。

1点目は、新規生産者の育成と支援について、2点目、低コスト生産基盤、労働力の軽減などがございますが、この整備を強化するため、機械導入など、市単独での補助事業についてどのように考えておられるのかお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の栗の新規生産者の育成支援と栗栽培の生産基盤を作るための機械補助について、お答えいたします。

栗を新植し栽培を始める方には、果樹経営支援対策事業に取り組む際に、栗の植

栽方法、剪定方法、栽培方法等を熊本県鹿本地域振興局の果樹担当の職員から指導をされております。

しかしながら、栗の栽培に苦慮されている生産者もおられますので、JA鹿本や生産部会、熊本県鹿本地域振興局と協力しながら栗栽培のモデル園を設置し、モデル園で実際に栽培の方法を一緒に学べる仕組みを作っていきたいと考えております。

次に、栗のイガむき機や収穫機、乗用草刈機等の導入に関しましては、主に県の補助事業である攻めの園芸緊急生産対策事業を活用して導入が図られております。

市においても単独事業といたしまして、就農5年以内の方には上限300万円で2分の1を補助する地域農林業担い手育成支援事業がございますので、御活用いただきたいと思ひます。

また、栗の剪定を推進することで良質な栗が生産されることから、剪定等に係る支援は継続して行ってまいります。

先ほど御答弁しましたとおり、現在、栗の実態調査を実施しておりますが、その中に、どのような支援があったらいいかという設問も設けております。今後、調査結果を精査し、例えば収穫ネットを支援してほしいとか、園内道の整備支援をしてほしいあるいは剪定補助を強化してほしいなど、様々な御意見が出されると考えておりますので、西日本一の生産量を誇る本市の栗生産にとって、何が効果的な支援であるかを検討してまいりたいと思ひます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

次に、タケノコについて質問します。和水町との共同開発によるタケノコの穂先を利用して作り出されるメンマの生産額と販促活動の状況についてお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、タケノコを使った商品開発について、お答えいたします。

昨年度、本市と和水町の定住自立圏構想事業の一つとして、本市の6物産館と和水町の2物産館で、炊き込むだけのたけのこご飯の素1,905袋、タケノコをメンマ風に味つけたたけのこメンマ1,053袋を販売し、全て完売いたしました。総売上げは185万5980円となっております。今年も原料を確保して、8物産館限定のオリ

ジナル商品として7月から販売しております。

また、今年度は、12月から2月の冬場にかけて、8物産館で合同のたけのこご飯の素販売促進キャンペーンを行う予定でございます。

今後も商品開発・販売を通して、物産館の誘客を図り、本市と和水町の農産物の生産振興を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

次に、シイタケについて質問します。先般、鹿北地域と菊鹿地域の生産者二十数名で、山鹿市椎茸振興会が立ち上がりました。会の目的は、シイタケに対する事業者の評価を高め、消費拡大による栽培の安定化と所得の向上を図るということでございます。また、会の事業については、品質の向上と銘柄規格統一のための共同化や生産維持発展のための研究調査及び流通対策などの事業を行うことになっております。会の意気込みが伺えるところです。

一方で、シイタケ栽培も種駒など生産資材高騰や、原木による労働力軽減のための機械導入等の問題が生じています。キノコ栽培の盛んな大分県では、生産資材の価格高騰を踏まえ、経営負担の軽減を図るため、必要な生産資材導入の一部に補助金が交付されております。また、近隣の市においても、種駒購入による支援があつていと聞かるところです。山鹿市においても、現状を踏まえた対策について、どのように進めていかれるのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、シイタケの現状を踏まえて、どのような対策を取るのかについて、お答えいたします。

山鹿市のシイタケは、自然環境や土地の特性に適した栽培が可能であり、地域資源活用の観点からも重要な特用林産物と位置づけております。

現在、単県事業である特用林産物施設化推進事業による機械導入補助を行っておりますが、昨今の燃料費及び資材費、種駒価格の高騰などによって、生産者は非常に厳しい状況にあると思われまます。

そのような中、本年7月に初めて鹿北、菊鹿地区合同により、山鹿椎茸振興会が

発足し、深刻な課題の解決に向けての議論がなされております。

このような現状に鑑み、同振興会と意見交換しながら、生産者の負担軽減を図る支援策について検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

特用林産物は、里山が生み出す宝です。支援の継続をお願いしておきます。

次に、第3セクターの経営状況についてお尋ねをします。山鹿市が出資している第3セクター、小栗郷と水辺プラザについては、令和4年度から令和8年度までの契約期間となっておりますが、2年目に指定管理料の見直しがあつておりますので、今回、経営状況と指定管理料についてお尋ねをします。

初めに、小栗郷についてお尋ねをします。開会日に、法の規定に基づき、株式会社小栗郷の経営状況の報告があり、来客者2万8000人の減少、売上高1192万9000円の減収、1448万6000円の営業損失、いわゆる赤字であったが、令和5年度の当期純利益が1145万8000円、黒字となりましたという説明でございました。

黒字の要因として考えますと、1つ目に、レストラン部分を直営方式から委託方式へ切り替えたことにより、委託料の1350万円が収入として丸々加算されたことだと考えております。小栗郷の改善努力に敬意を払うところです。2つ目に、収益施設以外の指定管理料の2231万3000円と、雑収入428万1000円によるものと思っております。

この指定管理料については、令和5年3月に改定があり、指定管理料の積算の対象は、施設の利用率収入と収益部分使用料、行政財産の使用料と思っておりますが、これを収入として捉え、一定額を差し引き、指定管理料が算定されております。ということは、収益施設の販売経費からも当然、使用料を支払うこととなります。収益施設の営業利益が、収益部分の使用料よりもうかっているなら、決算余剰金が発生しますが、その反対は収益施設で赤字となります。果たして、この積算方法でよかったのか、水辺プラザとも関連しますので、疑問に思うところです。

さらに、木遊館の売上げそのものが急激に落ち込んでおり、施設の利用方法等についても検討する必要があるのではないかと考えます。指定管理料や採算性がない施設の見直しについて、どのように考えておられるのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、小栗郷の指定管理料の見直しについて、お答えいたします。

指定管理料の算定につきましては、令和5年3月の見直し以前は、施設全体に要する維持管理経費の財源に販売収入等を充て、それでも不足する分を指定管理料としていたことから、経営努力で収益が増加しても、後年の指定管理料が減少するため、指定管理者が意欲的な管理運営に取り組む弊害となっておりました。

その弊害を解消するための見直しとして、施設全体に要した経費を施設管理経費と、物産館やレストランなど収益施設の販売収入をもって充てる販売経費に分け、施設管理経費を対象として施設利用料及び収益部分使用料を控除した額を指定管理料の積算基礎としたことで、販売収入の増減の影響を受けずに指定管理料の算定が可能となり、収益も指定管理者の利益となることで適正な経営が図られるものと考えております。

現在、小栗郷は多くの施設を有しており、中には利活用が少ない施設もございますが、現在、指定管理者において様々な検討がなされ、利用率向上に向け努力されております。

しかし、そういった施設全てを維持していくわけにはいきませんので、今後も利活用が見込めない施設や不採算の施設につきましては、廃止等を含め、利活用を検討し、指定管理施設から除外するなど、指定管理料の見直しを行うことで、健全な経営に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

令和5年度の指定管理料は、令和4年度の指定管理料と同額であります。令和5年3月に指定管理料が改定されていますので、指定管理料が同じであるとは到底思えません。また、令和6年度の指定管理料とも違ってきます。答弁は要りませんが、再度のチェックをお願いしたいと思います。

次に、株式会社鹿本町振興公社の経営状況についてお尋ねをします。水辺プラザの指定管理料の見直しについても、令和3年度の指定管理者の支出実績を基本に見直しが行われております。令和5年度の指定管理料は1548万6000円です。

初めに、指定管理料を設定した支出と収入の積算内訳についてお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、水辺プラザかもとの施設管理経費の算定方法について、お答えいたします。

令和5年度の施設管理経費の算定基礎につきましては、まず支出は人件費が3731万8000円、物件費が5707万9000円、維持補修費が136万4000円、合計の9576万1000円となっております。

次に、収入につきましては、温泉の利用料が5942万7000円、きなっせの利用料が1200万8000円、サイクリング・カヌー・らんらんハウスの利用料が70万1000円、物産館やレストランなどの収益部分の使用料が1040万5000円で、合計の8254万1000円となっており、支出から収入を差し引き、一般管理経費を85万8000円プラスした額に消費税率を乗じた1548万6000円を指定管理料としております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

小栗郷のときにも言いましたが、指定管理料の算定の対象は収益部分の使用料も控除の対象となっております。答弁では、物産館やレストランなどの収益部分の使用料1040万5000円が収入としてカウントされるということが分かりました。

確認のため、この収益施設の部門別収支がどのようになっているのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、水辺プラザかもとの収益施設の収支について、お答えいたします。

令和5年度の収益施設の部門別収支実績につきましては、物産部門が221万2000円、パンの部門が241万6000円の赤字に対し、アイス部門が459万4000円、テナント部門が153万2000円、レストラン部門が86万8000円の黒字で、合計236万6000円の黒字となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

近隣にも物産館ができ、物産部門では出荷者数の減少による品数や数量が以前より少なくなり、収益施設の黒字額が、先ほど言われましたとおり、236万6000円と非常に少なくなっているのが現状です。

指定管理料の見直しにより、収益部分の使用料をどのように算定してあるのか分かりませんが、令和8年度までの契約期間に毎年1040万5000円を支払うこととなります。令和5年度を見てみますと、収益部分の差引赤字額が、先ほど言いました236万6000円黒字が出ていますが、差し引きますと803万円になり、決算余剰金も出ない状況となっております。管理者の経営努力を望みたいと思いますが、今の状態では黒字化は望めません。

また、令和4年度で計上すべき、コロナや物価高騰などの不可抗力による措置費が令和5年度で繰り入れてありますので、実際の赤字額は1000万円にも上ります。現状を打破することには限りがあります。再度言いますが、収益部分の使用料が1040万5000円、毎年差し引かれます。営業利益が2000万円も3000万円の上がる施設であれば、見直し後の指定管理料は管理者にとって大変ありがたいこととなりますが、収益施設の営業利益が1000万円未満になると利益が出ないことになり、管理者にとって大きな負担となり、倒産もやむなしかと思うところです。指定管理料を見直して、僅かな期間しか経過していませんが、この状況を踏まえ、指定管理料の見直しについての考え方についてお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、水辺プラザかもとの指定管理料について、お答えいたします。

現指定管理期間である、令和4年度から令和8年度の指定管理料につきましては、令和5年3月の指定管理料見直しの際、先ほど申し上げました算定基礎で算定した指定管理料に基づき、双方合意の上、市と指定管理者である鹿本町振興公社間で協定を締結しております。

また、協定締結後の同施設の管理業務に係るリスク分担につきましては、同施設の指定管理者仕様書のリスク分担表において、利用者数の変動や物価変動に伴う経費の増加等は指定管理者の負担としておりますので、令和8年度までの現期間においての指定管理料増額につきましては考えておりません。

ただ、次期指定管理料見直し時におきましては、現期間の経費の増加は算定基礎に考慮されることとなりますので、その際には総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

現在、同施設の運営につきましては、利用者の低迷や物価高騰など、様々な要因により、厳しい状況であることは把握しております。指定管理者におかれましても、現状を打開すべく様々な対策を講じておられ、来客数や売上げも徐々に回復傾向にあることから、今後も物産館における農産物の充実や、水辺プラザかもとの魅力度を積極的に発信していただくことで、収益改善を図っていただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

契約期間2年目で指定管理料の見直しがあり、双方合意で協定を結んでいるため、指定期間内での指定管理料増額は考えていませんという、いつものお決まりの言葉で答弁がありました。

行政としては、指定管理者のためよかれと思ひ改定されたことかと思いますが、指定管理者の水辺プラザにとっては改定前の取り決め方でよかったのではと思うところです。倒産という言葉は聞きたくありませんが、指定管理料の見直しはしないということです。果たして令和8年度まで耐えきることができるか不安です。

小栗郷も水辺プラザも行政が地域活性化のため合併前に造った施設で、そこには大変重い行政の責任があると考えます。社会情勢が急速に変革している現在において、そのときそのときの状況を的確に把握し、事を進めていくことが求められていると思いますが、成り行きを見守っていくしかありません。

次に、地域公共交通の現状、あいのりタクシーについてお尋ねをします。昨年12月に、あいのりタクシーの利用料金改正についての質問に対し、分かりづらい料金体系となっているので、利用者にとって分かりやすい料金体系となるよう検討するとの答弁をいただいております。また、本年度予算に、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、あいのりタクシー配車システム業務委託費2049万1000円が計上されています。このシステムの事業内容と、業務委託の進捗状況、それから分かりやすい料金体系の見直しについて、どのように考えておられるのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、あいのりタクシー予約システムの導入状況について、お答えいたします。

これまで電話予約受付のみであった予約方法に加え、ウェブ予約導入による利便性向上と運行業務の効率化を図るため、予約受付と自動配車のシステム導入を進めております。

現状としては、円滑な導入と導入後の適正な運用を図るため、本年5月に市内タクシー事業者と山鹿市により、山鹿市あいのりタクシー協議会を設立し、8月にはAI技術を活用した自動配車システムと、予約コールセンターを併せた業務について、プロポーザル方式の公募を行い、現在、業者を選定しているところでございます。

また、これまで複雑に数段階に分かれておりました料金体系を、もう少し分かりやすいものに変更したい、それから乗降場の見直しも含めて検討を行っております。来年1月のシステム運用開始を目指しております。

なお、財源は一般財源のほか、国の過疎地域持続的発展支援交付金を活用いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

次の質問、過疎対策事業債の実績及び活用方法についてお尋ねをします。令和3年4月1日より、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、山鹿市においても、引き続き、みなし過疎の指定を受け、山鹿市過疎地域持続的発展計画、令和3年度から令和7年度を策定し、毎年、事業計画の見直しを行いながら、財源不足を補うため、大変有利な過疎債を活用した財政運営が行われてきたのは言うまでもありません。

過去3年間の借入額について、それから対象事業区分ごとといたしますか、事業別の借入額についてお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、過疎対策事業債の過去3か年間の借入実績について、お答えをいたします。

令和3年度は8億3070万円、令和4年度は13億2760万円、令和5年度は19億7100万円です。3年間合計の目的別で見ますと、教育関係事業が20億4430万円、土木関係事業が11億3520万円、民生関係事業が5190万円、農林関係事業が2億1580万円、衛生関係事業が9060万円、商工関係事業が6610万円、総務関係事業が3610万円、消防関係事業が3030万円となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

目的別の詳細な金額も分かりました。

次に、活用方法についてお尋ねをします。県内45市町村のうち、過疎関係の市町村は全部過疎地域26市町村、みなし過疎地域1市町村、みなし過疎地域は山鹿市のみです。一部過疎地域5市町村のうち、新たな9地域が指定され、お隣の玉名市、菊池市も一部過疎地域の指定を今回受けております。今後、指定地域も増えましたので、山鹿市に割り当てられる額も厳しくなってくるのではと推測するところです。

6月議会で、新給食センターの整備手法と併せ、財源計画についての質問をいたしました。補助残については過疎債の活用と他の地方債を活用するとの答弁でした。また、総務文教予算決算分科会では、他の事業と調整しながら、過疎債を活用するとの答弁がありました。本市や他市町村にとっても、大変重要な地方債であるのは周知のとおりです。令和8年度から9年度に建設される新給食センターに過疎債が充当されますので、土木関係や民生費関係の事業にも影響が出ると考えます。結果、多くの事業が取り残され、建設産業を担う事業者にも悪影響が出るのではないかと大変心配するところです。これから先、過疎債の活用方法について、どのように考えておられるのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、過疎対策事業債の活用方法について、お答えをいたします。

過疎対策事業債の発行期限は令和12年度までとなっておりますことから、その活

用に関しましては、今後の重要政策課題に係る財政需要を見据える必要があるとともに、過疎対策事業債発行額が国の地方債計画の計上額の範囲内とされていることから、山鹿市への配分額についても注視する必要があります。特に、大型施設整備事業に係る借入れは、その配分額に占める割合が高くなることから、他の事業に影響を与えかねないことは議員御指摘のとおりでございます。

市としましては、地方債同意基準運用要綱に規定された過疎対策事業債に係る特別配分枠を活用するほか、実施事業によっては過疎対策事業債と同等の交付税措置がなされる緊急防災減災事業債など、他の地方債を活用することにより、過疎対策事業債の活用範囲を広げ、財政負担の軽減、財政運営の健全化を意識しつつ、計画的な発行に努めてまいります。

なお、先ほど御答弁申し上げました、過疎対策事業債の過去の実績のところの民生関係事業費の発行額のところでも申し上げましたのが、5090万円というふうに申し上げたかと思えます。正確には、5億1090万円でございます。大変失礼いたしました。訂正しておわび申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

6月議会での答弁と比較すると、過疎対策事業債に係る特別配分枠の活用など、新たな運用方法を導き出し、過疎債の借入れに一定のめどができ、財政負担の軽減が図られることに安堵したところです。財務課に敬意を表します。

最後に、児童・生徒、小中学生への平和教育について伺いをします。終戦から79年を迎え、毎年、広島・長崎での平和式典をはじめ、各地で戦没者に対し慰霊祭が開催され、平和国家としての歩みをこれまで続けてこられました。また、8月3日には、菊鹿地域の戦没者慰霊祭が執り行われ、高齢化による遺族の参加も年々減少している中ではありましたが、式典に戦争を知らない小中学校の児童・生徒の代表が参加され、平和を守り続けていく慰霊の言葉がささげられました。多くの方が子々孫々平和な日本で、そして平和な世界であってほしいと願っておられるかと思いますが、いまだに戦争、内紛、テロ等、世界各地で発生し、悲惨な状況が日々報道されていますが、いかなる事情があるにせよ、許される行為ではないと思っております。

これまで本市の学校教育の中で、平和に対する教材については、国語や社会、道徳のほか、修学旅行、戦争体験者等との交流活動、見学などを通じて、学ぶ平和教育が行われてきたと思いますが、全国的に見ても、平和教育には格差があるのでは

ないでしょうか。本市における現状と、今後、平和教育をどのように進めていかれる方針なのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。北本首席教育審議員。

[北本憲仁 首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 首席教育審議員

御質問の、市内小中学校における平和教育の現状と今後の取組について、お答えいたします。

まず、平和教育の現状につきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた学習が行われております。具体的には、市内小中学校の国語科において、小学校3年生から戦争体験等を題材とした書籍を使用して、平和の大切さを学んでおります。また、社会科の授業を通しては、戦争の歴史などから平和の重要性を学ぶ機会が多く設けられております。

そのほか、市内小学校6年生は、修学旅行において、長崎県の平和公園や原爆資料館等を訪れ、戦争の悲惨さや平和を維持するために必要なことは何かなど、直接見て、触れて学ぶ機会がございます。

今後の平和教育の取組につきましては、これまでの学習を継承しつつ、知識の習得のみにとどまらず、二度と戦争という悲劇を繰り返さないために必要なことは何か、自分事として主体的に学習する機会を設けてまいります。

また、全ての教育活動の基盤である命の大切さ、自他の尊重、自己理解や他者理解を深めるなど、平和教育をはじめ、国際理解にも焦点を当て、お互いを認め合い、共生社会を目指す一助となるような学習を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

来年度の防衛予算は過去最大で要望されております。日本の国が今後どのように進んでいくのか全く分かりませんが、平和を願う気持ちには変わりありません。児童・生徒への平和教育を進めていくことが、ひいてははじめなど、教育現場での課題解消にもつながるものと考えるところです。

本市の平和教育に期待をし、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、金光議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。午後 1 時から再開いたします。

午前11時56分 休憩

○

午後 1 時00分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働辰喜議員の発言を許します。有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

皆様、こんにちは。

議席番号16番、有働辰喜です。

発言通告に従いまして、2点お尋ねをいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目は、有害鳥獣駆除事業関連についてお尋ねをいたします。本年3月定例会でも同種の一般質問をしておりますので、数値や表現など重複する内容もあるかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

山鹿市の有害鳥獣といたしましては、大型動物のイノシシ、ニホンジカ、小動物のアナグマ、タヌキなどと、カラスやカワウなどの鳥類が捕獲対象になっております。捕獲後の処理は、捕獲物個人で対処することになります。食肉利用や焼却処理及び埋設処理のいずれかを選択いたしましても、大型動物のイノシシ、ニホンジカは、処理が大変でございます。このイノシシ、ニホンジカは、農林業に与える被害額も大変大きく、近年ではイノシシが人間にも直接被害を及ぼす事例も報道されております。どちらも町なかや人里に出没いたしましても、そこでは銃器の使用はできず、追い払うのが唯一の対策でございます。したがって、捕獲する場所といたしましては、生息している森林や里山がほとんどですし、個体も大きく、捕獲場所での現地埋設は人力作業ですので、非常に大きな負担となっていると言われております。

山鹿市では、令和元年度から令和4年度までの4年間で、イノシシの合計捕獲頭数が7,183頭、年間平均約1,800頭でございます。令和5年度に報告された捕獲頭数は1,549頭と伺っておりますので、捕獲頭数が激増した令和4年度の2,401頭を除けば、3年間の年間平均捕獲頭数約1,600頭より3%ほど減少はしておりますが、それでも単純計算になりますけれども、1日当たり約4.5頭が捕獲・処理されていることとなります。

これだけイノシシの捕獲実績がありますので、労力的に大変と言われております

捕獲後の処理が実際どのように行われているのかを知りたく、本年3月定例会で捕獲後の処理方法、活用状況等の実態調査の有無と、山鹿市による処理の確認の有無についてお尋ねをいたしましたところ、実態調査は未実施であるが、有害鳥獣捕獲委託契約書に記載された遵守事項により、捕獲鳥獣については駆除実施者により適切な方法による埋設や活用をなされているものと考えているとの答弁でした。したがって、実際、どの程度が食肉利用され、どれほどが捕獲場所周辺や別の場所で埋設処理されているかは分かりませんでしたけれども、捕獲後の処理方法、活用状況等について、適宜確認していきたいと考えているとの前向きな答弁もいただいております。

この答弁を実行する発言が、本年6月に開催をされました猟友会山鹿支部の通常総会において、有害鳥獣捕獲後の処理の実態についてアンケート調査を行いたいので、猟友会山鹿支部会員の皆さんの協力をお願いしますと、来賓で出席をされておりました山鹿市担当者からお話があり、私は個人的にですが、大いに期待を寄せておりましたところ、8月初旬にアンケート調査が実施されたと、猟友会会員の方からお伺いをいたしましたので、今回実施をされましたアンケートの調査内容と結果についてお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、熊本県猟友会山鹿支部会員対象アンケートの結果について、お答えいたします。

去る8月に、猟友会山鹿支部会員総数146名を対象に、有害鳥獣を捕獲した後の処理方法などについてアンケート調査を実施し、127名、87%の方から御回答いただきました。

設問の内容といたしましては、有害鳥獣の年間平均捕獲数や捕獲後の処理方法、処理について苦労していること、環境センターへ燃えるごみとして搬入できることは承知しているかなどをお聞きしております。

その中の捕獲後にどのような処理方法を行っているかという設問では、複数回答ではありますが、捕獲場所周辺への現地埋設が53名、それ以外の場所での埋設が33名、自家消費が80名となっております。

次に、捕獲後の処理において最も苦労されていることについての設問では、埋設用の穴掘りが63名、食肉としての解体作業が59名、捕獲場所から自宅までの搬出が44名、実績報告に係る事務が35名となっております。

また、燃えるごみとして搬入条件を満たせば環境センターへ搬入できることを知っているかという設問では、ほとんどの方が知らなかったと回答されており、環境センターへ搬入したことがあるかという設問でも、搬入された方はいなかったという結果となっております。

そのほか、環境センターへ搬入しようと思わない理由を問う設問では、捕獲場所から遠いからが49名、搬入できることを知らなかったが19名、搬入条件を満たせないが17名などとなっております。

その他の意見・要望といたしまして、食肉処理加工施設の設置要望が7名、環境センターへの搬入条件の説明が3名、その他9名の方々から、それぞれ御意見をいただいております。

今後は、これらの結果を基に、猟友会の皆様と意見交換等を重ね、これからの有害鳥獣駆除対策に何が必要かを伺いながら、今後の施策に生かしてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

アンケートの調査結果から、私が一番知りたかった処理方法の実態が判明をいたしました。複数回答ということでありますけれども、合計者数が回答者数と合致しないのは、皆さん1頭だけではなく、複数を捕獲されるわけですので、処理方法は一定化せずに、幾つかの方法で処理をされているということが分かります。

今回の調査結果では、埋設処理が延べ86名おられます。また、食肉として自家消費が80名というアンケート結果でありますけれども、設問が自家消費と限定されていますので、これには食肉販売や他人への供与は含まれていないものと判断をいたしますと、食肉処理はもう少し多くなると推察をいたします。

有害鳥獣駆除作業で最大のネックとなる捕獲後の処理作業で、最も苦勞していることは、埋設用の穴掘りと答えた方が最多で、次に食肉としての解体作業であることが実態調査の結果、判明をいたしました。ただ、山鹿市環境センターへの搬入処理がないということは意外でした。食肉利用の場合、捕獲動物の残滓はほとんどが埋設か焼却処分だと思い、利用があるのではと考えておりました。事業系ごみとして搬入すれば、費用が発生をいたしますし、居住地によっては搬入時間がかかるなどの問題点もあるかとは思いますが、いずれにしろ捕獲後の処理は、3月定例会での答弁のとおり、適正な方法でなされているという調査結果だと思います。

今後は、答弁にもありますように、猟友会の皆さんと意見交換をされても、その場にはいない多くの有害鳥獣駆除に従事をされている方々の意見を酌み取れるように、今後も調査を継続していただきますようお願いをしておきます。

さて、山鹿市が有害鳥獣駆除事業を、業務委託をしております猟友会山鹿支部には、現在146名の会員が在籍されていると伺いましたけれども、会員の中には、イノシシ、ニホンジカの捕獲は行わない会員もおられると思われれます。令和4年度のイノシシ捕獲実績2,400頭と聞くと、私自身、一体何名の会員さんがイノシシ捕獲に従事しておられるのだろうと思ってしまいますし、今後どこまで捕獲頭数が伸びるのかが気にもなります。

猟友会会員の高齢化は避けて通れない課題であります。現在の捕獲従事者の事態を知るということは、今後の対策にも必要なことだと思います。山鹿市は、業務委託者として捕獲種類と捕獲数に応じて、有害鳥獣駆除の対価として国の補助金や山鹿市の奨励金の支払業務をされておりますので、イノシシとニホンジカの捕獲者数は把握できると思います。無論、従事しておりますも、捕獲できなかった会員の方もおられると思いますので、概算とはなりますが、直近の令和5年度実績でどの程度の方が関わっておられるのかお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、令和5年度におけるイノシシ及びシカの捕獲頭数並びに捕獲者数について、お答えいたします。

令和5年度、本市単独事業によって捕獲されたイノシシは1,549頭で、90名の方が捕獲されています。シカは123頭で、26名の方によって捕獲されております。

また、このうち国の補助金である鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を申請された方は、イノシシを捕獲された方が50名、シカを捕獲された方が13名となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

山鹿市単独の報奨金支払い実績では、イノシシが90名で、1,549頭、ニホンジカが26名で、123頭申請されていますので、未申請者や捕獲できなかった人も勘案を

いたしますと、概算ではありますけれども、100名程度の会員が大型動物の捕獲業務を行っているという実態が分かりました。

捕獲を行う100名程度の猟友会会員の方々のほとんどの皆さんは、イノシシやニホンジカの捕獲には箱わなやくくりわなを用いて捕獲をされると存じております。この2つの道具は、捕獲を行うための必需品でございます。山鹿市の面積の半分は森林であり、その中に生息するイノシシやニホンジカを1日平均約4頭、令和4年度では約7頭を捕獲するためには、一体どれくらいのわなが山鹿市全体で設置されているかも大事なデータだと考えますので、会員が個人で所有する箱わな、くくりわなの保有数を把握しておられましたら、その保有数をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、猟友会山鹿支部会員が所有するわな等の保有個数について、お答えいたします。

本市では、平成22年度以降、猟友会山鹿支部会員を補助対象者として、わな等の購入補助を実施しております。

これまで、本事業により、箱わな258基と、くくりわな50個について補助しておりますが、猟友会会員の皆様が個人的に購入し、所有されている全ての個数については把握しておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

山鹿市さんが把握できている数値といたしましては、購入補助金を支出されている箱わなが258基と、くくりわな50個で、個人所有は把握できていないとの答弁でありますけれども、有害鳥獣駆除事業を業務委託している以上、委託先が所有する業務に必要なわなの種類と数と購入年月は把握しておいたほうがよいのではないのでしょうか。比較する事例として正しいのかどうかは分かりませんが、例えば建設業の指名願には事業者が所有する機械器具の一覧表を必要書類として提出を求められます。猟友会の分会ごとに各会員のデータをまとめて山鹿支部で集計をすれば、データ化することはそれほど難しい作業ではないと思います。一例といたしまして、データ化されておりますれば、仮にですが、わなを設置したまま、当事者に

御不幸があっても、設置個数、不足個数の確認作業がスムーズにできるのではないのでしょうか。ほかにもわなの購入年月から耐用年数を勘案して安全性を確認するなど、個人所有のわなの把握は必要だと、私は考えております。答弁は不要ですが、必要性の検討をしていただきたいと思います。

答弁をいただきました今回のアンケート調査結果の中では、自由意見で7名の方から食肉処理加工施設の要望が寄せられたとありました。市議会の一般質問でも、直近では令和5年12月定例会で永田紘二議員が有害鳥獣を処分するための施設検討について尋ねられておりますけれども、山鹿市が事業主体となり、施設建設や運営を行う考えはないとの答弁でございましたが、この答弁の処理施設とは食肉処理加工施設を対象としたものと捉えておりますけれども、販売目的の処理施設ですと、当然、採算性が求められ、コスト面で課題が出るのは必然であります。

私は、イノシシ、ニホンジカの有害鳥獣捕獲後の個体処理が高齢化や作業内容が要因となり、捕獲従事者の減少を招かない対策として、持続的な捕獲事業を考えると、安定的に捕獲個体を処理する施設が必要だと考えております。そのために、農林水産省などの文献から、設置費用やランニングコストにも比較的安価で、処理能力にも一定の評価がされている減容化処理施設を運営しております宮城県の村田町に本年3月、この問題に長く取り組んでおられる永田紘二議員と視察研修に行きました。その内容については、猟友会山鹿支部総会でも、短い時間の中ではありましたが、食肉加工処理施設、焼却処理施設でもない減容化処理施設の説明をさせていただきました。

村田町の減容化処理施設では、処理工程中の室内は別といたしまして、外気中に放出した排気の臭気にやや難があるとの感想を伝えましたところ、村田町の後に稼働した同種の減容化処理施設には、排気、いわゆる脱臭装置が設置され、成果が出ていると教えていただき、同じ宮城県の七ヶ宿町の減容化処理施設にも先月、視察研修に行ってきましたけれども、視察中に処理中の室内での臭気は気になりませんでしたし、建物外に排出された排気の臭気も感じませんでした。

ちなみにですが、減容とは、物の容積や容量を少なくすることを意味します。ここでいう有害鳥獣処理施設の減容化処理施設とは、おがくずに含まれる微生物の力を利用して分解処理する施設のことをいいます。山鹿市が検討するには、最適の捕獲個体処理施設だと考えています。私としては、ぜひこの減容化処理施設を視察研修してほしいと思っておりますが、見解をお聞かせください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、減容化処理施設の視察研修について、お答えいたします。

今回のアンケート調査により、猟友会会員の多くの方が、捕獲後の処理において、埋設するための穴掘りに最も苦慮されているとの結果等を受け、有害鳥獣の捕獲に当たっていただく猟友会会員の方々の負担軽減を図っていくため、議員より御紹介のありました減容化処理施設への視察研修も含め、本市と類似する全国の自治体の先進事例などを参考に、調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

この施設ができますと、イノシシ等の捕獲個体そのまま搬入できますので、捕獲の確認も容易になりますし、同時に多く搬入されても冷凍保管もできます。施設の運用も猟友会山鹿支部会員主体でできます。幾ら文献を読み込んでも、他人から聞いても、やはり自分の五感で体感するのが一番だと思います。ぜひとも視察研修に行ってくださいことを願っております。

次に、鳥獣被害防止総合対策事業に関してお伺いをいたします。まず、この事業開始から令和5年度までの支出された補助金総額については、令和5年9月の定例会で勢田議員がお尋ねになっておられますが、年度途中の数字でありましたので、先日、令和5年度の確定値を教えてくださいました。ワイヤーメッシュ柵による侵入防止柵事業は、379地区において、総延長約616キロメートルで約3億8700万円、財源といたしましては国庫補助約2億1300万円、市補助約1億7400万円、また山鹿市単独補助事業の電気防護柵事業の補助につきましては、令和5年度までに3,205件、補助金総額約6300万円となっておりますので、事業全体では約4億5000万円となり、山鹿市の単独補助金が約2億3700万円支出をされております。

公表されております令和4年度の鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価報告によりますと、山鹿市自らの評価として、被害金額、被害面積ともに、目標値を達成していない。捕獲頭数が年々増加しているにもかかわらず、農作物の被害も増加。理由として、コロナ禍によるワイヤーメッシュ柵設置後の点検ができていないため、破損した古い柵については修復ができず、農作物の被害が拡大したものと思われると分析をされております。

山鹿市は、防止柵の設置や捕獲の取組は、毎年、着実に実施をされていて、令和6年度もワイヤーメッシュ柵、電気柵設置に約2000万円、鳥獣対策に約2300万円の

予算を計上しております。捕獲頭数も目標達成できてはおりませんが、それでも令和5年度では、イノシシ1,549頭、ニホンジカ123頭を捕獲しています。被害が目標達成に至っていない状況については、被害額算定方法などの問題点などもあるとは思われますけれども、やはりワイヤーメッシュ柵や電気防護柵の点検ができていないのが、分析どおり、大きな要因だと思われます。

ワイヤーメッシュ柵が14年、電気柵は19年継続し、約4億5000万円の補助金を投入している事業であります。設置完了後の検査は当然といたしまして、設置後の維持管理状況の点検が行われているのかをお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、ワイヤーメッシュ柵や電気防護柵の設置後の維持管理状況の点検が行われているのかについて、お答えいたします。

ワイヤーメッシュ柵、電気防護柵とも、維持管理状況の点検については、本来、受益者が行うものであり、市といたしましては設置後の検査のみ実施しております。

ただし、広報やまがにて、毎年、電気柵の正しい設置の仕方、イノシシの潜み場をなくす方法等を掲載し、啓発活動を行っております。

また、本年度から、柵設置地区住民等を対象に鳥獣対策講習会を開催し、鳥獣の特性、適切な防護・捕獲方法を学習することで、鳥獣被害に強い集落づくりを目指してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

答弁をされたとおりで、設置後の点検作業を含めた維持管理作業は受益者が行うものだと、私も思っておりますし、事実、集落で協力して実施されている地域もあると聞いております。また、個人で自分の管理区分については実施されている方が多いと思っております。

確かに、申請に際しまして、ワイヤーメッシュ柵耐用年数の14年間、農作物及び柵の維持管理が行えること、また設置時のポイントとして、定期的な見回りをすることと、破損箇所を見つけたら、すぐに補修を行うことが書かれてはおります。

しかしながら、山鹿市自らの評価で、農作物被害拡大要因をコロナ禍との弁明つ

きですけれども、点検の未実施が起因で、破損箇所の修復ができていないためとされていますことから、受益者が適正な維持管理を行っているか、例えば巡回パトロールの実施などの何らかの確認体制がなされているのかを知りたくてお尋ねをした次第であります。

次に、発言通告 2 点目の森林環境譲与税の使途に関してお伺いをさせていただきます。この件につきましては、令和 3 年 6 月定例会での古川議員並びに令和 5 年 3 月定例会で永田壮拓議員が詳細に一般質問をされておりますので、私は法律で定められている森林環境譲与税の使途公表についてお伺いをいたします。

山鹿市は、法に従ってきちんと当該税金の使途を山鹿市のホームページに公表されております。その公表内容といたしましては、令和元年度から令和 3 年度までは林業振興事業、アンケート調査、林業施設維持費、作業道などの舗装工事用の生コン支給、維持管理用機械の提供など、それから管理経費、基金積立の、2 ないし 3 項目に金額と事業内容の概要が記載されているものでした。令和 4 年度分からは様式が少し親しみやすいポスタータイプに変わり、使途の目的と概要説明、事業内容別、利用目的ごとに仕分をし、利用件数と事業費が書かれております。内訳といたしましては、分かりやすくはなり、使い方の内容は想像ができますけれども、もう少し詳細が知りたい市民の皆さんに分かりやすいように、例えば工事等の入札結果のような形式での公表はできないものなのではないでしょうか。お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、森林環境譲与税の使途公表について、お答えいたします。

森林環境譲与税の使途については、国において公表が義務づけられていることから、山鹿市ホームページ上で毎年公表しています。

令和元年度から令和 3 年度にかけては、森林経営管理制度に基づく意向調査の委託料が主なものとなっております。

また、令和 4 年度からは、意向調査のほかに林道沿いの支障木伐採をはじめ、行政区から申請される原材料支給などにも充当していることから、事業ごとに掲載しているところでございます。

議員からも御指摘いただきましたように、今後もより市民に分かりやすい具体的な公表に努めてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

事業の内容等から、業務委託などに関しまして、今後、件数は多くなるかもしれませんが、知りたい人が見られるように、例えば添付ファイル形式などで公表していただけたらと思いますので、よろしく願いをいたしておきます。

山鹿市が令和4年4月から令和9年3月までの5年間を対象期間といたしました第3次山鹿市環境基本計画の中に、行政の取組といたしまして、森林環境譲与税を活用した森林の整備、木材の利用の促進及び人材の育成・確保を進めると書かれておりますけれども、文面から森林環境譲与税の用途を定めた法律の条文に追従して書かれた目標だとは想像いたします。

山鹿市もこの5年間で国から総額約1億4900万円の森林環境譲与税交付金を受けておりますけれども、我々国民は国税として直接納税はしていませんでした。しかし、今年度からは国税の森林環境税として、国民1人当たり、年間1,000円の課税が始まり、従来の森林環境譲与税より増額をされて交付をされております。それにいたしましても、税の用途は変わりませんので、目的である森林が持つ自然環境の保全、形成、維持のために必要な各種の事業に充当されると思いますけれども、その事業計画を実行するのは全て人、つまりマンパワーです。まずは、根幹をなす林業に従事する人材の確保・育成に注力すべきだと考えます。

そこで、取組目標に掲げている林業分野における人材確保に向けた具体的な計画をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、林業分野における人材育成確保について、お答えいたします。

林業従事者数が年々減少していることから、第3次山鹿市環境基本計画の基本的な取組として、木材の利用の促進及び人材の育成確保を進める旨を記載しております。

まず、木材の利用の促進といたしましては、令和5年度から山鹿市産木材の家づくり推進事業による補助を実施しております。

本事業によって、山鹿市産木材のさらなる需要拡大と地域産材のブランド化を図り、製材業、地元工務店など、各分野における就業の場を拡大することで、林業全般の活性化と森林所有者の所得向上を目指すものでございます。

また、人材の育成確保といたしましては、本年度から鹿本地域振興局林務課と合同で林業担い手対策会議を開催しており、山鹿市内の高校生を対象に、くまもと林業大学校への入学案内を行うほか、市内の林業事業体から同大学校への講師派遣や、インターンシップを受け入れるなど、人材の育成・確保のための検討を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

答弁をいただきました。山鹿市産材の木材を利用した家に補助金を出して、製材業者、建設会社などの就業者増を図るというのも確かに必要な施策だとは思いますが、先ほど述べたように、林業を職業とする人材を育成することが継続した森林の整備を行っていくために必要な鍵となる施策だと考えます。何事も一気に目標達成とはまいりません。特に職業人としての人材育成は、継続して行うことが肝要だと思います。林業をやってみたい、やりたいという人材を1人でも多くつくるために、多種多様な機関と連携した施策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、有働議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問2点、道路整備計画について、有害鳥獣被害対策の対応についてということでお伺いをしていきたいと思っております。一問一答でお願いをいたします。

まず、1点目の道路整備計画について質問をいたします。道路整備計画と言うと、通学路や生活道路かなと思われると思っておりますけれども、日常、この件に関しましては、建設部を挙げてしっかり管理をしていただいていることに敬意を表しますが、今回はアクセス道路についてお伺いをします。本市では、人口減少に歯止めがかからない状況であります。合併当初は6万人だったと思っておりますけれども、現在は4万8000人ぐらいしか在住していないのかなと思っております。

今回は、T S M C 進出に伴いまして、先日も早田市長の話の中にも、企業誘致や住宅事業整備に非常に影響があると、それを利用するというような表現もありましたとおりに、人口減少の歯止めにもなるでしょうし、本市の活性化のためにも期待ができるものではないかと思いますが、しかし大事なのは、これに関するアクセス道路だと思えます。特に熊本市からのアクセス、国道3号線の植木バイパスの状況、菊池市からのアクセス道路、国道325号線4車線化の状況等について、まずお伺いをしたいと思います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

○樺浩介 建設部長

御質問の、国道325号、国道3号植木バイパスの事業の進捗状況について、お答えをいたします。

まず、国道325号の道路改良事業につきましては、広域的な道路のネットワークを構築するため、県により整備が進められております。水辺プラザかもとから来民地区までの鹿本1工区の完了に伴い、令和元年度より来民地区から方保田地区までの鹿本2工区の事業に着手されており、地元説明会の開催や現地の測量、道路設計が行われ、現在、来民地区における用地取得や御宇田地区の住民の方々を対象とした地元説明会の準備が進められております。

次に、国道3号植木バイパスにつきましては、国道3号の渋滞解消に向け、植木インターチェンジ付近を起点として、熊本北バイパスまでの全長9.3キロメートルのうち、現在、3.2キロメートルが供用されているとともに、2.4キロメートルが事業化され、国による整備が進められております。

しかしながら、起点から植木町鞍掛までの3.7キロメートルが事業化されておらず、本市の経済団体で構成する国道3号植木バイパス（1工区）早期実現期成会とともに、毎年、国土交通省や財務省などに事業化の要望活動を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

道路整備計画について、2回目の質問をいたします。国道325号線、国道3号線ともに、非常に大事なアクセス道路だと思えます。早期実現のために県・国へのア

タックをしっかりとお願いをしたいと思います。

また、熊本市と最も近い鹿央地域の地理的な有利性を生かした物流拠点としての工業誘致や移住定住を誘引するための地域として、また本市の全体的な活性化のために福岡県とのアクセスも大事でありますけれども、鹿央地域におけるスマートインターチェンジが非常に大事だと思いますが、不可能だと言われておりますけれども、断念したという報告もありましたけれども、今後の可能性についてお伺いをしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

○樺浩介 建設部長

御質問の、鹿央地域におけるスマートインターチェンジ設置の可能性について、お答えをいたします。

本市では、九州縦貫自動車道が鹿央地域を通る区間約2キロメートルにおいて、スマートインターチェンジの整備に向け、平成29年度から県及び国の機関である九州地方整備局と協議を行い、平成30年度には専門のコンサルタントへの業務委託を行った上で、その実現性について検証を行っております。

その結果、道路を管理するNEXCO西日本及び日本道路協会が定めた基準項目のうち、インターチェンジ設置箇所の本線縦断勾配が2%以下でなければならないという設置基準に対し、区間約2キロメートルの縦断勾配は3.5から4.9%であったため、この基準を満たさず、インターチェンジ設置を断念せざるを得なかったという経緯がございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

道路整備計画について、3回目の質問をします。基準を満たさないのか、スマートインターチェンジの設置は断念せざるを得ないということですが、今後、設置目的に向けて努力もしていただきたいと思います。仮にインターチェンジが設置できなくても、地理的に熊本市に近い鹿央地域の優位性を生かすために、関係アクセス道路の整備も必要だと思いますが、どういうお考えでありましょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

○樺浩介 建設部長

御質問の、鹿央地域における道路整備について、お答えをいたします。

鹿央地域におきましては、本市と熊本市とのアクセス道路として、米野岳地区、山内地区を通る主要地方道山鹿植木線と、千田地区を通る一般県道植木山鹿線がございます。

現在、山鹿植木線は、熊本市と隣接する山内地区霜野工区の道路改良事業が県により着々と進められおり、国道3号に近い米野岳地区についても、関係集落で設立された道路改良期成会とともに、未整備区間の早期着手に向け、毎年、県への要望を行っているところでございます。

また、植木山鹿線においても、未整備区間の事業の早期着手について県への要望を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

スマートインターチェンジに固執するわけではありませんけれども、できないから断念せざるを得ないということでありましたけれども、状況が非常に変わってきていると思います。山鹿市のこの5年間の間の人口減少、それから経済の不況、それをひっくるめて考えると、どうしても私はあそこに福岡県からの誘客もひっくるめて、どうしてもあそこにインターチェンジが欲しいという気持ちでありますけれども、できないということじゃなくて、造るためにはどがんせなんかというのを皆さん方でしっかり考えていただきたいなと思います。

続きまして、2点目の有害鳥獣被害対策事業の対応についてお伺いをいたします。先ほど有働議員さんから、もう徹底して内容の説明要求がありました。実は、私は猟友会のメンバーの1人でありまして、今まで非常に行政とのパイプが非常になかったなという気がいたします。というのは、執行部が今度変わりました、理事会だとか総会に、この前、総会でもめまして、3時間も4時間もかかった総会でありました。4人来ていただいて、1人も欠けることなく、最後まで見ていただきました。

それから、有働議員さんも焼却施設の話で、ちょっと現地の話をしてくれということでおいでいただいております。それから、有働議員におかれましては、たまたま議会報告会の際の菊鹿地域でのテーマが有害鳥獣対策についてでありまして、そのとき、猟友会10人ぐらい来ていただいて、その中で猟友会との接点を持って

いただきました。

そういう形の中で、先ほど来からお話があります、幾らか重複するかもしれませんが、有害鳥獣対策事業について質問をしていきたいと思っております。なるべく有働議員の質問とは重ならない程度で質問させていただきます。

まず、有害鳥獣対策には、被害防止策と有害駆除対策とがあると思っております。まず、防止策についてお伺いをしていきます。本市には、先ほど来から出ております山鹿市被害防止対策協議会が設置をされております。防止に対する協議の中で、防護のためのワイヤーメッシュ、電気柵等の設置事業がなされております。先ほどもちょっと触れられましたけれども、平成22年からスタートしてございまして、令和5年度までにワイヤーメッシュについては約3億8000万円、国庫補助金が2億円、市の補助金が1億7000万円から1億8000万円です。電気柵においても、これは単独でありますけれども、先ほども触れられました6300万円ぐらいが出されております。

ここで、被害対策として山鹿市被害防止対策協議会が主体の鳥獣被害防止総合対策事業でワイヤーメッシュ設置をされていますが、協議会のメンバーはどのようなメンバーで協議をされたのか。それから、設置後、現地調査をされているのか。先ほど、設置しているときは何か検査をしているという話でありました。それから、電気柵、防護柵の対応にさっと触れられましたが、再度確認の意味でお尋ねをしたいと思っております。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、被害防止対策協議会のメンバーや設置後の調査、耐用年数等について、お答えいたします。

まず、鳥獣被害防止総合対策事業で行っているワイヤーメッシュ柵設置については、山鹿市被害防止対策協議会が事業主体となっており、メンバーは鹿本森林組合、鹿本農業協同組合、菊池川漁業協同組合、鹿本農業協同組合営農部会、熊本県猟友会山鹿支部、農業共済組合鹿本支所、山鹿市区長協議会連合会、山鹿市農業委員会、それに山鹿市で構成しており、熊本県や九州自然環境研究所がアドバイザーとして参加いただいております。

次に、現地調査については、ワイヤーメッシュ柵が設置された直後は、計画どおり設置されているか等を確認するために、全箇所、確認検査をしておりますが、その後は現地調査を行っておらず、柵の管理は導入された地区にお任せしているのが現状となっております。

また、山鹿市が単独で補助しております電気防護柵も同様に、設置後の確認検査のみで、その後の現地調査は行っておりません。なお、耐用年数につきましては、ワイヤーメッシュ柵が14年、電気柵が8年となっております。

先ほど、有働議員の答弁でも申し上げましたとおり、広報やまが等で柵の見回りや餌付けストップなど、啓発活動は行ってありますが、被害が減らないことを考えると、協議会による現地調査も、今後必要になってくるのではないかと考えております。

今後は、山鹿市被害防止対策協議会と定期的な現地調査や現状把握等をどのようにしていくべきか協議し、対応を考えてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

ワイヤーメッシュは、耐用年数14年ということであります。電気柵が、耐用年数8年とのことであります。補助金を支払っている以上はチェックする必要があるのかなと思います。というのは、極端な話で、私も狩猟をやりますから山へ行きます。ワイヤーメッシュの穴が1回開いているとか、すぐ畑の横に全然設置されていないワイヤーメッシュが積んであるとか、電気柵がもう全然機能を果たしていないよう電気柵になっているとか、そういうのはやっぱりチェックを十分にする必要あるなということで御検討いただきたいなど。せっかく協議会もできているわけですから、あのメンバーを見ると、ほとんど農産物の生産部会の代表者の皆さん方がほぼでありますけれども、それもひっくるめて十二分に検討していただきたいなと思います。

それから、有害鳥獣対策について、2点目の質問をいたします。先ほど防止対策についてお伺いしましたので、今回は駆除対策についてお伺いをしていきます。先ほど来から、有働議員からもお話がありましたとおり、令和元年から令和5年まで、駆除費を7700万円、単独事業で出しております。事務費が450万円ぐらい出ておりますので、まず8200万円から8300万円、令和5年までに出している。イノシシが8,700頭、シカが500頭ぐらいでありますけれども、そういう補助金を出している中で、この辺は分かっているかなということをお尋ねしたいと思いますが、有害鳥獣駆除に係るチェック体制、それから捕獲した鳥獣の適切な処理方法について、それからわなの設置箇所、標識の確認等について、実施内容を教えていただきたいと思います。先ほどの有働議員との重なりが出るかもしれませんが、再度確

認の意味でお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、有害鳥獣被害対策事業の対応について、お答えいたします。

1点目の御質問、有害鳥獣駆除に係るチェック体制についてですが、本市では狩猟関係法令等について熟知されている熊本県猟友会山鹿支部と、有害鳥獣駆除事業業務委託契約を締結した上で有害鳥獣捕獲事業を実施しております。猟友会から提出される捕獲実績書類と鳥獣の写真や尻尾などについて、数量などに差異がないか、四半期ごとに確認検査を実施しております。

2点目の御質問、捕獲した鳥獣の適切な処理方法についてですが、捕獲鳥獣の死骸処理については、鳥獣法を順守し、適切に処理することなどを業務委託契約書に明記しております。なお、適切に処理することについての、具体的な処理方法は記載されていないため、今後検討してまいります。

3点目の御質問、わな設置箇所及び標識の確認についてですが、市内各所に設置されているわなの設置箇所やわなの標識の有無については、受託者である猟友会が責任を持って実施されるべき案件であることから、市による確認等は行っておりません。今後、どのようなチェック体制を構築すべきか、猟友会による内部検査をはじめ、かかる費用などについても他市優良事例を調査した上で先進地視察研修を実施し、地元猟友会と協議を重ねながら、チェック体制の構築に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

今まで幾度となく、有害鳥獣駆除に対しては質問をしてみました。今回は、かなり前向きのような答弁が返ってきたようでありますので、しっかり期待をしたいと思います。

特に前回、鳥獣捕獲後の処理施設については、先ほど有働議員も言われましたけれども、全く考えていないという答弁でありました。今回は少し勉強でもしようかという話でありますので、期待をしたいと思います。私は、補助金、助成契約を結んでいるんですから、しっかりその中身の精査をしていただきたい。

それと、もう一つは、今回、猟友会と執行部とのコミュニケーションの場をしつ

かりつくっていただきたい。今までは、猟友会が案内しても総会にも出てこんだったという状態だったんですけど、今回は部長さんをはじめ、出てきていただいて、本当のコミュニケーションの場を持っていただいて、現実を把握して検討していただきたいなど。だから、厳しいところは厳しくする必要があると、私は理解をいたします。

一つだけ、有働議員の質問の中に、本市単独のイノシシの駆除費を申請されたのは90名だったと、県に申請されたのは40名だったと。本来であれば、90名していれば、県にも90名できるだろうと。その40名の差がちよっと引っかけましたので、これは後日また精査をしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、深牧大助議員の発言を許します。深牧議員。

[3 番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号3番、鹿政不動産、深牧大助です。

発言通告に従って、2点、一般質問を行います。よろしく申し上げます。

まず、先月中旬までパリオリンピックが開催され、32競技、329種目のうち、日本選手団は合計45個のメダルを獲得されています。私が注目した競技はスケートボードでしょうか。ストリートで14歳の吉沢恋選手が金メダルを獲得、東京オリンピックに続き、スケートボードの選手の活躍が見られました。オリンピックを見てスケートボードをやってみたいという子供たちが増えてきたという印象がします。

また、今現在、パラリンピックも開催中で、22競技、549種目のうち、日本選手団も昨日の時点で27個のメダルを獲得されています。9月8日の最終日まで頑張っていたきたいと思います。

近年のオリンピック競技には、スケートボードやブレイキン、サーフィン、スポーツクライミングなどの競技が追加され、にぎわいを見せています。ここでお伝えしたいのは、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが挑戦できるということです。そのためには、環境整備が必要となってきます。年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが利用できる公園、遊び場が必要であると考えます。

そこで、ユニバーサルデザイン、いわゆるインクルーシブ公園について伺います。ユニバーサルデザインの公園が全国的にも増加傾向であることを認識していますが、市において整備の必要性について、どう考えているのか伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

○樺浩介 建設部長

御質問の、ユニバーサルデザインの遊び場、公園について、お答えいたします。

まず、ユニバーサルデザインについて御説明をさせていただきます。ユニバーサルデザインは、年齢や性別、文化、言語、障害の有無などにかかわらず、誰もが利用できるデザインを指したものであり、このような配慮がなされている公園がインクルーシブ公園と呼ばれております。設備の例を挙げますと、小さな子供や車椅子の方でも利用できる遊具だけではなく、バリアフリーなアクセス経路の確保や、視覚に加え、触って遊具の内容が分かる説明パネルなどを備えた公園となります。

インクルーシブ公園は、障害の有無や子供、大人に関係なく、全ての人が利用できる公園であり、人口減少が進む現代社会において、地域や世代を超えた交流や、社会の多様性を尊重する意識を高める上でも、重要な役割を果たすことが期待できます。

このようなことから、包括的な配慮がなされているインクルーシブ公園の整備は必要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

答弁では、包括的な配慮がなされているインクルーシブ公園の整備は必要であるとのことでした。

では、市内のユニバーサルデザインの公園の有無について伺います。ユニバーサルデザインの公園として整備した公園があるのか、また今後の整備計画について状況を伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

○樺浩介 建設部長

御質問の、市内のユニバーサルデザインの公園の有無について、お答えをいたします。

現在、建設部で管理している公園の中に、ユニバーサルデザインの考え方に基づ

いて整備した公園はございません。

また、新たに公園を整備する計画も現時点ではございませんが、公園は誰もが利用しやすいという姿を目指すべきと考えますので、今後の公園施設長寿命化計画に基づいた更新工事や、都市計画におけるまちづくりの中での公園の再編整備において、ユニバーサルデザインの視点を加えた検討を進めていく必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3 番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

新たな公園を整備する計画はないが、誰もが利用しやすい公園という姿を目指すべきだ、公園施設の長寿命化計画に基づき、更新工事や都市計画におけるまちづくりの中での公園を、再編整備においてユニバーサルデザインの視点を加えた検討を進めていく必要があると、今後の更新工事、再編整備に期待をいたします。

次に、最近の気象状況を見ますと、熱中症警戒アラートが毎日のように通知されています。熱中症予防のため、屋外での活動を自粛してください、外出は極力避けてくださいと。さらに、公園の遊具は高温になり、やけどをするほどの熱さになっています。夏休みなのに、日中、公園で遊んでいる子供たちをほとんど見かけないほどでした。

このような気象状況の中で、外で遊んでこいよとはならないでしょう。先日、市民福祉委員会での行政視察の中で、青森県三沢市において、三沢キッズセンターそらいえを見学させていただきました。御紹介をさせていただきます。

この施設は、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し整備されました。健康福祉部子ども未来課の所管です。このそらいえは、子育て世代の方々から、天候に左右されず、気軽に利用でき、自由に遊べる場所が欲しいという要望から誕生した施設で、メインの遊戯室は大自然をテーマとした楽しさ満点の遊び場となっています。対象は未就学児で、大きい遊具だけでなく、小さな子供も安心して遊べるようエリアが分かれているので、子供の成長に合わせて遊ぶことができる設計になっています。利用時間は、朝 8 時 30 分から夕方 4 時、60 分の入替え制となっています。利用料金は無料、定員は各回 20 組、利用対象は就学前児童としています。ただし、保護者の同伴を必須としています。子育て世代の方々からの要望で、天候に左右されず、気軽に利用でき、自由に遊べる場所が欲しいと、2019 年にオープンされ、今では市外からの利用者も多いとのことでした。

そこで、本市における屋内外の遊び場の整備の状況説明と今後の整備について伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。樺建設部長。

[樺浩介 建設部長 登壇]

○樺浩介 建設部長

御質問の、屋内外の遊び場整備の状況について、お答えいたします。

まず、屋外の公園について、建設部が管理しているものとしては、都市公園をはじめ、開発公園や一般公園、河川公園のほか、農村公園など、63か所がございます。

次に、屋内の公園、遊び場については、建設部が所管する都市公園には想定がないことから、整備の実績、計画等はございません。

昨今の気象状況や子育て世代の交流の場として、全国的に屋内施設の整備が増加していることは認識しておりますが、整備の目的や内容によりまして、国庫補助金などの財源や担当する部署が決まってまいりますので、整備に当たっては全庁的な検討が必要になるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

整備の目的や内容により、国庫補助金などの財源や担当部署が決まってくることは承知しております。全国的に屋内施設が増加していることを認識していることですので、全庁挙げての検討をお願いしたいと思います。

次に、廃校になった屋内運動場の民間活用の状況についてです。廃校の屋内運動場について、民間での利用はどのような状況でしょうか。お聞きします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、廃校になった屋内運動場の民間活用の状況について、お答えいたします。

現在、教育部が所管する廃校の屋内運動場につきましては、山鹿地域の旧三岳小学校、旧平小城小学校、旧鶴城中学校、鹿北地域の旧岩野小学校、旧岳間小学校、菊鹿地域の旧内田小学校、旧内田小学校山内分校及び矢谷分校、鹿本地域の旧中富

小学校、鹿央地域の旧山内小学校の10施設がございます。

このうち、旧岩野小、旧岳間小、旧山内小については、社会体育施設として、主に地元地域の方に御利用いただいております。

また、旧内田小、旧内田小山内分校、旧中富小は、いずれも倉庫としての利用目的により、民間事業者に一定の条件を付して有償で貸付けを行っております。

さらに、旧平小城小については、地元の放課後児童クラブの活動場所として、夏休み期間中に限って貸付けを行っております。

なお、旧三岳小、旧鶴城中、旧内田小矢谷分校は、現在のところ、特に利用はありませんが、矢谷分校については、本年度、解体することとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3 番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

今答弁にありました10施設のうち、旧岩野小、旧岳間小、旧山内小は、社会体育施設として、主に地元地域の利用、また旧内田小、旧内田小山内分校、旧中富小は、倉庫としての利用目的により、民間事業者に条件を付して有償で貸付けをしていると。さらに、旧平小城小については、地元の放課後児童クラブ、学童保育の活動場所として、夏休みの期間中に限って貸付けをしていると。旧三岳小、旧鶴城中は、現在のところ、特に利用はない。旧内田小矢谷分校については、本年度の解体。民間事業者への倉庫としての貸付けを行っているとのことですが、スポーツ団体等への貸付けも可能であろうと思います。

そこで、先ほど申しましたオリンピック競技にもなっているスケートボードの練習場としての開放や利用について、貸付け等は可能でしょうか。お聞きします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、スケートボード練習場としての貸付けについて、お答えいたします。

先ほど答弁しました、旧内田小、旧内田小山内分校、旧中富小の屋内運動場の民間事業者への貸付けにつきましては、借受人の責により施設を滅失または毀損した場合、また契約期間満了時には、借受人による原状回復が必要になること、また施設の利用に当たり、電気・水道等の設備が必要な場合の経費は借受人の負担になること、そのほか契約後に本市が公用及び公共用の用に供することとなった場合には

契約解除となることなどの条件を付して貸付契約を結んでおります。

お尋ねのスケートボード練習場としての利用につきましても、借受けを希望される団体等との協議を踏まえ、一定の条件を付して貸付けを行うことは可能であると考えます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3 番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

今の答弁では、貸付けも可能であるということでした。令和5年9月定例会において、スケートボード競技として捉えてはいるが、愛好者の人数、競技者の人数がどれぐらいいるのか把握していないとの答弁でした。その後の調査はなされたのでしょうか。

また、FLYIDCUPと称したスケートコンテストが5月26日に、山鹿大橋下の湯ノ瀬川公園駐車場で開催されましたが、御覧になられましたでしょうか。大変なにぎわいで、次回開催を待望されているイベントでした。今回は答弁は求めませんが、ぜひとも愛好者、競技者の人口を把握していただくためにも、足を運んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。防犯対策設備の支援について、防犯対策施設設備の設置状況と補助事業実績を伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、防犯対策施設設備の設置状況と補助事業について、お答えをいたします。

現在、市が設置し、維持管理を行っている防犯灯につきましては479基でございます。各地区の内訳といたしましては、鹿北地区が114基、菊鹿地区が209基、鹿本地区が1基、鹿央地区が156基となっております。

また、防犯灯の設置補助につきましては、現在も補助金交付要綱に基づいて事業を実施しております。補助金の交付額は、防犯灯のみを設置する場合は、設置に要する費用の2分の1以内で、1灯につき1万5000円を上限とし、防犯柱を設置する場合は、1本につき3万円を上限として、双方とも新設のみを対象としております。

なお、過去3年間の実績としましては、令和3年度が20件、令和4年度が8件、

令和5年度が12件となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

市が設置、維持管理をしている防犯灯は479基を設置していただいているということです。また、自治会が新設する防犯灯への補助事業がありました。事件や事故の証拠、見守りとしても有効な防犯カメラについて伺います。

自治会等の団体での防犯カメラの設置支援の状況はいかがでしょうか。お願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、自治会等の団体での防犯カメラの設置の支援状況について、お答えをいたします。

まず、現在、公共施設への防犯カメラの設置状況につきましては、本庁舎、各市民センター、市民交流センター、カルチャースポーツセンター、環境センター、各小学校の16施設の屋内外に計58台の防犯カメラを設置しております。

本市では、近年、自治会等からも防犯カメラの設置に関する要望、問合せが増えてきたことから、山鹿警察署内に事務局が置かれています山鹿地区防犯協会と連携した取組ができないか協議を行ってまいりました。その結果、年内、山鹿地区防犯協会において、犯罪被害防止対策に防犯カメラの貸出事業を開始するとの報告を受けており、貸出しの対象は山鹿警察署管内の住民の方あるいは団体等で、貸出期間は90日間、設置費用は無料、ただし設置時に警察官が立ち会うとのことをございました。

なお、この事業の詳細が分かり次第、やまがメイト、市ホームページ等で周知を図り、また山鹿警察署や山鹿地区防犯協会と連携し、その浸透を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

令和元年9月の定例会において、北原議員の一般質問の答弁時では、公共施設への防犯カメラの設置は22台で、小中学校に関しては菊鹿小学校とめのだけ小学校のみでしたが、現在は小学校を含め、屋内外58台が設置されているとのことでした。

令和元年9月の総務部長答弁において、今後の設置方針につきましては、山鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱にも規定しておりますが、不特定多数の者が利用する市の施設などを対象にすることとしておりますので、山鹿警察署をはじめ、関係団体とも協議を行いながら、より効果的な場所への設置を進めてまいりますとともに、特に小中学校につきましては、不審者から子供たちを守り、安心・安全を確保するためにも、教育委員会において関係部署と協議の上、整備計画を作成し、計画的な設置に努めてまいりたいと考えておりますと答弁されております。

しかし、今の答弁では、中学校への設置はないようです。小学校についても、全校設置されているのか分かりませんので、中学校についてどうなっているのか、もう一度お答えいただけますでしょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問にお答えをいたします。

防犯カメラの学校施設への設置につきましては、小学校は令和5年から令和6年度で、全校への設置が終了し、中学校につきましては令和7年度に全校設置を終了する計画でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

安心をしました。前回の北原議員の質問から5年がたっており、それでもまだ進んでいないのかとちょっと心配をしておりましたが、小学校は本年度中、中学校は来年度中に全部設置がなされるということで、安心をいたしました。

先ほどの質問に戻りますが、自治会等からも防犯カメラの設置に関する要望、問合せが増えてきたということです。山鹿地区防犯協会との協議を行って、年内には犯罪被害防止対策に防犯カメラの貸出事業を開始するとのことですが、設置費用は無料で、設置には警察官が立ち会い、ただし貸出しの期間が90日間、3か月ですよ

ね。3か月後、これは返却してしまったら、また自分で費用を出さなきゃいけないんじゃないかという心配をしてしまいます。詳細が分かり次第、周知のほうをよろしくお願いいたします。これまで、自治会等と質問をしてきましたが、事業者や個人での設置に対しても支援の検討をお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、深牧議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

————— ○ —————

日程第2 委員会付託

○服部香代 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第51号から認定第11号までについては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

————— ○ —————

散 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時27分 散会

~~~~~

9月24日(火曜日)

# 令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会会議録

## 議事日程（第4号）

令和6年9月24日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第51号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
議案第52号 山鹿市公告式条例の一部を改正する条例  
議案第53号 山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
議案第54号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
議案第55号 山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例の一部を改正する条例  
議案第56号 山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第57号 令和6年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）  
議案第58号 令和6年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第59号 財産の譲渡について  
議案第60号 財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）  
議案第61号 財産の取得について（高規格救急自動車）  
議案第62号 山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について  
議案第63号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について  
認定第1号 令和5年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 令和5年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 令和5年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 令和5年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第8号 令和5年度山鹿市水道事業会計決算の認定について  
認定第9号 令和5年度山鹿市病院事業会計決算の認定について  
認定第10号 令和5年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

- 認定第11号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について  
陳情第5号 現行の健康保険証について当面の間の存続を求める陳情書  
陳情第6号 子育て世帯の負担軽減と少子化対策のために国保税の子どもの均等割の減免を求める陳情書

(委員長報告)

討 論  
採 決

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（19名）

|     |   |   |   |    |
|-----|---|---|---|----|
| 1番  | 関 | 口 | 和 | 良  |
| 2番  | 永 | 田 | 壯 | 拓  |
| 3番  | 深 | 牧 | 大 | 助  |
| 4番  | 原 |   | 芳 | 郎  |
| 5番  | 隈 | 部 | 賢 | 治  |
| 6番  | 高 | 橋 | 龍 | 一  |
| 7番  | 豊 | 田 | 新 | 二郎 |
| 8番  | 山 | 下 | 誠 | 治  |
| 9番  | 古 | 川 | 和 | 博  |
| 10番 | 金 | 光 | 一 | 誠  |
| 11番 | 松 | 見 | 真 | 一  |
| 13番 | 小 | 川 | 榮 | 二  |
| 14番 | 芋 | 生 | よ | しや |
| 15番 | 勢 | 田 | 昭 | 一  |
| 16番 | 有 | 働 | 辰 | 喜  |
| 17番 | 服 | 部 | 香 | 代  |
| 18番 | 富 | 丸 | 洋 | 一郎 |
| 19番 | 北 | 原 | 昭 | 三  |
| 20番 | 永 | 田 | 紘 | 二  |

---

説明のため出席した者

市 長 早 田 順 一

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 副市長             | 阿蘇品貴司 |
| 教育長             | 堀田浩一郎 |
| 総務部長            | 大林秀樹  |
| 総務部首席審議員        | 吉岡隆   |
| 市民部長            | 池田淳志  |
| 福祉部長            | 徳丸和孝  |
| 農林部長            | 鶴川浩一郎 |
| 商工観光部長          | 白石浩二  |
| 建設部長            | 樺浩介   |
| 教育部長            | 中尾雄二  |
| 教育部首席審議員        | 佐藤誠記  |
| 消防本部消防長         | 有尾壽朗  |
| 福祉部次長           | 野満ふみ子 |
| 農林部次長           | 園田和雄  |
| 水道局長            | 隈部光磨  |
| 市民医療センター事務部事務次長 | 入江智紀  |
| 財務課長            | 富崎嘉隆  |
| 鹿本市民センター長       | 藤永哲郎  |
| 子ども課長           | 原口雄二  |
| 建設課長            | 渕上邦広  |

事務局職員出席者

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 小山天  |
| 議事係長   | 服部隆文 |
| 書記     | 木村隆寛 |

午前10時00分 開議

○

○服部香代 議長

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第51号～議案第63号・認定第1号～認定第11号

陳情第5号・陳情第6号

○服部香代 議長

日程第1、各常任委員会に付託してありました議案第51号から認定第11号まで並びに陳情第5号及び陳情第6号の全案件を議題といたします。

各委員長の報告を求めます。小川建設経済委員長。

[小川榮二 建設経済委員長 登壇]

○小川榮二 建設経済委員長

皆様、おはようございます。

建設経済委員会から報告をいたします。

初めに、7月3日から5日にかけて実施しました本委員会の行政視察について、御報告いたします。

視察先は、北海道札幌市、石狩市、小樽市の3か所といたしました。

まず、札幌市では、企業誘致を調査しました。

札幌市では、2020年から2030年にかけて、大規模な再開発が行われています。大札新パートナーズは、札幌市とともに企業誘致スローガン・ロゴである大札新を活用しながら、札幌都心部の再開発と企業誘致についてPRを行っていただける企業・団体で構成する会員組織であります。共通のスローガン・ロゴを用いて、官民一体となって広くPRしていくことで、道外からの企業進出につなげています。

札幌市の企業誘致の特徴としては、本社移転や新設において最大2年間の賃金補助を行っています。また、札幌市圏域の自治体に対しましても補助金の一部対象としており、近隣の自治体と協力することで、互いに土地及び人材不足をカバーする取組をされてきました。

次に、2か所目の石狩市では、道の駅石狩あいろんど厚田を調査しました。

地域製品の販売拡大や、自然、芸術文化等、地域情報の発信、また地域振興の拠点となることを目的に建設されています。特徴として、全国でも珍しい3階建ての施設であり、1階には地場産品販売コーナーなどの石狩の味覚と地域情報フロア、2階は歴史と食のフロア、3階が展望フロアとなっていました。また、夏季の土日を中心に、道の駅野外で地元事業者を中心としたキッチンカーの出店を行い、販売

促進のPRを行っています。その他にも、道の駅から地域の魅力を30秒程度のショート動画で継続的に発信し、さらなる交流人口の増大や地域の雇用確保等、今後も地域活性化へとつながる取組を図っておられました。

最後に、3か所目の小樽市では、観光振興への取組を調査しました。

コロナ禍において減少した観光客数も令和5年度では年間約761万人と、大きくにぎわいを見せている小樽市では、観光基本計画が策定されており、その中に市民の役割、観光事業者の役割、観光関連団体の役割が明記されております。観光振興策の一部を紹介しますと、ロケーションマップの作成や夜間観光事業であるナイトエコノミーへの取組、小樽観光大学のおたる案内人の育成等をされています。

今後の課題としては、外国人観光客に対して、日本におけるマナーやルールを伝えるとともに、市民に対して観光情報やホスピタリティーの在り方の周知に努め、外国人観光客の国別の習慣や文化の違いの情報を提供することで相互理解を深める必要があること。また、安定的な新たな財源を確保するために、宿泊税の導入等も検討されています。

3市とも大変参考になる研修となりました。

以上で、行政視察の成果につきまして、報告を終わります。

次に、本定例会において、当委員会に付託された、議案1件、認定6件について報告いたします。

去る9月11日、午前10時から、本庁5階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、2か所の現地調査をいたしました。

最初に、広域基幹林道八方ヶ岳西線災害現場、次に永山地区水路災害現場の現地を調査し、担当職員から詳しい説明を受けました。

現地調査終了後、午後1時15分から委員会を再開し、所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告いたします。

議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第5号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設経済委員会の報告を終わります。

○服部香代 議長

勢田市民福祉委員長。

[勢田昭一 市民福祉委員長 登壇]

○勢田昭一 市民福祉委員長

おはようございます。

市民福祉委員会から報告をいたします。

はじめに、7月22日から24日にかけて実施いたしました本委員会の行政視察について、御報告をいたします。

視察先は、青森県むつ市、青森県三沢市の2か所といたしました。

まず、最初の視察先であるむつ市では、健幸アップ事業を調査事項とし、視察をいたしました。むつ市は、笑顔かがやく希望のまちむつをキャッチフレーズにし、持続可能なまちづくりを推進されております。具体的な取組としては、令和4年度から株式会社タニタヘルスリンクと連携し、働き盛り世代をターゲットに、スマートフォンアプリを使用し、健康づくりに取り組まれています。設定された項目を達成するとポイントが付与され、地域共通商品券と交換することができます。事業参加者のモチベーションを維持するため、ポイントの設定方法を工夫したり、イベントの開催時期や開催頻度を勘案されております。また、参加者数を増やすため、事業所を訪問し、事業説明会を開催したり、アプリの登録サポートを実施するなど、事業所への支援にも注力しておられました。

次に、2か所目の三沢市では、ユニバーサルタウン推進事業について研修をいたしました。

三沢市は、東京オリンピック・パラリンピックが大きな契機となり、ユニバーサルタウン三沢の実現を目標にし、各種条例等を整備しながら、様々な取組を実施してきました。

具体的な取組としては、まず公共施設や民間店舗等のバリアフリー化の推進を図るユニバーサルデザインのまちづくり、主に補助金の交付です。

次に、障害と障害者に対する理解の促進を図る心のバリアフリー、主にセミナーや講演会等の開催です。課題として、一般市民を対象としたセミナーや講習会等の開催方法が重要で、ただセミナー等を受講すれば終わりではなく、その後、実践するところまでを事業目的にするなど、開催方法を工夫した取組が必要であるため、令和7年度から鳥取県が創設したあいサポート運動の実施を検討されておりました。

また、ユニバーサルデザインの一つとして、ゼロ歳児から大人まで、年齢に関係なく全ての市民が、天候に左右されることなく、気軽に利用でき、自由に遊べる屋内公園である、三沢キッズセンターそらいえの紹介がありました。実際に施設を

見学しましたが、遊具をはじめとして施設内の設備は充実しており、子育て関係の行政手続も同時に行える点が子育て世代の視点を考慮した魅力的な施設だと感じました。今後も、新しい視点からの取組も調査・研究しながら、引き続きユニバーサルタウン三沢の実現を目指すということでございました。

以上で、市民福祉委員会の行政視察につきまして、報告を終わります。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託された、議案4件、認定4件、継続中の陳情2件について、報告をいたします。

去る9月12日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に入る前に、旧鹿本教育会館跡地を現地調査し、担当課から概要説明を受けました。

帰庁後、委員会を再開し、初めに市民医療センター及び福祉部関係所管の議案を、その後、市民部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果について、御報告いたします。

議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号は、国民健康保険税について、委員より、差し押さえ件数が115件もあり、国民健康保険税の負担が重すぎると反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号は、後期高齢医療制度について、委員より、年齢で差別する医療制度であり、制度自体に反対であるとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号は、介護保険制度について、委員より、市民に負担を強いる制度自体に疑問があるとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、陳情第5号は、委員より、賛成討論と、マイナ保険証は医療機関にとっても、私たちにとっても、国民にとっても、メリットになり推進すべきで、今回の陳情は現行の保険証の継続を求めることであり、マイナ保険証自体を否定するものではないと理解している。現行の保険証が1年間経過措置として使用できること、マイナンバーカードを申請していない方は保険証と同様の機能を持った資格確認書で対応できるとのこと、この2点のことで陳情に対しての現行保険制度の延長

に見合った措置がされているとの反対討論があり、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

陳情第6号は、賛成討論があり、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上、市民福祉委員会の報告を終わります。

#### ○服部香代 議長

富丸総務文教委員長。

[富丸洋一郎 総務文教委員長 登壇]

#### ○富丸洋一郎 総務文教委員長

おはようございます。

総務文教委員会の御報告をさせていただきます。

初めに、7月8日から10日にかけて実施をいたしました本委員会の行政視察について、御報告を申し上げます。

視察先を、愛知県安城市、同じく江南市として、それぞれ研修をいたしました。

まず、安城市では、北部学校給食施設整備事業を調査項目といたしました。安城市では3つの学校給食共同調理場があり、その中で北部学校共同調理場が老朽化のため、平成29年度から整備事業を立ち上げ、令和3年2学期からの運用開始を目指し取り組まれたということでございます。

事業費は、土地購入費も含め総額約41億円、1日当たり1万食、そしてまたアレルギー食は150食対応可能であり、特色として、公益財団法人の安城市学校給食協会が管理運営されていることでした。

調理場内の空間に余裕があり動線が整っていること、下処理室では野菜・果物等を3回以上洗い、汚れを落とすことなどが挙げられ、中でもアレルギー除去食の対応については、間違いが起こらないよう別室調理で、対象を卵と牛乳の2種類に限り、それ以外のアレルギーには欠食の対応をしているということでした。

本市と比較しますと規模は違いますが、調理場内の効率的な配置、搬入から給食搬出までの一連の動線など、大変参考になる研修内容でありました。

次に、愛知県江南市では、部活動の地域移行の取組を調査項目とし、令和2年から学校の働き方改革の一環で部活動の地域移行について検討を始め、同時に当時陸上部の顧問をされていた先生と、市のスポーツ推進課長を中心にコアチームをつくりスタートしたということでございます。

まずは、生徒と教員向けの意識調査アンケートで、実態調査、情報収集を徹底的に行い、令和4年から試行的にランニングクラブから始め、その後、野球やバスケ

ットボールと、指導者で目ぼしい方に声をかけ、巻き込んでいった結果、同じように地域クラブを展開していくようになったということでございます。以後、第2期と第3期と競技種目を増やしながら、第7期と進んでいるということでございます。

それに伴い、学校部活動は休日の活動を縮小しながら、令和8年8月以降は休日の活動を完全に地域クラブに移行し、令和11年をめどに平日・休日含めた地域移行を目標としているとのことでした。

江南市においては、コアチームを中心に、常に打ち上る課題とその解決に向けた調整や改善に取り組み、試行錯誤を繰り返し、仕組みを整えられています。やり方は様々ですが、本市においても大変参考になる研修内容でありました。

以上で、行政視察の成果についての報告を終わります。

次に、本定例会において当委員会に付託されました議案7件について、御報告を申し上げます。

去る9月13日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案審査に先立ち、八幡小学校屋内運動場の工事竣工後の状況について現地調査を行い、担当者から施設の概要説明等を受けました。

帰庁後、委員会を再開し、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部及び消防本部所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告いたします。

議案第51号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の報告を終わります。

#### ○服部香代 議長

北原予算決算委員長。

[北原昭三 予算決算委員長 登壇]

#### ○北原昭三 予算決算委員長

おはようございます。

予算決算委員会の御報告をいたします。

今期定例会にて、当委員会に付託されました案件は、議案1件、認定1件であり

ます。

去る9月9日、午前10時から、議場において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案第57号及び認定第1号の詳細について、担当課長より説明を受けました。

9月18日、第1会議室にて、議案ごとに各分科会に分担していた審査内容を分科会長より報告を受け、分科会長への質疑、討論、採決を行いました。

各分科会長からの報告は、議案第57号では、市民福祉分科会から保健衛生総務費で委託料60万5000円のシステム改修管理費について質疑応答を行ったとの審査報告を受けました。

認定第1号では、建設経済分科会から、まちなみ再生事業の執行率、地域農林業担い手育成支援事業の所得制限、企業誘致対策事業に関して工業団地整備の進捗状況について、市民福祉分科会から、がん対策推進事業では検診受診者に対して精密検査が必要だったのはどの程度か、母子保健事業、放課後児童健全育成事業、結婚生活支援事業、移住定住支援事業、環境保全対策事業、地域公共交通事業、マイナンバーカード交付事務事業等について、総務文教分科会から山鹿市青少年社会体育活動育成奨励金の内訳、未来創造基金15億9440万円を、令和5年度、本年度と積み立ててあるが、用途はいつからなのか、目的は何に使うのか、令和5年度決算の総括について質疑応答を行ったとの審査報告を受けました。

採決の結果、議案第57号は原案のとおり可決、認定第1号は挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

採決後、委員間討議で、認定第1号に関して、健幸都市宣言について、市民の健康、幸せをアップするため、質の高い検診事業を展開するために具体的な事業として予算化していただきたいとの要望がありました。

また、決算認定の事業内容の説明書と各種事業が分かる積算根拠の詳しい資料の提出をお願いしたいとの意見が出ました。

加えて、予算決算委員会での説明を、メモができるようなゆっくりしたペースでの説明をお願いしたいとの依頼がありました。

さらに、決算について、執行率が50%を下回る事業が5件あり、今年度も同額の予算が計上されている事業があるため、事業の進捗状況を見極め、補正予算にて減額するなど、適正な措置を取っていただきたいなどの要望がありました。

以上、予算決算委員会の御報告といたします。

#### ○服部香代 議長

以上で、各委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がっておりますので、発言を許します。  
芋生よしや議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、4つの議案に対し反対を、2つの陳情に対して賛成の討論を行います。

まず、認定第1号 令和5年度山鹿市一般会計歳入予算決算についてです。今、市民の暮らしは、急激な物価の高騰の下で大変深刻です。令和5年度の本市の実質収支額は23億4960万7000円です。また、財政調整基金は57億2019万2000円に上ります。市民のニーズに応え、地域の状況を踏まえ、質の高い公共サービスを提供することが大事です。私は、急激な物価高騰に苦しむ市民の皆さんの暮らしを守り、市内事業者の経営を支えるために、国の物価高騰対策に上乘せするなど、市独自の支援を行う必要があったし、その財源は捻出することはできたと思います。また、国保、介護の負担軽減、学校給食の保護者負担の軽減など、真剣に検討すべきです。

マイナンバー法については、法律改正、条例改正により、マイナンバーの利用範囲の拡大、つまり情報のひもづけ拡大、健康保険証との一体化、公金受取口座の登録促進、マイナンバーの情報連携の拡大などが行われてきました。情報漏えいや個人情報保護の観点からも、諸外国では見られないようなマイナンバーに多くの情報をひもづけするやり方は、国民の間でも受け入れられているとは言えません。デジタル化そのものを否定するわけではありませんが、危険性が指摘されているマイナンバー関連の支出については反対です。

続きまして、認定第2号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。国民健康保険制度は、都道府県化に移行してから、すでに7年が経過しましたが、低所得者が多いにもかかわらず、保険税は他の健康保険と比べ、非常に高いという構造的な問題は一向に改善されておられません。高過ぎて払いたくても払えない、国保を納税するために借入れまで行った、国保に家計が潰されるとの切実な声が寄せられています。差し押さえ件数115件という山鹿市の状況、国保税は市民の暮らしの実態に照らして高過ぎると思います。市民の負担能力も超えていると考えます。高過ぎる国保税の最大の原因は、国保に占める国・県の負担の削減にあります。国に対して国庫負担の増額を求めるとともに、地方自治

体として国保基金や一般会計の法定外繰入を復活させ、直ちに負担軽減を行い、払いやすい国保へと改善することが急務と考えます。

認定第3号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。後期高齢者医療制度は、75歳という年齢に達したら、それまでどの保険に入っているとしても、そこから切り離して75歳以上の高齢者だけを対象とする医療保険制度に強制加入させるもので、私たち日本共産党は制度発足当初から医療に差別を持ち込むものだと反対をし、一貫して制度の廃止を求めてきました。

そもそも75歳以上の方々は、ほかの年齢より病気を抱えることが多くなり、その年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は、医療費が増え続けることが前提の医療制度となり、その構造そのものが問題です。この間、負担増が繰り返され、今期を見ますと、均等割が5万4000円から5万8000円に、所得割が10.20%から10.98%に、上限額は66万円から80万円にと大幅に引き上げられました。

現在、75歳以上の窓口負担は、原則1割です。しかし、令和4年10月からは、一定の所得以上の方は2割、現役所得並みの所得の方には3割へと引き上げられました。さらに、政府は医療費窓口の3割負担の対象拡大を検討する方針まで打ち出しています。年金削減、物価高騰で、高齢者の皆さんの暮らしは大変です。これ以上の負担増をすべきではありません。私は、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる制度への改革が強く求められていると思います。

認定第4号 令和5年度山鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。令和5年度は、第8期事業計画の最終年度です。この第8期は、介護施設に入所する低所得者への食費などの補足給付の見直し、住民税非課税世帯でデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費の引上げ、高額介護サービス費の負担限度額の引上げなどが行われました。高い介護保険料を負担しながら、介護が必要となったら自己負担があるためにサービスが受けたくても受けられない、保険があっても介護なしの厳しい状況は改善されておられません。

今回の決算は、このような問題を含んでおり、認めることはできません。年金削減、物価の高騰で、高齢者の皆さんの暮らしは、ますます大変です。保険料、利用料の負担軽減を求めます。

続けて賛成討論に移ります。陳情第5号 現行の健康保険証について当面の間の存続を求める陳情書です。医療機関窓口で、マイナ保険証が無効とされ、医療費の10割が請求される事例があったことなどが報告がございました。国民の不安が払拭されるまで、現行の保険証を当面の間、存続させることを求めるという意見書を提出してほしいとする内容です。これに賛成です。

まず1番目に、個人番号、マイナンバーカードの取得は申請に基づくもので、取

得するかしないか、取得後返納するかどうかは、個人の自由です。マイナ保険証を作るのも任意です。廃止をするのは全く道理のないものです。

2番目に、マイナンバーの申請を望んでいच्छゃらない方も、また申請をしたくてもできない方もいます。

3番目、施設などを出かけて手続をすると、市からも説明がありましたが、施設入所では自分で持っておくのが困難、施設内でそれを保存、保管、また暗証番号の管理などが大変困難だと説明もありました。

4番目、医療機関の窓口では、読取り機の不具合、災害時の停電など、様々なトラブルが全国で起きています。現行の保険証のほうが使いやすいと、その場合、言われている状況もあります。

5番目、マイナンバーカードへの手続をテレビ宣伝、ポイント付与、受付延長など、あの手この手で行っていますが、それでも山鹿市では79.3%の取得率です。国民の信頼を得ておらず、マイナ保険証の利用は低迷している。

9月7日の熊本日日新聞にも、健康保険証廃止へ、国民の意見を聞き再考をという社説が出ました。利用できない、取得したくない、不安がある、そういった声に議会としても応えるべきです。

続きまして、陳情第6号 子育て世帯の負担軽減と少子化対策のために国保税の子ども均等割の減免を求める陳情書が、市民1,666名から提出されています。私は、採択されるべきだと考えております。

1番目、国民健康保険税は重い負担です。示してもらったモデルケース、年間所得400万円、40代夫婦、小学生2人の4人家族では年間72万3700円、同じ構成世帯で協会けんぽでは年額34万1000円で、国民健康保険税の半分以下です。国保は所得によって、7割、5割、2割と軽減もされていますが、国保世帯の12.4%、921世帯が滞納です。そのうちの141世帯は18歳までの子供がいる世帯です。軽減がされていても山鹿市の国保世帯が支払いに苦労していることが分かります。

2番目、国保は扶養の仕組みがありません。子供が増えれば増えるだけ、世帯主の負担が増えます。社会保険の場合は扶養がなされるため、生計を維持されている家族は扶養扱いです。人数にかかわらず保険料は一定で、同じ額を払えばいいです。国民健康保険の場合は、扶養という考え方がないため、収入のない子供でも生まれてすぐから均等割で税を課します。この仕組みのため、全国知事会も市長会も、加入者の所得は低いのに保険料は公的医療保険で最も高い。これこそ国保の構造的問題であり、制度の持続可能性と国民皆保険の基盤を脅かす重大問題であると指摘しています。

3番目、国民健康保険は社会保障です。地方自治法第1条の2、地方公共団体は

住民の福祉の増進を図ることが基本です。国民健康保険法、1938年に施行された旧の国民健康保険法第1条には、国民健康保険は相扶共済の精神にのっとり目的が書かれてあります。いわゆる相互扶助の制度だと、これで解釈されていました。しかし、1959年、新しく新国民健康保険になったときには、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すると、その目的を変更しております。国民に必要な医療を給付する社会保障だと変わったのです。

4番目、子育て支援と逆行するような課税の在り方こそ、公平性に欠くものです。国民皆保険制度の根幹であり、退職した人など、いずれみんながここに加入していく保険制度であり、ここに一般財源を投じることは、公平性を欠くということにはつながらないと考えます。

5番目、健幸都市宣言を行っている自治体だからです。赤ちゃんから高齢者まで、誰もが生涯を通じて心と体の健やかさを保ち、地域とのつながりを大切にしながら暮らし続けるために、健康づくりを支援と宣言しています。市民の願いに応え、子供の医療費無償化は、ほかの自治体に先んじて山鹿市は18歳までが子供だとして、いち早く年齢拡大をして無償化を実施してきました。子供の均等割軽減は、宣言にふさわしい取組です。

6番目、少子化対策、子育て支援は、待ったなしです。山鹿市では、1993年以降は出生数が亡くなる方を下回る自然減となり、2024年8月の人口は4万8142人となりました。人口減少対策は手だてをとるのが遅くなるほど、将来への影響は大きくなります。独自減免を行っている他の自治体は、国が行うのを待っていないで、少子化対策、子育て支援として、軽減を実施しています。

地方自治体が、条例や予算で住民の福祉のための施策を行うことを国が禁止したり、廃止を強制したりすることはできません。日本国憲法第92条は地方自治を、そして第94条は条例制定権について、地方自治体の権限を記しています。市町村が自らの判断により、自治体独自の保険料減免を維持・拡充することは可能です。日本国憲法第25条は、国に社会保障などの増進を義務づけ、その後退を厳しく戒めています。医療を受ける権利、健康に生きる権利の実現を求め、憲法に明記された生存権を実質的に保障させることに、住民に一番身近な自治体が住民の福祉の増進のために力を合わせていくべきです。

以上、議員の皆様にご賛同をお願いいたしまして、私の討論を終わりとさせていただきます。

#### ○服部香代 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は終了いたします。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第51号から議案第56号までの6案件を一括採決いたします。議案第51号から議案第56号までの6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

御異議なしと認めます。よって、6案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第57号及び議案第58号の2案件を一括採決いたします。議案第57号及び議案第58号の2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

御異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第59号から議案第63号までの5案件を一括採決いたします。議案第59号から議案第63号までの5案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○服部香代 議長**

御異議なしと認めます。よって、5案件は原案のとおり可決することに決しました。

認定第1号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

**○服部香代 議長**

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

認定第2号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。  
認定第3号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。  
認定第4号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。  
次に、認定第5号から認定第11号までの7案件を一括採決いたします。認定第5号から認定第11号までの7案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、7案件は原案のとおり認定することに決しました。

陳情第5号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第5号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。  
陳情第6号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第6号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。

○

閉 会

○服部香代 議長

これもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、令和6年（第4回）山鹿市議会9月定例会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 服部香代

山鹿市議会議員 永田紘二

山鹿市議会議員 関口和良